

# 第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(令和4年度～令和8年度)

## 令和8年度調査票

例年の調査項目（令和7年度の実施内容・実施評価※・今後の改善策等、令和8年度の実施目標）及び  
第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

### ※ 令和7年度実施評価の基準

- A : 順調に取り組んでおり、成果も上がっている。
- B : 段階的に取り組んでおり、成果も上がっている。
- C : 計画どおり取り組んでいるが、成果が上がっていない。
- D : 取り組みが一部停滞している。
- E : 取り組みに至っていない。

調査票

■ 調査票の内容

例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

※は再掲事業

| 目標                    | 施策                | 方向性                | 事業No | 担当部署    | 事業名                         | 事業内容                                                                            | 令和 7 年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                               | 令和 7 年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                                                              | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                                                                | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由                                                                                |
|-----------------------|-------------------|--------------------|------|---------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支え合い<br>助け合う<br>地域づくり | 基本<br>施策1<br>地域育成 | 人材の<br>方向性・1<br>育成 | 1    | 市民協働推進課 | 1 協働のまちづくり担い手<br>育成事業（市民大学） | 共に考え、教え合う双方向の学習形式を取り入れ、対話型の授業を行います。高齢者がまちづくりの担い手として活躍できるよう、より実践的な内容のコースを設計します。  | 「守谷を知るコース」「もりやいきいきコース」「みんなのまちづくり入門コース」「みんなのまちづくり専門コース」の4講座及び「市民科学ゼミ」「公開講座」の開催を支援します。                       | 「守谷を知るコース」、「いきいきシニアコース」、「まちづくり協議会コース」の3コースを実施し、協働のまちづくりの担い手育成に取り組みました（受講者延数79人）。また、教室受講のみではなくZoomを使用してオンラインでの講義を実施するなど、受講生のニーズに対応したほか、「公開講座」「市民科学ゼミ」も実施しました。さらには、令和7年度に世代交代プロジェクトを実施し、交代した運営委員（5人）も積極的に参加して、運営の刷新に取り組みました。 | A  |                         | 「守谷を知るコース」「もりやいきいきコース」「みんなのまちづくり入門コース」「みんなのまちづくり専門コース」の4講座と「市民科学ゼミ」「公開講座」の開催を支援します。                                                                                                       |      | 維持               |                                                                                                 |
|                       |                   |                    | 2    | 社会福祉協議会 | 2 ボランティアの確保<br>・育成          | ボランティア養成講座や研修会を開催するほか、ボランティア団体の交流会を実施します。                                       | 引き続き、地域で実施する事業について、ボランティアを募集し地域活動への参加のきっかけづくりを推進します。                                                       | 「夏ボラ！！」参加者のための講座および説明会を実施し、60名参加いただきました。<br>「夏ボラ！！」活動受入れ施設（高齢・障がい・児童・ボランティア団体）79施設に依頼し、38施設・団体に受け入れの協力をいただきました。地域貢献に協力いただける企業・学校・団体等が増えています。                                                                               | A  |                         | 「夏ボラ！！」参加者の拡大と、企業・団体等に自社の強みを活かした地域貢献について働きかけを積極的に行い、地域資源と地域をつないでいきます。                                                                                                                     | ○    | 拡大               | 地域の福祉力を強化するために住民活躍するきっかけを作っていきます。                                                               |
|                       |                   |                    | 3    | 社会福祉協議会 | 3 ボランティア活動の支援               | ボランティア活動に関する情報提供や活動場所の支援を行うことにより、市民がボランティア活動に参加できる環境を整えるとともに、ボランティア活動を活性化します。   | 引き続き地域活動に参加するきっかけを支援し、登録者数を増やし、登録者（団体）で定期的な交流会や研修会を開催し登録者同士のつながりを創ります。                                     | 相談支援対応件数157件あり。活動場所について調整を実施しました。個人ボランティア42名、団体ボランティア10団体と登録が増えています。                                                                                                                                                       | A  |                         | 個人VO活動用の冊子を作成し地域イベント、施設等の情報を記載しVO先の「見える化」を図ります。男性のセカンドライフ講座等を企画し、地域活動への参加の機会を創生します。                                                                                                       | ○    | 拡大               | 活動先の拡大と把握<br>活動継続支援                                                                             |
|                       |                   |                    |      | 市民協働推進課 |                             |                                                                                 | 社会福祉協議会と連携して、助成金等を通じてより多くの公益活動団体が活動できるように支援します。<br>数値目標：50団体                                               | もりや公益活動促進協会助成金の事務局である市民活動支援センターが中心となって、公益活動団体への情報提供や情報共有の場を設けることで、49団体が助成金を活用できました。（令和6年度実績45団体）<br>※数値目標を概ね達成                                                                                                             | A  |                         | 市民活動支援センターや社会福祉協議会と連携し、情報提供や共有の場を提供するとともに、助成金等の交付を通じて、より多くの公益活動団体が活動できるように支援します。（数値目標：50団体）<br>【もりや公益活動助成金の種類】<br>・公益活動継続応援助成 3万円・50団体<br>・新規チャレンジ・ステップアップ助成 15万円・4団体<br>・協働推進助成 45万円・2団体 |      | 拡大               | 助成金の総額は300万円<br>で変更はないものの、「協働推進助成」の金額を増額（3団体・30万円⇒2団体・45万円）することで、公益活動団体がより活発に活動できるように見直しを行いました。 |
|                       |                   |                    | 4    | 健康長寿課   | 4 介護支援ボランティア<br>ポイント制度      | 高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し還元することで、生きがいや介護予防につなげます。                    | 引き続き、制度の周知に努め登録者増加を目指します。受入施設の新規開拓を行い、ボランティア希望者が活動しやすい環境を構築します。                                            | 広報もりやへの掲載により、制度の周知に努めました。令和7年度は13名中12名がポイント交換を行いました（昨年度は24名中14名）。ポイント交換の割合が増加したことで、ボランティア活動の稼働率は向上しました。                                                                                                                    | B  |                         | ボランティア活動の機会をさらに充実させるため、受入施設を1施設以上の増加を目指します。また、登録者を増やすための広報戦略を強化します。                                                                                                                       |      | 維持               |                                                                                                 |
|                       |                   |                    | 5    | 健康長寿課   | 5 手話通訳者育成事業                 | 手話通訳者や手話奉仕専門員を育成するため、守谷市聴覚障害者協会の協力を得て手話講座を開催します。                                | 守谷市聴覚障害者協会の業務委託により全21回の手話奉仕員養成講座（入門編）を開催します。                                                               | 守谷市聴覚障害者協会の業務委託により全21回の手話奉仕員養成講座（入門編）を開催しました。20名の参加があり、内19名が修了しました。                                                                                                                                                        | B  |                         | 守谷市聴覚障害者協会の業務委託により全23回の手話奉仕員養成講座（基礎編）を開催します。                                                                                                                                              |      | 維持               |                                                                                                 |
|                       |                   |                    | 6    | 健康長寿課   | 6 地域介護予防活動<br>支援事業          | 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織支援等を行い、地域での介護予防活動を推進します（人づくり環境づくり）。  | 新たに認知症予防リーダーとして活動できる人材を10名程度養成し、自信を持って活動できるように追加の研修も実施します。さらに新規の活動の場所を開拓していきます。                            | 認知症予防リーダー養成教室を実施し、12名を養成しました。また認知症予防リーダーに対し研修等を3回実施し、自信を持って活動できるよう支援しました。認知症予防リーダー養成教室：3回（12名養成）<br>→活動メンバー28名に増員<br>認知症予防リーダー向け研修：3回<br>活動実績：50回、延べ680名参加<br>活動場所：10カ所（内、新規2カ所）                                           | B  |                         | メンバーの質の向上とモチベーション維持のため研修や現地指導を行います。さらに、メンバー同士が積極的に交流できるように支援します。                                                                                                                          |      | 維持               |                                                                                                 |
|                       |                   |                    | 7    | 健康長寿課   | 7 認知症サポーター等<br>養成事業         | 認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成します。 | 多世代（小学生・親子・高校生）や事業所に向け、認知症サポーター養成講座を開催します。認知症サポーターを対象に認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症サポーターとしての活動範囲を広げるきっかけを作ります。 | 新規に2名のキャラバンメイトを養成しました。多世代に対し、認知症サポーター養成講座を実施しました。認知症サポーターステップアップ講座を開催し、地域での活動を考える機会としました。認知症サポーター養成講座：14回 延べ426名参加<br>認知症サポーターステップアップ講座：全2回（1クール）16名                                                                       | B  |                         | 多世代に対し、認知症サポーター養成講座を開催します。また、「チームオレンジ」（認知症サポーターがチームを組み、認知症の人とその家族を支援する取り組み）の立ち上げに向けた準備を行います。                                                                                              |      | 維持               |                                                                                                 |
|                       |                   |                    | 8    | 健康長寿課   | 8 シルバーリハビリ体操<br>指導士3級養成講習会  | 市内において、3級指導士養成講習会を開催し、シルバーリハビリ体操指導士の人材を確保します。                                   | 3級指導士養成講習会を7月に開催し、あらたな指導士を養成します。                                                                           | 3級指導士養成講習会を7～8月に開催し、あらたな指導士を6名養成しました。                                                                                                                                                                                      | B  |                         | 3級指導士養成講習会を7月に開催し、あらたな指導士を養成します。                                                                                                                                                          |      | 維持               |                                                                                                 |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                | 施策                            | 方向性                  | 事業No. | 担当部署     | 事業名                                | 事業内容                                                                                      | 令和7年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                                                                 | 令和7年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                                                                                                         | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                                                                                                                                    | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由                                                                                     |
|-------------------|-------------------------------|----------------------|-------|----------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支え合い<br>助け合う地域づくり | 基本施策1<br>地域活動のきっかけづくりの推進と人材育成 | 人材の<br>方向性・1<br>育成   | 9     | のびのび子育て課 | 9 ファミリーサポート<br>センター事業<br>（サポーター育成） | サポーターの増員を図るため、サポーター育成講座（年2回実施予定）、サポーター研修（講習、研修等）、フォローアップ講座を実施します。                         | サポーター増員のため、引き続き育成講座等を実施し新たなサポーターを獲得します。<br>数値目標：育成講座3回、フォローアップ講座1回                                                                                                                         | サポーター育成のためにサポーター育成講座3回、フォローアップ講座1回、サポーター交流会1回を実施しました。<br>取組結果：46名                                                                                                                                                                                                   | B  |                         | サポーター増員のため、引き続き育成講座等を実施し新たなサポーターを獲得します。<br>数値目標：育成講座3回、フォローアップ講座1回                                                                                                                                                                                            |      | 維持               |                                                                                                      |
|                   |                               |                      | 10    | 生涯学習課    | 10 もりやコミュニティ・<br>スクールボランティア<br>バンク | 地域において学校教育、文化、芸術、スポーツ等の活動に優れた知識及び技能を有している市民等を市内公立小中学校の求めに応じ紹介することで、学校における学習活動等を継続的に支援します。 | バンク登録者を増やすために、各団体（商工会・市民活動支援センター・公民館等）を通じてチラシの配布や広報もりや・ホームページへの掲載、市政情報モニターなどで周知を行う。<br>市内小中学校に対しては、校長会等で積極的な活用や未登録者の方への登録依頼を行う。<br>数値目標：学校ボランティア実施回数：2,000回・スクールボランティアバンク登録者内容ごとの活用人数：950人 | バンク登録者をさらに増やすために、商工会・市民活動センターや公民館等を通じて市内団体へのチラシの配布、ホームページへの掲載及び市内小中学校に対して、校長会・教頭会・教務主任会等で積極的な活用や未登録者の方への登録依頼を行いました。<br>実績：<br>学校ボランティア実施回数:1,724回・スクールボランティアバンク登録者内容ごとの活用人数:807人                                                                                    | B  |                         | バンク登録者を増やすために、各団体（まちづくり協議会・商工会・市民活動支援センター・公民館等）を通してチラシの配布や広報もりや・ホームページの掲載、施政情報モニターなどで周知を行います。市内小中学校に対しては、もりやビジョン2026-2030「04地域とともにある学校づくり」の重点として校長会・教頭会・教務主任会等で計画的・積極的な活用や未登録者の方への登録依頼を行います。<br>数値目標：<br>学校ボランティア実施回数:2,100回・スクールボランティアバンク登録者内容ごとの活用人数:1,000人 |      | 維持               |                                                                                                      |
|                   |                               | 福祉活動の<br>方向性2<br>の推進 | 11    | 市民協働推進課  | 1 まちづくり協議会推進<br>事業（人的支援）           | 各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を支援担当職員として配置して、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。                   | 引き続き各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、既存の活動の展開を支援するとともに、新たな活動（地域食堂（子ども食堂）の開設等）の実施を支援します。                                                                                                   | 各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、提案や活動支援を実施することで、全地区において5つ以上の活動を実施することができました。また、イベント等の実施の際には、地区内に配置された地域担当職員を派遣し、準備作業等において支援を行いました。                                                                                                                                | A  |                         | 引き続き、10地区の「まちづくり協議会」に、活動交付金を交付し、地区の活性化、課題解決等につながる活動を支援します。                                                                                                                                                                                                    | ○    | 維持               |                                                                                                      |
|                   |                               |                      | 12    | 市民協働推進課  | 2 まちづくり協議会推進<br>事業（財政支援）           | 各地区の「まちづくり協議会」に交付金を交付して、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。                                       | 引き続き、10地区の「まちづくり協議会」に、活動交付金を交付し、地区の活性化、課題解決等につながる活動を支援します。<br>【予算額】<br>R5 30,069千円 / R6 30,620千円                                                                                           | 令和6年度に引き続き、各地区では交付金を有効に活用し、様々な活動を活発に実施しました。<br>主な活動内容としては、例年実施している交流活動（ぶらぶら亭・くわがた亭）やあいさつ運動、買い物支援、助け合い活動、地域食堂等の事業を継続して実施しました。<br>また、敬老行事として、一部の地区では、敬老会や敬老コンサート、多世代ふれあい音楽会の開催や敬老事業として対象者への記念品の配布を行いました。<br>さらには、「あわんとり」・「どんど焼き」等の伝統行事や防災訓練・防災講演会等の防災活動も実施することができました。 | A  |                         | 引き続き、10地区の「まちづくり協議会」に活動交付金を交付し、地区の活性化や課題解決等につながる活動を支援します。<br>【予算額】<br>R8 31,756千円<br>（R7 30,620千円）                                                                                                                                                            | ○    | 拡大               | 各地区でのイベント実施における費用が高騰している状況を踏まえ、会場の設営（設備）に係る費用を対象として分野別交付金「広域交流事業助成」を創設し、さらなる財政支援を行います。               |
|                   |                               |                      | 13    | 市民協働推進課  | 3 まちづくり協議会推進<br>事業（活動拠点の支援）        | 各地区の「まちづくり協議会」が活動するための拠点（事務所的な場所）を設け、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。                          | 引き続き「まちづくり協議会」が活動する拠点（事務所的な場所）を提供するとともに、新たに拠点や倉庫等を必要とする地区に対して、拠点設置の検討や既存の公共施設等への提供等により支援します。                                                                                               | 各地区の「まちづくり協議会」に継続して活動拠点を提供することで、活動の活性化や継続に寄与することができました。                                                                                                                                                                                                             | A  |                         | 引き続き「まちづくり協議会」が活動する拠点（事務所的な場所）を提供するとともに、新たに拠点や倉庫等を必要とする地区に対して、拠点設置の検討や既存の公共施設等への提供等により支援します。                                                                                                                                                                  | ○    | 維持               |                                                                                                      |
|                   |                               |                      | 14    | 市民協働推進課  | 4 もりや公益活動促進協会<br>との連携              | 市内の公益活動に対して、助成、団体の設立及び運営のサポート、ネットワーク化促進などに関する活動を行う「もりや公益活動促進協会」と連携し、市内の公益活動の発展を目指します。     | 令和4年度から開始したもりや公益活動促進協会助成金が3年を経過したため、より活用しやすい制度になるように、もりや公益活動促進協会及び市民活動支援センターと連携・協力し、制度の見直しを行います。                                                                                           | より多くの公益活動団体が公益活動促進協会助成金を活用できるよう、当該協会や市民活動支援センターと連携し、広報もりややホームページをはじめ、それぞれの媒体により情報を発信しました。<br>これに伴い、新規団体の助成金申請相談や公益活動団体の活動の活性化や団体同士の連携につなげることができました。<br>なお、助成制度の見直しを行い、より効果的な内容となるように「協働推進助成」を3団体・30万円から2団体・45万円に変更し、令和8年度から運用を開始します。                                | A  |                         | もりや公益活動促進協会助成金がより多く活用されるように、もりや公益活動促進協会及び市民活動支援センターと連携・協力し、制度の周知と適切な運用に取り組みます。<br>【助成金の種類】<br>・公益活動継続応援助成 3万円・50団体<br>・新規チャレンジ・ステップアップ助成 15万円・4団体<br>・協働推進助成 45万円・2団体                                                                                         |      | 拡大               | 助成金の総額は300万円<br>で変更はないものの、「協働推進助成」の金額を増額することで、公益活動団体がより活発に活動できるように見直しを行いました。<br>※「3 ボランティア活動の支援」と同内容 |
|                   |                               |                      | -     | 健康長寿課    | 5 介護支援ボランティア<br>ポイント制度※            | 高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し還元することで、生きがいや介護予防につなげます。                              | 引き続き、制度の周知に努め登録者増加を目指します。受入施設の新規開拓を行い、ボランティア希望者が活動しやすい環境を構築します。                                                                                                                            | 広報もりやへの掲載により、制度の周知に努めました。令和7年度は13名中12名がポイント交換を行いました（昨年度は24名中14名）。ポイント交換の割合が増加したことで、ボランティア活動の稼働率は向上しました。                                                                                                                                                             | B  |                         | ボランティア活動の機会をさらに充実させるため、受入施設を1施設以上の増加を目指します。また、登録者を増やすための広報戦略を強化します。                                                                                                                                                                                           |      | 維持               |                                                                                                      |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度の取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度の取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                | 施策                            | 方向性                    | 事業No | 担当部署    | 事業名                  | 事業内容                                                                                                                      | 令和 7 年度 <span style="color:blue">の取組目標</span><br><span style="color:blue">（数値目標等含む）</span>                              | 令和 7 年度 <span style="color:blue">の取組内容</span><br><span style="color:blue">（数値実績等を含む）</span>                                                                                                        | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度 <span style="color:blue">の取組目標</span><br><span style="color:blue">（数値目標等含む）</span>                                                                                                  | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由                                                                                |
|-------------------|-------------------------------|------------------------|------|---------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支え合い<br>助け合う地域づくり | 基本施策1<br>地域活動のきっかけづくりの推進と人材育成 | 福祉活動の環境づくりの推進          | 15   | 市民協働推進課 | 6 空き家等活用コミュニティ推進事業助成 | 市内の自治会、町内会その他の団体が空き家等を借り上げてコミュニティサロンを運営できるようにするため、引き続き家賃の95%の助成を行います。また、広報もりや等により情報を発信し、制度の利用を促進することで、コミュニティ活動の活性化を図ります。  | 自治会・町内会やその他の団体が、空き家等を借り上げてコミュニティサロンを運営できるようにするため、引き続き家賃の95%の助成を行います。また、広報もりや等により情報を発信し、制度の利用を促進することで、コミュニティ活動の活性化を図ります。 | 事業を利用する5地区が引き続きコミュニティサロンを利用し、コミュニティ活動を円滑に行えるように、家賃の95%の助成による支援を行いました。令和7年度は、利用状況を把握するため、各団体に対してアンケート調査を実施し、実態の把握に努めました。                                                                            | A  |                         | 自治会・町内会やその他の団体が、空き家等を借り上げてコミュニティサロンを運営できるようにするため、引き続き家賃の助成を行います。また、広報もりや等により情報を発信し、制度の利用を促進することで、コミュニティ活動の活性化を図ります。                                                                       |      | 維持               |                                                                                                 |
|                   |                               |                        | 16   | 市民協働推進課 | 7 地域活動のための施設等使用料助成   | 住民組織が身近で気軽に集まることのできる場所を確保するため、施設等を使用する経費に対し、助成を行います。                                                                      | 自治公民館等を保有しない自治会・町内会のさらなるコミュニティ活動の促進を図るため、区長業務説明会や広報もりや等の機会・媒体を活用し、制度の利用促進に向けて周知に取り組みます。                                 | 自治公民館を所有していない自治会・町内会に対して、施設を使用する経費を助成することで、自治会活動の活性化を支援（3団体：R6 1団体）することができました。また、令和5年度末に各自治会・町内会に対して実施した調査（貸出可能な自治公民館等を把握するための調査）を基に、この結果を公表し、利用可能な自治公民館等を引き続き周知しました。                              | A  |                         | 自治公民館等を保有しない自治会・町内会のさらなるコミュニティ活動の促進を図るため、区長業務説明会や自治会・町内会まるごとミーティングの機会、広報もりや・ホームページ等の媒体を活用し、制度の利用促進に向けて周知に取り組みます。                                                                          |      | 維持               |                                                                                                 |
|                   |                               | 協働による<br>方向性活動3の<br>促進 | 17   | 市民協働推進課 | 1 まちづくり協議会推進事業       | 各地区の「まちづくり協議会」では、地区の活性化、課題解決などにつながる活動に取り組んでいます。今後も、「守谷市まちづくり協議会支援員制度」や「守谷市まちづくり協議会活動支援交付金制度」等により、各地区の「まちづくり協議会」の活動を推進します。 | 引き続き各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、既存の活動の展開を支援するとともに、新たな活動（地域食堂（子ども食堂）の開設等）の実施を支援します。                                | 各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置して提案や活動支援を実施し、活動実施に対する交付金交付による財政支援を行うことで、全地区において5つ以上の活動を実施することができました。また、設置済みの活動拠点を適切に利用できるように、運用に係る支援を行いました。なお、イベント等の実施の際には、地区内に配置された地域担当職員を派遣し、準備作業等において支援を行いました。 | A  |                         | 引き続き各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置（人的支援）し、交付金交付による事業の支援（財政支援）を行い、活動の拠点を整備することで、既存の活動の展開を支援するとともに、新たな活動の実施を支援します。                                                                        | ○    | 拡大               | まちづくり協議会への財政支援において、新たに分野別交付金「広域交流事業助成」を創設し、さらなる財政支援を行います。                                       |
|                   |                               |                        | -    | 社会福祉協議会 | 2 ボランティア活動の支援※       | ボランティア活動に関する情報提供や活動場所の支援を行うことにより、市民がボランティア活動に参加できる環境を整えるとともに、ボランティア活動を活性化します。                                             | 引き続き地域活動に参加するきっかけを支援し、登録者数を増やし、登録者（団体）で定期的な交流会や研修会を開催し登録者同士のつながりを創ります。                                                  | 相談支援対応件数157件あり。活動場所について調整を実施しました。個人ボランティア42名、団体ボランティア10団体と登録が増えています。                                                                                                                               | A  |                         | 個人VO活動用の冊子を作成し地域イベント、施設等の情報を記載しVO先の「見える化」を図ります。男性のセカンドライフ講座等を企画し、地域活動への参加の機会を創生します。                                                                                                       | ○    | 拡大               | 活動先の拡大と把握<br>活動継続支援                                                                             |
|                   |                               |                        | -    | 市民協働推進課 |                      |                                                                                                                           | 社会福祉協議会と連携して、助成金等を通じてより多くの公益活動団体が活動できるように支援します。<br>数値目標：50団体                                                            | もりや公益活動促進協会助成金の事務局である市民活動支援センターが中心となって、公益活動団体への情報提供や情報共有の場を設けることで、49団体が助成金を活用できました。（令和6年度実績45団体）<br>※数値目標を概ね達成                                                                                     | A  |                         | 市民活動支援センターや社会福祉協議会と連携し、情報提供や共有の場を提供するとともに、助成金等の交付を通じて、より多くの公益活動団体が活動できるように支援します。（数値目標：50団体）<br>【もりや公益活動助成金の種類】<br>・公益活動継続応援助成 3万円・50団体<br>・新規チャレンジ・ステップアップ助成 15万円・4団体<br>・協働推進助成 45万円・2団体 |      | 拡大               | 助成金の総額は300万円<br>で変更はないものの、「協働推進助成」の金額を増額（3団体・30万円⇒2団体・45万円）することで、公益活動団体により活発に活動できるように見直しを行いました。 |
|                   |                               |                        | 18   | 市民協働推進課 | 3 地域活動団体広報紙発行        | 各地区の「まちづくり協議会」の活動内容の周知と活動の輪を広げるため、各協議会が任意で広報誌を発行しています。今後も、各地区の「まちづくり協議会」の活動を支援していきます。                                     | 各地区の「まちづくり協議会」がその活動を市民に周知し、地域の活性化と課題解決を図るため、引き続き定期的に広報誌を発行し、情報発信を行うことができるように支援します。                                      | 市内10地区（全地区）のまちづくり協議会において、広報紙を発行やSNS等の活用により、活動を周知することができました。                                                                                                                                        | A  |                         | 各地区の「まちづくり協議会」がその活動を市民に周知し、地域の活性化と課題解決を図るため、引き続き定期的に広報誌の発行やSNS等の活用により、情報発信を行うことができるように支援します。また、各地区の活動をより広域的に周知できるように、広報誌を市ホームページに掲載します。                                                   |      | 維持               |                                                                                                 |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                     | 施策                  | 方向性              | 事業No. | 担当部署                      | 事業名                                                          | 事業内容                                                                                                                                                                                                         | 令和 7 年度 of 取組目標<br>（数値目標等を含む）                                                                                                                 | 令和 7 年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                                                                                      | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等                                                               | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等を含む）                                                                                                                                   | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由                                                                                                             |
|------------------------|---------------------|------------------|-------|---------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支え合い<br>基本目標1<br>地域づくり | 支え合い<br>基本活動2<br>推進 | 支え合い活動の<br>推進・支援 | 19    | 健幸長寿課<br>（地域包括支援センター）     | 1 生活支援体制整備事業<br>（まちづくり協議会<br>地域福祉部会での<br>情報共有の話し合い<br>の場の設置） | 日常生活圏域＊（6圏域）ごとに設立<br>されているまちづくり協議会地域福祉<br>部会（仮称）を基盤として各地区にお<br>ける高齢者に関する情報共有や支え合<br>いの活動などの取組が推進できるよう<br>にします。                                                                                               | まちづくり協議会地域福祉部会等へ生<br>活支援コーディネーターである社会福<br>祉協議会職員とともに出席し、高齢者<br>に関する情報提供・意見交換を実施し<br>ます。高齢者の見守り活動として引き<br>続き認知症サポーター養成講座や認知<br>症声かけ模擬訓練を実施します。 | まちづくり協議会地域福祉部会等へ社<br>会福祉協議会及び健幸長寿課職員が出<br>席し、介護予防や認知症支援に関する<br>情報提供・意見交換を実施しました。<br>大井沢まちづくり協議会立沢地区で認<br>知症高齢者等声かけ模擬訓練を実施<br>し、地域のつながりを考えるきっかけ<br>づくりを行いました。                                                                                       | B  |                                                                                       | まちづくり協議会地域福祉部会等へ生<br>活支援コーディネーターである社会福<br>祉協議会職員とともに出席し、高齢者<br>に関する情報提供・意見交換を実施し<br>ます。地域のニーズに応じて、認知症<br>サポーター養成講座や認知症高齢者等<br>声かけ模擬訓練等を実施します。                 |      | 維持               |                                                                                                                              |
|                        |                     |                  |       | 社会福祉協議会                   |                                                              |                                                                                                                                                                                                              | 引きつづき各地区担当者がかわわり、<br>必要な関係機関とつなぎ、活動を支援<br>していきます。                                                                                             | 担当職員が地域の課題を意識し、必要<br>な関係機関とつないでいます。                                                                                                                                                                                                                | B  |                                                                                       | 引きつづき各地区担当者がかわわり、<br>必要な関係機関とつなぎ、活動を支援<br>していきます。                                                                                                             | ○    | 維持               |                                                                                                                              |
|                        |                     |                  | 20    | 健幸長寿課<br>（地域包括支援センター）     | 2 生活支援コーディネ<br>ーターの配置                                        | 守谷市における生活支援コーディネ<br>ーターは、守谷市地域福祉計画及び守谷<br>市地域福祉活動計画を理解し、6地区<br>の地域性や地域資源を把握した上で、<br>地域の関係者同士をつなぐ役割を担い<br>ます。<br>本計画期間中は、主に地域のニーズや<br>課題の把握に努め、その内容を地域で<br>の助け合いの仕組みづくりや介護予<br>防・日常生活支援総合事業の充実に反<br>映させていきます。 | 社会福祉協議会に委託をしている生活<br>支援コーディネーターが地域に出てい<br>き、それぞれの地域のニーズに合った<br>支援を行えるよう後方支援を行いま<br>す。                                                         | 生活支援コーディネーター、まちづく<br>り協議会等に参加しそれぞれの地域の<br>ニーズに合った支援を行えるよう後方<br>支援を行いました。                                                                                                                                                                           | B  |                                                                                       | 生活支援コーディネーターが地域に出<br>ていき、それぞれの地域のニーズに<br>合った支援を行えるよう後方支援を行<br>います。<br>また、介護予防・日常生活支援総合事<br>業のサービス・活動Cを開始するに伴<br>い、生活支援コーディネーターから利<br>用者のニーズに応じた情報提供を行いま<br>す。 |      | 維持               |                                                                                                                              |
|                        |                     |                  |       | 社会福祉協議会                   |                                                              |                                                                                                                                                                                                              | 引き続き、職員が地域資源を活用し活<br>動しつなぐ意識を持ち、協働で活動を<br>支援します。                                                                                              | まちづくり協議会等の会議70回、研<br>修会6回、地域ケア個別会議に参加し<br>地域ニーズ、地域資源の収集に努めた<br>結果、新たな居場所として自宅開放サ<br>ロン、学校に行きづらさを感じている<br>子どもの居場所3か所を開設しまし<br>た。                                                                                                                    | B  |                                                                                       | 地域資源のさらなる把握と関係機関と<br>のネットワークを強化します。                                                                                                                           | ○    | 拡大               | 地域を歩き、地域資源を<br>把握し社協ネットワーク<br>を増やします                                                                                         |
|                        |                     |                  | 21    | 健幸長寿課<br>（社会福祉協議会）        | 3 茨城型地域包括ケア<br>システムを活用した支援<br>（単独の制度では対応<br>できないケース支援）       | 単独の支援機関では対応が難しい複雑<br>化・複合化した課題に対して、どのよ<br>うなサービスが必要かを各機関の関係<br>者が話し合うサービス調整会議を行<br>い、実際に必要なサービスを提供する<br>地域住民やボランティア、民生委員・<br>児童委員、保健・医療・福祉の関係者<br>がチームを組み支援していく在宅ケア<br>チームを編成し、支援を実施します。                     | 地域ケアシステムサービス調整会議の<br>内容の充実化、対象者へ対応時間の確<br>保等を図り、より一層の支援につなげ<br>ます。                                                                            | 年間延べ相談件数347件 支援者数<br>102名 ケアチーム数51。2か月<br>毎ごとにサービス調整会議を開催し、<br>困難事例検討について話し合いをしま<br>した。もりりん中央にて地域ケア講演<br>会「すべての方の性について」を小西<br>理恵氏による講演会を開催しました。<br>参加数57名。後日社協HPにユー<br>チューブで講演会内容を投稿しまし<br>た。                                                      | B  |                                                                                       | 令和7年度をもって受託終了しまし<br>た。                                                                                                                                        |      | 廃止               | ふくしの総合相談で相談<br>対応を継続します。                                                                                                     |
|                        |                     |                  | 22    | のびのび子育て課                  | 4 ファミリーサポート<br>センター事業                                        | 市が設置するもりやファミリーサポ<br>ートセンターでは、育児の援助を受け<br>たい人（利用会員）と、育児の援助を行<br>いたい人（サポーター会員）との相互<br>援助活動（子どもの預かりや送迎な<br>ど）に関する連絡・調整を実施してい<br>ます。                                                                             | 相互援助活動継続のため、事業の実施<br>内容の周知活動を幅広く実施し、事業<br>の利用につなげます。<br>数値目標：援助回数1,400件以上                                                                     | 相互援助活動のためにアドバイザー<br>が、利用者とサポーターとの連絡調整<br>を行い、年間をとおして援助を行いま<br>した。<br>取組結果：在宅援助931件、施設援<br>助959件、土祝日利用131件                                                                                                                                          | B  |                                                                                       | 相互援助活動継続のため、事業の実施<br>内容の周知活動を幅広く実施し、事業<br>の利用につなげます。<br>数値目標：援助回数1,400件以上                                                                                     |      | 維持               |                                                                                                                              |
|                        |                     |                  | 23    | 社会福祉協議会<br>（在宅福祉サービスセンター） | 5 ほほえみサービス                                                   | 高齢者や身体の不自由な人、産前産後<br>の人の日常生活上の負担を少しでも軽<br>くするために、“たすけあいの心”を<br>持った地域の人々の協力により行う会<br>員方式の有償福祉サービスを実施して<br>います。                                                                                                | 地域の助け合いの会との情報共有・連<br>携を強化するために、市内助け合いの<br>会ネットワークを構築します                                                                                       | 活動時間総数524時間、協力会員2<br>8人、利用会員30人あり、協力会員<br>養成講座、交流会を開催しました。社<br>協だより年4回掲載、パンフレットを<br>リニューアルし広報活動しました。                                                                                                                                               | A  |                                                                                       | 協力会員の安定的な確保に向けた養成<br>講座及び周知の継続と利用会員拡大に<br>向けて取り組みます。                                                                                                          | ○    | 拡大               | ファミリーサポートセン<br>ター、ほほえみサービ<br>スのサポーター、協会員<br>を増やします                                                                           |
|                        |                     |                  | 24    | 社会福祉課                     | 6 民生委員・児童委員<br>による支援                                         | 民生委員・児童委員の役割や活動につ<br>いて広く周知を図り、身近な地域で相<br>談が受けられるようにします。                                                                                                                                                     | 地域イベントへの参加による福祉相談<br>窓口の設置を行い、活動の活性化を図<br>ります。また、民生委員児童委員の一<br>斉改選に伴うPRについても広報誌、<br>HP等を通じて行います。<br><br>数値目標<br>福祉相談窓口の設置回数：2回、広報<br>誌の掲載：2回  | 地域イベントへの参加や、民生委員児<br>童委員の一斉改選に伴う広報誌、HP<br>等への記事掲載を通じて民生委員活動<br>のPRを実施しました。<br>R7.12月に実施した一斉改選におい<br>ては、守谷市内で10地区の欠員が生じ<br>ました。<br>（取組結果）<br>地域イベントへの参加：1回（5月）<br>広報誌の掲載：2回（5月・1月）                                                                  | C  | 一斉改選において欠員<br>が生じている10地区<br>については、引き続<br>き、地域関係者等への<br>働きかけを実施し、候<br>補者選任等を実施しま<br>す。 | 引き続き、民生委員活動のPRをし、<br>欠員地区の周知を図るとともに、候補<br>者情報を広く募集し、欠員地区の解消<br>を図っていきます。                                                                                      | ○    | 拡大               | 就労者の高齢化が進み、<br>民生委員の担い手不足が<br>生じている中、民生委員<br>活動の負担軽減を図りつ<br>つ、自治会等の地域関係<br>者との連携をより一層図<br>ることで、民生委員によ<br>る地域活動の活性化を図<br>ります。 |
|                        |                     |                  | -     | 市民協働推進課                   | 7 まちづくり協議会推進<br>事業※                                          | 各地区の「まちづくり協議会」では、<br>地区の活性化、課題解決などにつな<br>がる活動に取り組んでいます。今後も、<br>「守谷市まちづくり協議会支援員制<br>度」や「守谷市まちづくり協議会活動<br>支援交付金制度」等により、各地区の<br>「まちづくり協議会」の活動を推進し<br>ます。                                                        | 引き続き各地区の「まちづくり協議<br>会」に市職員及び社会福祉協議会職員<br>を配置し、既存の活動の展開を支援す<br>るとともに、新たな活動（地域食堂<br>（子ども食堂）の開設等）の実施を支<br>援します。                                  | 各地区の「まちづくり協議会」に市職<br>員及び社会福祉協議会職員を配置して<br>提案や活動支援を実施し、活動実施に<br>対する交付金交付による財政支援を行<br>うことで、全地区において5つ以上の<br>活動を実施することができました。ま<br>た、設置済みの活動拠点を適切に利用<br>できるように、運用に係る支援を行いま<br>した。<br>なお、イベント等の実施の際には、地<br>区内に配置された地域担当職員を派遣<br>し、準備作業等において支援を行いま<br>した。 | A  |                                                                                       | 引き続き各地区の「まちづくり協議<br>会」に市職員及び社会福祉協議会職員<br>を配置（人的支援）し、交付金交付に<br>よる事業の支援（財政支援）を行い、<br>活動の拠点を整備することで、既存の<br>活動の展開を支援するとともに、新た<br>な活動の実施を支援します。                    | ○    | 拡大               | まちづくり協議会への財<br>政支援において、新たに<br>分野別交付金「広域交流<br>事業助成」を創設し、さ<br>らなる財政支援を行いま<br>す。                                                |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                            | 施策                    | 方向性                | 事業No | 担当部署     | 事業名                       | 事業内容                                                                                                                                                                                           | 令和7年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                                     | 令和7年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                                            | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                         | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由                                          |
|-------------------------------|-----------------------|--------------------|------|----------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|-----------------------------------------------------------|
| 支え合い<br>助け合い<br>基本目標<br>地域づくり | 支え合い<br>基本活動策<br>の2推進 | ネット<br>方向性2<br>の構築 | -    | 市民協働推進課  | 1 まちづくり協議会推進事業※           | 各地区の「まちづくり協議会」では、地区の活性化、課題解決などにつながる活動に取り組んでいます。今後も、「守谷市まちづくり協議会支援員制度」や「守谷市まちづくり協議会活動支援交付金制度」等により、各地区の「まちづくり協議会」の活動を推進します。                                                                      | 引き続き各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、既存の活動の展開を支援するとともに、新たな活動（地域食堂（子ども食堂）の開設等）の実施を支援します。                                                                       | 各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置して提案や活動支援を実施し、活動実施に対する交付金交付による財政支援を行うことで、全地区において5つ以上の活動を実施することができました。また、設置済みの活動拠点を適切に利用できるように、運用に係る支援を行いました。<br>なお、イベント等の実施の際には、地区内に配置された地域担当職員を派遣し、準備作業等において支援を行いました。 | A  |                         | 引き続き各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置（人的支援）し、交付金交付による事業の支援（財政支援）を行い、活動の拠点を整備することで、既存の活動の展開を支援するとともに、新たな活動の実施を支援します。                 | ○    | 拡大               | まちづくり協議会への財政支援において、新たに分野別交付金「広域交流事業助成」を創設し、さらなる財政支援を行います。 |
|                               |                       |                    | 25   | 健幸長寿課    | 2 成年後見制度地域連携ネットワークの構築     | 相談対応、後見人受任者調整、家庭裁判所との連携等の機能を持つ中核機関や中核機関における課題等を話し合う協議会の設置に向けた検討を行います。地域全体で権利擁護※に取り組むための司法・介護・福祉・行政等の関係機関によるネットワーク会議等の開催や関係機関との情報共有を図る地域連携ネットワークの整備を進めていきます。                                    | 成年後見制度利用促進協議会を開催し、成年後見利用促進のための地域連携ネットワークの運営や中核機関における課題等を協議します。<br>権利擁護機関連絡会（4回）を開催し、権利擁護に関するネットワークを整備を進め連携を強化します。                                              | 成年後見制度利用促進協議会を開催し、中核機関における課題を整理し、検討を行いました。<br>また、権利擁護機関連絡会（4回）を開催し、権利擁護に関する関係機関での情報共有や意見交換をし、連携を強化しました。                                                                                                | B  |                         | 成年後見制度利用促進協議会を開催し、成年後見利用促進のための地域連携ネットワークの運営や、次期計画の策定に向けての課題について協議します。<br>権利擁護機関連絡会（4回）を開催し、権利擁護に関するネットワークの連携を強化します。                |      | 維持               |                                                           |
|                               |                       |                    | 26   | 健幸長寿課    | 3 医療機関と介護事業所間の人的ネットワークの強化 | 取手市医師会管内の医療機関と介護事業所等による研修会を開催し、顔の見える関係づくりを図ります。                                                                                                                                                | 取手市医師会管内の医療機関、介護事業所等の代表者として構成したワーキンググループで多職種研修会（2回）を開催します。                                                                                                     | ワーキンググループが多職種研修会（認知症関連）を2回実施しました。                                                                                                                                                                      | B  |                         | 取手市医師会管内の医療機関、介護事業所等の代表者として構成したワーキンググループで多職種研修会（2回）を開催します。                                                                         |      | 維持               |                                                           |
|                               |                       |                    | 27   | のびのび子育て課 | 4 守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会     | 要保護児童等に関する情報交換・関係機関の連携及び協力の推進に関する協議、広報・啓発活動を行います。                                                                                                                                              | 代表者会議を年1回、実務者会議を年2回、進行管理会議を年4回開催し、情報交換を行います。また、支援の必要なことに対する理解を深めるための研修を行い、より一層の連携体制と支援体制を構築していきます。                                                             | 代表者会議を年1回、実務者会議を年2回、進行管理会議を年4回を行い、情報交換を行いました。実務者会議のうち1回は、事例検討会を行い、関係機関と協議する必要性を学び、より一層の連携体制の強化を図りました。                                                                                                  | B  |                         | 代表者会議を年1回、実務者会議を年2回、進行管理会議を年4回開催し、情報交換を行います。また、支援の必要なことに対する理解を深めるための研修やグループワークを行い、より一層の連携体制と支援体制を構築していきます。                         |      | 維持               |                                                           |
|                               |                       |                    | 28   | 健幸長寿課    | 5 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業       | 地域における認知症高齢者の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク※」を活用し、徘徊により行方不明となった高齢者等の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者等の安全確保と家族の負担軽減を図ります。引き続き、広報紙等による「守谷市みまもりシール※」についての周知を徹底するとともに、介護支援専門員等の協力を得て家族への働き掛けを行い、事業への登録を促進します。 | 認知症声かけ模擬訓練時等において、認知症高齢者等SOSネットワーク事業の周知を実施します。地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所向けに随時周知を行い、事業対象者の登録につなげていきます。見守り協定事業所の拡大を図り、地域の見守り体制を強化します。また、見守りシールの更新に伴い、ホームページ等で周知を行います。 | 認知症高齢者等声かけ模擬訓練時・見守り活動等協力事業所連絡会議でSOSネットワーク事業の周知を行いました。<br>・情報発信（搜索協力）4件<br>・新規登録32名<br>・登録後5年超過者の更新（再登録1名・抹消7名）<br>・ホームページにおいて、見守りシール更新                                                                 | B  |                         | 地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所向けに随時周知を行い、事業対象者の登録につなげていきます。認知症声かけ模擬訓練時等において、認知症高齢者等SOSネットワーク事業の周知を実施します。<br>見守り協定事業所の拡大を図り、地域の見守り体制を強化します。 |      | 維持               |                                                           |
|                               |                       |                    | 29   | 市民協働推進課  | 6 自治会・町内会まるごとミーティング       | 市内158自治会・町内会の情報交換の場として「自治会・町内会まるごとミーティング」を開催し、自治会・町内会の活動を促進します。                                                                                                                                | 守谷市自治会連絡協議会と協力しながら、より各自治会・町内会活動の活動が活性化するようなテーマ設定や方法を検討していきます。                                                                                                  | 令和6年度は講師による講演を行いました。開催後のアンケート結果を踏まえ、令和7年度は自治会・町内会の先進的な取組（4団体）を発表してもらうとともに、テーマ別にグループ分けをして、意見交換を行う形で開催しました。開催後のアンケートでは、今回の開催方法が好評であったため、主催者である守谷市自治会連絡協議会と協議し、令和8年度も同様の方法で開催することに決定されております。              | A  |                         | 守谷市自治会連絡協議会と協力し、自治会・町内会の動向や意向を踏まえ、自治会等の活動のさらなる活性化に寄与できるようなミーティングの開催方法やテーマ設定等を検討していきます。                                             |      | 維持               |                                                           |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                   | 施策                      | 方向性                      | 事業No | 担当部署  | 事業名                 | 事業内容                                                                                                                                                                                                                              | 令和 7 年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                        | 令和 7 年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                                                                                               | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等                                                                                          | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                               | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由 |
|----------------------|-------------------------|--------------------------|------|-------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------|
| 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり | 健康寿命の<br>延伸と介護<br>予防の推進 | 健康づくり活動や介護予防の支援<br>方向性 1 | 30   | 健康長寿課 | 1 認知症の発症予防          | 高血圧や糖尿病といった生活習慣病は、認知症発症のリスクが高くなるため、生活習慣病の予防が必要な人への指導を強化していきます。<br>運動の習慣は、認知機能を向上させ、認知症のリスクを低下させるため、効果的な運動について普及していきます。                                                                                                            | 運動を習慣化させるための運動教室を開催します。また、運動習慣のきっかけづくりとして、スポーツジムの利用補助を継続します。                                                                                        | 高齢者の健康増進を通して、介護予防に努め、認知症の発症予防を実施しました。<br>おおぞら運動教室 1 6 回 2 3 9 人<br>おためしフィットネス 1 1 名                                                                                                                                                                         | B  |                                                                                                                  | おおぞら運動教室等の健康づくりや、出前講座及び高齢者の生きがいづくりを通して、介護予防に努め、認知症の発症予防を実施します。                                                                           |      | 維持               |                  |
|                      |                         |                          |      | 保健予防課 |                     |                                                                                                                                                                                                                                   | 特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、健康づくり健康診査の結果で保健指導が必要な方を対象に、生活習慣や食生活、運動について結果相談会を実施します。<br>相談会：15回<br>日常に運動を取り入れるきっかけとなる運動教室を開催します。<br>数値目標：延参加人数60人以上            | ミニドック健康診査、集団健康診査の結果送付に合わせ、健診結果相談会を実施、生活習慣（食・運動）の改善や病態に関する保健指導を実施しました。<br>取組実績：相談会15回<br>若年層を対象とした運動教室を開催しました。<br>取組実績：延参加人数18人                                                                                                                              | C  | 運動教室は若年層の参加を促すよう土曜日開催とし、広報、SNS、ホームページ等で周知しましたが、参加実績は少ない状況でした。<br>対象年齢外からの問い合わせは多くあり、対象者の分析とニーズ、開催時期を検討する必要があります。 | 特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、健康づくり健康診査の結果で保健指導が必要な方を対象に、生活習慣や食生活、運動について結果相談会を実施します。<br>相談会：16回<br>日常に運動を取り入れるきっかけとなる運動教室を開催します。<br>数値目標：延参加人数60人以上 |      | 維持               |                  |
|                      |                         |                          | 31   | 健康長寿課 | 2 介護予防把握事業          | 要介護・要支援状態に移行するおそれのある高齢者を早期に把握し、介護予防活動への参加につなげます。                                                                                                                                                                                  | 81・82歳を対象に基本チェックリストを送付し、回答があった方に対して結果票を送付します。またその結果に応じて生活状況の確認や介護予防事業の紹介を行います。                                                                      | 81・82歳を対象に基本チェックリストを送付し、回答があった方に対して結果票を送付しました。結果に応じて生活状況の確認や介護予防事業の紹介や情報提供を実施しました。<br>対象者：977名<br>把握者：889名（回答率：91%）<br>介護予防事業該当者：245名                                                                                                                       | A  |                                                                                                                  | 81歳を対象に基本チェックリストを送付し、回答があった方に対して結果票を送付します。またその結果に応じて生活状況の確認や介護予防事業の紹介を行います。                                                              |      | 維持               |                  |
|                      |                         |                          | 32   | 健康長寿課 | 3 介護予防普及啓発事業        | 市民に、幅広く介護予防に関する知識を理解してもらうことを目的として、介護予防に資する基本的な知識を普及及び配布、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や専門職による相談会等を開催します。また、介護予防の普及啓発に資する運動、高齢者の低栄養や肺炎予防等につなげるための栄養、口腔等に係る専門職による出前講座や介護予防教室の開催等による介護予防を推進します。<br>6地区の地域特性を踏まえたフレイル*予防教室を展開します。 | ・専門職による出前講座やミニ講座（げんき館、サロンでの健康ちょこっと小話）を実施します。<br>・介護予防普及啓発講演会を実施します。<br>・公園を活用したおおぞら運動教室やシニア運動教室（体力測定、運動指導）を実施します。<br>・クックパッドを活用し、介護予防に関するレシピを提供します。 | ・専門職による出前講座（サロン・シニアクラブ等の要請により実施）を41回/635人に実施しました。<br>・専門職によるミニ講座（げんき館、サロンでの健康ちょこっと小話）を121回/1333人に実施しました。<br>・介護予防普及啓発講演会を1回/45人に実施しました。<br>・公園を活用したおおぞら運動教室を16回/延べ239人に実施しました。<br>・シニア運動教室（体力測定、運動指導）を12回/90人に実施しました。<br>・クックパッドを活用し、介護予防に関するレシピ16品を提供しました。 | A  |                                                                                                                  | ・専門職による出前講座やミニ講座（げんき館、サロンでの健康ちょこっと小話）を実施します。<br>・介護予防のための講演会を実施します。<br>・公園を活用したおおぞら運動教室等を実施します。<br>・クックパッドを活用し、介護予防に関するレシピを提供します。        |      | 維持               |                  |
|                      |                         |                          | -    | 健康長寿課 | 4 地域介護予防活動支援事業※     | 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織支援等を行い、地域での介護予防活動を推進します（人づくり 環境づくり）。                                                                                                                                                   | 新たに認知症予防リーダーとして活動できる人材を10名程度養成し、自信を持って活動できるように追加の研修も実施します。さらに新規の活動の場所を開拓していきます。                                                                     | 認知症予防リーダー養成教室を実施し、12名を養成しました。<br>また認知症予防リーダーに対し研修等を3回実施し、自信を持って活動できるよう支援しました。<br>認知症予防リーダー養成教室：3回（12名養成）<br>→活動メンバー28名に増員<br>認知症予防リーダー向け研修：3回<br>活動実績：50回、延べ680名参加<br>活動場所：10ヶ所（内、新規2ヶ所）                                                                    | B  |                                                                                                                  | メンバーの質の向上とモチベーション維持のため研修や現地指導を行います。さらに、メンバー同士が積極的に交流できるように支援します。                                                                         |      | 維持               |                  |
|                      |                         |                          | 33   | 健康長寿課 | 5 地域リハビリテーション活動支援事業 | 作業療法士がサロンや講座等における市民への介護予防に関する技術的助言を行います。また、介護職員等への介護予防に関する技術的助言及び地域ケア会議*やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援等、介護予防の取組を総合的に強化します。                                                                                                              | ・作業療法士等のリハビリテーションの専門職が生活機能相談として、介護支援専門員や地域包括支援センター職員とともに家屋評価等を実施します。<br>・地域ケア個別会議に出席し、自立支援を目的に助言、ケアマネジメントの支援を行います。                                  | ・リハビリの専門職が生活機能相談として、介護支援専門員や地域包括支援センター職員と同行訪問し、家屋評価を含めた助言を実施しました。<br>実績：36件<br>・地域ケア個別会議に出席し、自立支援を目的に助言、ケアマネジメントの支援を実施しました。<br>実績：10回                                                                                                                       | B  |                                                                                                                  | ・作業療法士等のリハビリテーションの専門職が生活機能相談として、介護支援専門員や地域包括支援センター職員とともに家屋評価等を実施します。<br>・地域ケア個別会議に出席し、自立支援を目的に助言、ケアマネジメントの支援を行います。                       |      | 維持               |                  |
|                      |                         |                          | 34   | 保健予防課 | 6 重症化予防             | 重症な循環器疾患を発症するリスクが高い医療未受診者に対し、受療行動を促進する保健指導を実施し、疾病の重症化を予防します。                                                                                                                                                                      | 特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、健康づくり健康診査を受診し、血圧、血糖値、脂質、尿たんぱくの値が重症化予防受療勧奨値で未受診の方を対象に、受療行動促進モデルに沿って保健指導を実施する。<br>数値目標：保健指導実施率100%                                 | ミニドック健康診査、集団健康診査において、特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、健康づくり健康診査を受診し、血圧、血糖値、脂質、尿たんぱくの値が重症化予防受療勧奨値で未受診の方を対象に、受療行動促進モデルに沿って保健指導を実施しました。<br>取組実績：保健指導実施率100%                                                                                                                  | A  |                                                                                                                  | 特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、健康づくり健康診査を受診し、血圧、血糖値、脂質、尿たんぱくの値が重症化予防受療勧奨値で未受診の方を対象に、受療行動促進モデルに沿って保健指導を実施する。<br>数値目標：保健指導実施率100%                      |      | 維持               |                  |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                   | 施策              | 方向性             | 事業No | 担当部署           | 事業名                      | 事業内容                                                                                                  | 令和7年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 令和7年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                                                                                                                                                   | 重点事業 | 第4期計画<br>に向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由 |
|----------------------|-----------------|-----------------|------|----------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------|
| 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり | 健康寿命の延伸と介護予防の推進 | 健康づくり活動や介護予防の支援 | 35   | 保健予防課          | 7 食生活改善推進事業              | 市民が健康づくりに関する食についての知識を身に付けるために、子どもから高齢者まで幅広い世代に対して食育推進活動を実施します。                                        | ・乳幼児健康診査時に生活習慣病予防のための食についてのチラシを配布しました。<br>・3歳5か月児健康診査時の食育活動を16回、632人へ行いました。<br>・市内小学校9校の児童クラブで274人へ食育出前講座を実施しました。<br>・親子料理教室は3回開催し、53人が参加しました。ヘルシークッキング講座は2回開催、28人の参加、男性のための料理教室は1回開催、10人の参加があり、市民へ正しい食習慣を伝達しました。<br>・「食育の日」推進活動を14回実施し、1,400人へ食育の日を普及啓発しました。<br>・集団健康診査と骨粗しょう症予防教室・健診時に合計8回、458人へ試食とレシピの配付を行いました。減塩方法やカルシウムの効果的な摂取方法について普及啓発を行うことができました。<br>・伝達講習会を7回、76人へ実施しました。 | ・乳幼児健康診査時に生活習慣病予防のための食についてのチラシを配布しました。<br>・3歳5か月児健康診査時の食育活動を16回、632人へ行いました。<br>・市内小学校9校の児童クラブで274人へ食育出前講座を実施しました。<br>・親子料理教室は3回開催し、53人が参加しました。ヘルシークッキング講座は2回開催、28人の参加、男性のための料理教室は1回開催、10人の参加があり、市民へ正しい食習慣を伝達しました。<br>・「食育の日」推進活動を14回実施し、1,400人へ食育の日を普及啓発しました。<br>・集団健康診査と骨粗しょう症予防教室・健診時に合計8回、458人へ試食とレシピの配付を行いました。減塩方法やカルシウムの効果的な摂取方法について普及啓発を行うことができました。<br>・伝達講習会を7回、76人へ実施しました。 | A  |                         | ・市内小学校の児童クラブで食育出前講座を実施（9校）<br>・親子料理教室（2回）、ヘルシークッキング講座（2回）、男性のための料理教室（1回）の開催<br>・「食育の日」普及啓発推進活動（スーパー、イベント）<br>・骨粗しょう症予防教室・健診時の食育活動（4回）<br>・伝達講習会の実施（随時）                                                                                                                       |      | 維持               |                  |
|                      |                 |                 | 36   | 保健予防課          | 8 こころの健康に関する理解促進・啓発活動の実施 | 市広報紙や市ホームページ、健診やイベント等の機会を利用して、こころの健康についての理解促進や啓発活動を実施します。                                             | ・広報誌、ホームページでこころの健康に関する情報提供（広報：年1回／HP：通年/X 随時）<br>・アルコール依存等に関する街頭啓発を実施（1回／イオンタウン守谷）<br>・乳幼児健康診査・特定健康診査の受診者、献血協力者等にゲートキーパー、自殺予防、相談窓口等の啓発活動を実施します。                                                                                                                                                                                                                                    | 9月子どもの自殺予防に関する記事3回<br>10月～11月アルコール健康障害に関する記事3回<br>12月年末の相談窓口、中高年向けに関する記事4回<br>1月20歳の記念式典参加の皆様へ1回<br>3月自殺対策強化月間における記事2回                                                                                                                                                                                                                                                             | A  |                         | ・広報誌、ホームページでこころの健康に関する情報提供（広報：年1回／HP：通年/X 随時）<br>・特定健康診査の受診者、ゲートキーパー、自殺予防、相談窓口等の啓発活動を実施します。                                                                                                                                                                                  |      | 維持               |                  |
|                      |                 |                 | 37   | 健幸長寿課          | 9 シルバーリハビリ体操（パタカ）推進事業    | シルバーリハビリ体操指導士を養成し、シルバーリハビリ体操（パタカ）の普及に努めます。                                                            | シルバーリハビリ体操推進事業委託（市民との協働事業）し、体操活動を実施します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | シルバーリハビリ体操推進事業委託（市民との協働事業）し、体操活動を1,506回/17,569人に実施しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | B  |                         | シルバーリハビリ体操推進事業委託（市民との協働事業）し、体操活動を実施します。                                                                                                                                                                                                                                      |      | 維持               |                  |
|                      |                 |                 | 38   | 健幸長寿課（社会福祉協議会） | 10 生きがい活動支援通所事業（げんき館）    | 虚弱と認められた高齢者に対し、げんき館やミ・ナーデげんき館通所による高齢者同士の交流、日常生活動作訓練、趣味活動等の各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立した生活の助長を図ります。 | 高齢化やコロナ禍での休止が続き、利用者数が減少しています。魅力あるげんき館を目指し、健幸長寿課に協力をいただき、転入者へのPRを行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 魅力ある活動を心掛け、通常活動の充実とともに、季節イベントを多く開催しました。利用者登録43名、年間延べ利用人数1,447名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | B  |                         | 週5日開催から3日開催に変更になりますが、新たなメンバーと生きがい活動に取り組みます。                                                                                                                                                                                                                                  |      | 維持               |                  |
|                      |                 |                 | 39   | 健幸長寿課          | 11 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施   | 高齢者の心身の特性に応じ、疾病予防事業、保健事業及び介護予防事業を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図ります。                                                | 専門職による出前講座やミニ講話等を開催します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 専門職による出前講座やミニ講話等を開催しました。<br>実績：156回／延べ1,885回                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | A  |                         | 専門職による出前講座やミニ講話等を開催します。                                                                                                                                                                                                                                                      |      | 維持               |                  |
|                      |                 |                 |      | 保健予防課          |                          |                                                                                                       | 後期高齢者医療保健事業担当部署（主管課:保健予防課）が介護予防担当（健幸長寿課）・後期高齢者医療主管課（国保年金課）・介護保険主管課（介護福祉課）と連携・協働し、①生活習慣病重症化予防等の個別指導、②健康状態不明者に対して必要なサービスにつなぐ個別指導、③サロン・シニアクラブなどの通いの場において、フレイル予防の啓発活動・健康教育を行います。<br>【予定】<br>①低栄養予防35名、糖尿病性腎臓病重症化予防10名、その他の生活習慣病重症化予防75名。<br>②健康状態不明者対策150名。<br>③39箇所・1,650人に実施予定                                                                                                       | 後期高齢者保健事業担当部署（主管課:保健予防課）が介護予防担当（健幸長寿課）及び後期高齢者医療主管課（国保年金課）・介護保険主管課（介護福祉課）と連携・協働で、①生活習慣病重症化予防等の個別指導、②健康状態不明者に対して必要なサービスにつなぐ個別指導、③サロン・シニアクラブなどの通いの場において、フレイル予防の啓発活動・健康教育を行いました。<br>【実績】<br>①低栄養予防31名、糖尿病性腎臓病重症化予防10名、その他の生活習慣病重症化予防46名。<br>②健康状態不明者対策79名。<br>③38箇所・1,885人に実施                                                                                                          | B  |                         | 後期高齢者医療保健事業担当部署（主管課:保健予防課）が介護予防担当（健幸長寿課）・後期高齢者医療主管課（国保年金課）・介護保険主管課（介護福祉課）との連携・協働し、①生活習慣病重症化予防等の個別指導、②健康状態不明者に対して必要なサービスにつなぐ個別指導、③サロン・シニアクラブなどの通いの場において、フレイル予防の啓発活動・健康教育を行います。<br>【予定】<br>①低栄養予防35名、糖尿病性腎臓病重症化予防11名、その他の生活習慣病重症化予防80名。<br>②健康状態不明者対策90名。<br>③40箇所・1,900人に実施予定 |      | 維持               |                  |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                   | 施策              | 方向性         | 事業No | 担当部署   | 事業名                           | 事業内容                                                                                | 令和7年度 of 取組目標<br>（数値目標等を含む）                                                                                                                                                                     | 令和7年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                                       | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等                                                                                         | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等を含む）                                                                                                                                                                       | 重点事業 | 第4期計画<br>に向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由 |
|----------------------|-----------------|-------------|------|--------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------|
| 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり | 健康寿命の延伸と介護予防の推進 | 健診・検診・相談の充実 | 40   | 保健予防課  | 1 健康診査（特定健康診査・後期高齢者医療健康診査）の実施 | 生活習慣病の予防や重症化予防に向けて健診の受診率向上に努めます。                                                    | 特定健診受診率向上のため、ナッジ理論を活用した受診勧奨通知の送付を実施します。<br>数値目標：送付回数3回<br>特定健康診査受診率50%<br>健診予約システムをリニューアルし、さらに使いやすい体制を構築します。                                                                                    | 特定健診受診率向上のため、ナッジ理論を活用した受診勧奨通知の送付を実施しました。<br>数値実績：特定健診 送付回数4回 後期健診 送付回数2回<br>特定健康診査受診率令和6年度法定報告は48.6%（令和7年度法定報告は未）<br>後期高齢者医療健康診査広域連合報告は40.9%（令和7年度報告は未）。<br>健診予約システムはWeb、電話双方で予約可能な体制を整備し、実施しました。 | B  |                                                                                                                 | 健診受診率向上のため、ナッジ理論を活用した受診勧奨通知の送付を実施します。<br>数値目標：特定健診 送付回数3回 後期健診 送付回数2回<br>特定健康診査受診率50%<br>後期高齢者医療健康診査受診率40%<br>健診予約システムはWeb、電話双方で予約可能な体制を維持します。                                                    |      | 維持               |                  |
|                      |                 |             | 41   | 保健予防課  | 2 健診結果相談会等フォロー事業              | 各健康診査後の保健指導を保健師・栄養士が行い、生活習慣病予防のための生活習慣の見直しや医療機関に受診を促すことで、重症化を予防します。                 | 集団健診を受け、重症化予防受療勧奨値で未受診の者に対し、受療行動促進モデルに沿い保健指導を実施します。<br>数値実績：保健指導実施率100%<br>集団健診の結果通知に予約制の健診結果相談会の案内を同封し、市内各所で面接による保健師・管理栄養士による保健指導を実施するとともに、ニーズに応じ電話での相談も積極的に展開していく。<br>数値目標：相談会17日実施 延相談人数100人 | 集団健診を受け、重症化予防受療勧奨値で未受診の者に対し、受療行動促進モデルに沿い保健指導を実施しました。<br>数値実績：保健指導実施率100%<br>集団健診の結果通知に予約制の健診結果相談会の案内を同封し、希望者に対し市内各所で保健師・管理栄養士による保健指導を実施しました。。<br>数値実績：15日実施 相談人数73人                               | C  | 健診結果相談会の参加者が固定化されており、新規相談者の開拓ができていない状況です。電話での健康相談は一定の需要があります。結果相談会の周知の強化を図るとともに、相談しやすい体制を、実施形態も含め検討していく必要があります。 | 集団健診を受け、重症化予防受療勧奨値で未受診の者に対し、受療行動促進モデルに沿い保健指導を実施します。<br>数値実績：保健指導実施率100%<br>集団健診の結果通知に予約制の健診結果相談会の案内を同封し、市内各所で面接による保健師・管理栄養士による保健指導を実施するとともに、ニーズに応じ電話での相談も積極的に展開していきます。<br>数値目標：相談会16日実施 延相談人数100人 |      | 維持               |                  |
|                      |                 |             | 42   | おやこ保健課 | 3 乳幼児健診                       | 3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳5か月児健診を定期的に実施しています。その際には、発育・発達のチェック、子育て相談などを行っています。             | 発育・発達のチェック、子育て相談のため、3～4か月児健診24回、1歳6か月児健診24回、3歳5か月児健診28回を実施予定。                                                                                                                                   | 3～4か月児健康診査を24回、1歳6か月児健康診査を24回、3歳5か月児健康診査を28回実施し、発育・発達のチェックや子育て相談を行いました。                                                                                                                           | A  |                                                                                                                 | 3～4か月児健康診査を24回、1歳6か月児健康診査を26回実施します。新たに5歳児健診も実施します。健康診査では発育・発達のチェックや子育て相談を行い、支援が必要な場合は適切に連携します。                                                                                                    | ○    | 維持               |                  |
|                      |                 |             | 43   | おやこ保健課 | 4 育児健康フォロー事業                  | 3～4か月児、1歳6か月児、3歳5か月児の定期健診において、発育・発達の経過を確認することで、すこやかな発達を支援し、保護者の不安の軽減や早期療育につなげていきます。 | 定期健康診査で、今後も発育・発達にフォローが必要だと考えられるお子さんと保護者に対して、発達と育児相談の場として、発達相談会111回、ほかほか教室11回、ペアレントトレーニング（講演会1回、トレーニングコース5回、フォローアップ1回）を実施予定。                                                                     | 乳幼児健康診査において、発育・発達の支援が必要な子どもと保護者を対象に、発達相談会59回（延べ188名参加）、ほかほか教室を11回（延べ61名参加）、ペアレントトレーニング（講演会1回、17名参加）を実施しました。                                                                                       | A  |                                                                                                                 | 乳幼児健康診査において、今後も発育・発達の支援が必要と考えられるお子さんと保護者を対象に、発達相談会62回、ほかほか教室11回、ペアレントトレーニング（講演会1回、トレーニングコース5回、フォローアップ1回）を実施します。                                                                                   |      | 維持               |                  |
|                      |                 |             | 44   | 保健予防課  | 5 がん検診の実施                     | 各種がん検診を行い疾病の早期発見・早期治療に努めます。                                                         | がん検診受診率向上のため、受診勧奨通知を送付します。<br>肺・胃・大腸・乳・子宮・前立腺がん検診を実施します。<br>数値目標：受診者数 肺5,650人 胃1,250人 大腸2,500人 子宮2,450人 乳2,200人 前立腺1,270人以上                                                                     | 肺・胃・大腸・乳・子宮・前立腺がん検診を実施しました。<br>数値実績：受診者数 肺5,760人 胃1,349人 大腸2,683人 子宮2,378人 乳2,132人 前立腺1,427人                                                                                                      | C  | 集団健診で肺・胃・大腸、個別医療機関健診で乳・子宮・前立腺がん検診を実施していますが、受診率は肺がんを除き県内でも低い水準です。受診につながる勧奨方法の検討と、受診しやすい環境整備を整える必要があります。          | がん検診受診率向上のため、受診勧奨通知を送付します。<br>肺・胃・大腸・乳・子宮・前立腺がん検診を実施します。<br>数値目標：受診者数 肺5,800人 胃1,350人 大腸2,800人 子宮2,500人 乳2,500人 前立腺1,500人以上                                                                       |      | 維持               |                  |
|                      |                 |             | 45   | 保健予防課  | 6 歯周疾患医療機関検診                  | 口腔機能の維持・向上及び歯の喪失の防止のため、40歳、50歳、60歳、70歳の市民に対し、歯周疾患検診を実施します。                          | 守谷歯科医師会に委託し、歯周疾患検診を実施します。<br>数値目標：健診受診者数155人                                                                                                                                                    | 守谷歯科医師会に委託し、歯周疾患検診を実施しました。<br>数値実績：健診受診者数158人                                                                                                                                                     | A  |                                                                                                                 | 守谷歯科医師会に委託し、歯周病検診を実施します。<br>数値目標：健診受診者数155人                                                                                                                                                       |      | 維持               |                  |
|                      |                 |             | 46   | 保健予防課  | 7 保健指導の実施                     | 血圧・血糖値等が高く医療機関への受診が必要な人への指導を強化し、生活習慣病の重症化予防に努めます。                                   | 集団健診の結果、血圧：血糖値・LDLコレステロール・尿蛋白がハイリスク基準に該当する者に対し保健指導を実施します。<br>数値目標：保健指導実施率100%                                                                                                                   | 集団健診の結果、血圧：血糖値・LDLコレステロール・尿蛋白がハイリスク基準に該当する者に対し保健指導を実施しました。<br>数値実績：保健指導実施率100%                                                                                                                    | A  |                                                                                                                 | 集団健診の結果、血圧：血糖値・LDLコレステロール・尿蛋白がハイリスク基準に該当する者に対し保健指導を実施します。<br>数値目標：保健指導実施率100%                                                                                                                     |      | 維持               |                  |
|                      |                 |             | 47   | 保健予防課  | 8 健康教育の実施                     | 生活習慣病の予防を目的とした教室の開催や出前講座を実施します。                                                     | 血糖値が境界域以上であり未受療である方を対象に、糖尿病に関する知識と予防のための生活習慣を学ぶ糖尿病予防教室を実施します。<br>数値目標：延参加人数80人以上<br>生活習慣病をテーマにした健康づくり出前講座を依頼があった団体に対して実施する。<br>数値目標：実施回数20回以上                                                   | 血糖値が境界域以上であり未受療である方を対象に、糖尿病に関する知識と予防のための生活習慣を学ぶ糖尿病予防教室を実施しました。<br>数値実績：延参加人数61人<br>生活習慣病をテーマにした健康づくり出前講座を依頼があった団体に対して実施しました。<br>数値実績：実施回数8回                                                       | C  | 糖尿病予防教室は、参加人数が少ない現状であり、教室内容や実施形態を検討します。出前講座は、全体的な周知が進んでいるが、令和7年度実績数は過去2年に比べ減少しています。市内各団体への周知啓発を引き続き実施します。       | 血糖値が境界域以上であり未受療である方を対象に、糖尿病に関する知識と予防のための生活習慣を学ぶ糖尿病予防教室を実施します。<br>数値目標：延参加人数80人以上<br>生活習慣病をテーマにした健康づくり出前講座を依頼があった団体に対して実施する。<br>数値目標：実施回数20回以上                                                     |      | 維持               |                  |
|                      |                 |             | 48   | 保健予防課  | 9 こころの健康相談窓口の充実               | 定期的に相談窓口を開設するほか、精神保健福祉士による電話、面接、訪問により、「こころの健康相談」を実施します。                             | 本人、家族、関係機関を対象に相談対応を実施した「こころの健康相談」を実施。担当者1人に頼らず、相談対応者を増やしていきます。                                                                                                                                  | 電話対応198件面接47件訪問6件 外部調整会議45件                                                                                                                                                                       | A  |                                                                                                                 | 本人、家族、関係機関を対象に相談対応を実施した「こころの健康相談」を実施します。担当者1人に頼らず、相談対応者を増やしていきます。                                                                                                                                 |      | 維持               |                  |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                     | 施策               | 方向性               | 事業No. | 担当部署    | 事業名                     | 事業内容                                                                                                                                                               | 令和7年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                | 令和7年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                                                                                                         | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等                                        | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                | 重点事業 | 第4期計画<br>に向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由 |
|------------------------|------------------|-------------------|-------|---------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------|
| 生きがいを感じ、健康やかに暮らせる地域づくり | 健康寿命の延伸と基本施策1の推進 | 身体活動・運動3の推進       | 49    | 保健予防課   | 1 ラジオ体操を活用した健康増進事業      | 運動習慣のきっかけづくりとしてラジオ体操を実践し、市民の自主的な健康増進につなげることを目的に、「ラジオ体操を活用した健康増進事業」において、CDラジオ、ラジオ体操CD、のぼり旗の貸出を行います。ラジオ体操については、参加者による多世代交流にもつながっています。                                | ラジオ体操を実施する際に必要に応じて、物品の貸し出しを継続。新しい団体が一つでも増えるようにします。ラジオ体操の出前講座の周知の強化、利用を推進します。<br>数値目標：2回以上                                 | ラジオ体操の効果の普及啓発に努めました。<br>市民からの依頼を受け、ラジオ体操の出前講座を実施しました。<br>数値実績：1回                                                                                                                                                                                                    | C  | ラジオ体操の効果を広く認識してもらえるよう、市内団体等に出前講座の周知を強化し、多くの住民に広く周知啓発できるようにします。 | ラジオ体操を実施する際に必要に応じて、物品の貸し出しを継続し、新しい団体が一つでも増えるようにします。ラジオ体操の出前講座の周知の強化、利用を推進します。<br>数値目標：2回以上                                |      | 維持               |                  |
|                        |                  |                   | 50    | 生涯学習課   | 2 生涯学習・生涯スポーツの機会・場の提供   | 趣味等を生かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに、芸術祭、公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動を支援します。                                                                                 | 公民館を中心に、趣味等を生かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに、芸術祭、公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動の支援を行います。<br>数値目標：公民館講座4館計80回（各館10種以上） | 公民館講座について4館計95回実施し目標を上回っていますが、各館内訳にて、北守谷公民館については、改修工事にて一部休館期間があったため講座数は10種を下回る結果となっています。                                                                                                                                                                            | A  |                                                                | 公民館を中心に、趣味等を生かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに、芸術祭、公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動の支援を行います。<br>数値目標：公民館講座4館計80回（各館10種以上） |      | 維持               |                  |
|                        |                  |                   | -     | 健康長寿課   | 3 シルバーリハビリ体操（パタカ）推進事業※  | シルバーリハビリ体操指導士を養成し、シルバーリハビリ体操（パタカ）の普及に努めます。                                                                                                                         | シルバーリハビリ体操推進事業委託（市民との協働事業）し、体操活動を実施します。                                                                                   | シルバーリハビリ体操推進事業委託（市民との協働事業）し、体操活動を1,506回/17,569人に実施しました。                                                                                                                                                                                                             | B  |                                                                | シルバーリハビリ体操推進事業委託（市民との協働事業）し、体操活動を実施します。                                                                                   |      | 維持               |                  |
|                        |                  |                   | 51    | 生涯学習課   | 4 スポーツイベントの開催           | 障がいの有無に関わらず、多くの人がスポーツに触れることができるよう、スポーツイベントを開催します。                                                                                                                  | 障がいの有無に関わらず、多くの人がスポーツに触れることができるよう、イベント開催時にポッチャ、フラインドサッカーなど誰もがともに楽しめるユニバーサルスポートを取り入れます。<br>数値目標：イベント数20回                   | 障がいの有無に関わらず、多くの人がスポーツに触れることができるようスポーツイベントを開催しユニバーサルスポートを取り入れました。<br>実績：（内訳 スポーツ大会9回/スポーツ教室5回 ポッチャ体験6回）                                                                                                                                                              | B  |                                                                | 障がいの有無に関わらず、多くの人がスポーツに触れることができるようスポーツイベントを開催し、フラインドサッカーなど誰もがともに楽しめるユニバーサルスポートを取り入れます。<br>数値目標：イベント数20回                    |      | 維持               |                  |
|                        | 地域における生きがいづくりの推進 | 高齢者・障がい者等の社会参加の促進 | 52    | 健康長寿課   | 1 シニアクラブ活動              | 地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために市内で自主的に組織した団体による活動です。奉仕活動、各種スポーツ、趣味等の活動を通して、積極的に生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりを行います。さらに、高齢消費者見守りサポーターが地域において見守り活動を実施する等、高齢消費者の詐欺被害防止等の普及啓発を図ります。 | シニアクラブの活動を推進するため、前年同様の事業を継続実施します。一方で、組織の実状と合わなくなっているシニアクラブ連合会会則を改定するなど、環境の変化に対応した事務局運営を目指し、改革・改善を進めます。                    | ・元氣わくわくスポーツ大会 339名参加<br>・単体会長情報交換会 21名参加<br>・視察研修 43名参加<br>・第10回健康麻雀大会 80名参加<br>・シニアスポーツ大会 317名参加<br>・第11回健康麻雀大会 80名参加<br>・全国老人クラブ大会(参加支援)28名参加<br>よりきめ細かい支援を実施するため、守谷市社会福祉協議会への事務局業務委託に向けた整備を行い、令和8年度からの委託実施を可能としました。<br>令和8年4月1日付でシニアクラブ連合会会則の改定が可能となるよう調整を行いました。 | B  |                                                                | 社会福祉協議会への事務局委託に伴う業務移行を円滑に行い、必要なフォローアップを継続的に実施します。引き続き、シニアクラブの活動を推進し、会員の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを支援します。                         |      | 維持               |                  |
|                        |                  |                   | 53    | 健康長寿課   | 2 サロン活動                 | 閉じこもり防止や仲間づくりを目的に、地区公民館や自治会集会所等を活用し運営ボランティアによる「サロン」を開設しています。高齢者が身近な場所です交流できるよう、地域のボランティアや指導員と音楽や体操、茶話会及び趣味の活動等を行います。                                               | 運営ボランティア会議を行いサロンの情報共有を実施し、出前講座等や物品の貸し出しを行い活動内容の活性化を図ります。また、視察研修を実施して運営や活動の内容に役立てます。さらに、新規のサロン開設に向けた支援も実施します。              | 運営ボランティア会議、視察研修を実施し、サロン間の情報共有を行ないました。出前講座等や物品の貸し出しを行い活動内容の活性化を図りました。各サロンの継続運営のための個別相談に対応し、新規のサロン開設に向けた支援も実施しました。                                                                                                                                                    | B  |                                                                | 各サロンのニーズや課題をより詳細に把握するため運営ボランティアや参加者へのヒアリングを実施し、支援策を検討します。引き続き、新規サロン開設に向けた支援を継続し、地域での高齢者の居場所づくりを推進します。                     |      | 維持               |                  |
|                        |                  |                   | -     | 市民協働推進課 | 3 協働まちづくり担い手育成事業（市民大学）※ | 共に考え、教え合う双方向の学習形式を取り入れ、対話型の授業を行います。高齢者がまちづくりの担い手として活躍できるよう、より実践的な内容のコースを設計します。                                                                                     | 「守谷を知るコース」「もりやいきいきコース」「みんなのまちづくり入門コース」「みんなのまちづくり専門コース」の4講座及び「市民科学ゼミ」「公開講座」の開催を支援します。                                      | 「守谷を知るコース」、「いきいきシニアコース」、「まちづくり協議会コース」の3コースを実施し、協働のまちづくりの担い手育成に取り組みしました（受講者延数79人）。また、教室受講のみではなくZoomを使用してオンラインでの講義を実施するなど、受講生のニーズに対応したほか、「公開講座」「市民科学ゼミ」も実施しました。さらには、令和7年度に世代交代プロジェクトを実施し、交代した運営委員（5人）も積極的に参加して、運営の刷新に取り組みしました。                                        | A  |                                                                | 「守谷を知るコース」「もりやいきいきコース」「みんなのまちづくり入門コース」「みんなのまちづくり専門コース」の4講座と「市民科学ゼミ」「公開講座」の開催を支援します。                                       |      | 維持               |                  |
|                        |                  |                   | -     | 健康長寿課   | 4 介護支援ボランティアポイント制度※     | 高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し還元することで、生きがいや介護予防につなげます。                                                                                                       | 引き続き、制度の周知に努め登録者増加を目指します。受入施設の新規開拓を行い、ボランティア希望者が活動しやすい環境を構築します。                                                           | 広報もりやへの掲載により、制度の周知に努めました。令和7年度は13名中12名がポイント交換を行いました（昨年度は24名中14名）。ポイント交換の割合が増加したことで、ボランティア活動の稼働率は向上しました。                                                                                                                                                             | B  |                                                                | ボランティア活動の機会をさらに充実させるため、受入施設を1施設以上の増加を目指します。登録者を増やすための広報戦略を強化します。                                                          |      | 維持               |                  |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                   | 施策               | 方向性               | 事業No. | 担当部署                  | 事業名                        | 事業内容                                                                                                                             | 令和 7 年度 of 取組目標<br>（数値目標等を含む）                                                                                                                                                      | 令和 7 年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                           | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等を含む）                                                                                                                                                                                                                           | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由 |
|----------------------|------------------|-------------------|-------|-----------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------|
| 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり | 地域における生きがいづくりの推進 | 高齢者・障がい者等の社会参加の促進 | 54    | 健康長寿課<br>（シルバー人材センター） | 5 高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター） | 高齢者の自主的な組織として、家庭、民間、官公庁等から補助的・短期的な仕事を引き受け、会員それぞれの適正に応じた仕事を行うことで、生きがいの充実を図ります。今後、高齢者が社会の担い手となる必要性について普及啓発を図り、新規事業への参入と人材育成を検討します。 | 事務局体制の強化を目指すシルバー人材センターに対し、諸経費を賄う財政基盤の強化を目的として補助金を300万円から450万円に増額します。補助金増額分を原資として、職員の待遇を改善することでが事務局が安定し、高齢者の安全就業徹底に取り組めるよう支援します。                                                    | シルバー人材センターの事務局体制強化を目的として、補助金を300万円から450万円に増額しました。また、施設管理（委託契約）を派遣契約に切り替える相談に対して、庁内関係課を交えて対応し、活動の支援を行いました。                                                               | B  |                         | 事務局の安定運営を目的に補助金を450万円から600万円に増額し、高齢者の就労先の新規開拓等に取り組めるよう支援します。ホームページ等を用い、高齢者が社会の担い手となる必要性について普及啓発を図ります。                                                                                                                                                 |      | 維持               |                  |
|                      |                  |                   | -     | 生涯学習課                 | 6 生涯学習・生涯スポーツの機会・場の提供※     | 趣味等を生かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに、芸術祭、公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動を支援します。                                               | 公民館を中心に、趣味等を生かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに、芸術祭、公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動の支援を行います。数値目標：公民館講座4館計80回（各館10種以上）                                                              | 公民館講座について4館計95回実施し目標を上回っていますが、各館内訳にて、北守谷公民館については、改修工事にて一部休館期間があったため講座数は10種を下回る結果となっています。                                                                                | A  |                         | 公民館を中心に、趣味等を生かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに、芸術祭、公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動の支援を行います。数値目標：公民館講座4館計80回（各館10種以上）                                                                                                                                 |      | 維持               |                  |
|                      |                  |                   | -     | 生涯学習課                 | 7 もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク※ | 地域において学校教育、文化、芸術、スポーツ等の活動に優れた知識及び技能を有している市民等を市内公立小中学校の求めに応じ紹介することで、学校における学習活動等を継続的に支援します。                                        | バンク登録者を増やすために、各団体（商工会・市民活動支援センター・公民館等）を通じてチラシの配布や広報もりや・ホームページへの掲載、市政情報モニターなどで周知を行う。市内小中学校に対しては、校長会等で積極的な活用や未登録者の方への登録依頼を行う。数値目標：学校ボランティア実施回数：2,000回・スクールボランティアバンク登録者内容ごとの活用人数：950人 | バンク登録者をさらに増やすために、商工会・市民活動センターや公民館等を通じて市内団体へのチラシの配布、ホームページへの掲載及び市内小中学校に対して、校長会・教頭会・教務主任会等で積極的な活用や未登録者の方への登録依頼を行いました。実績：学校ボランティア実施回数:1724回・スクールボランティアバンク登録者内容ごとの活用人数:807人 | B  |                         | バンク登録者を増やすために、各団体（まちづくり協議会・商工会・市民活動支援センター・公民館等）を通してチラシの配布や広報もりや・ホームページの掲載、施政情報モニターなどで周知を行います。市内小中学校に対しては、もりやビジョン2026-2030「O4地域とともにある学校づくり」の重点として校長会・教頭会・教務主任会等で計画的・積極的な活用や未登録者の方への登録依頼を行います。数値目標：学校ボランティア実施回数:2,100回・スクールボランティアバンク登録者内容ごとの活用人数:1,000人 |      | 維持               |                  |
|                      |                  |                   | 55    | 社会福祉協議会               | 8 ひとり暮らし高齢者交流事業            | 市内在住で65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象にバス遠足による交流事業を実施しています。                                                                                     | 個別避難計画作成訪問から見えてきた課題である、地域とつながりを希望したい方へ的高齢者見守り事業として「ゆるやかネットもりや」を実施予定しています。                                                                                                          | 「ゆるやかネットもりや」（地域のさりげない見守り）の支援体制を構築するために、個別避難計画作成訪問や、サロン、シニアクラブ訪問時に事業の案内をし1件ネットワークにつなぐことができました。                                                                           | B  |                         | 地域や関係機関との連携を強化し、支援が必要な方へ適切につながるように努めます。                                                                                                                                                                                                               |      | 維持               |                  |
|                      |                  |                   | 56    | 社会福祉協議会               | 9 高齢者世帯交流事業                | 市内在住で65歳以上の高齢者世帯を対象にバス遠足による交流事業を実施しています。                                                                                         |                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                         | B  |                         |                                                                                                                                                                                                                                                       |      | 維持               |                  |
|                      |                  |                   | 57    | 社会福祉協議会               | 10 元気わくわくスポーツ大会            | 生きがい活動・健康づくり・体力の保持増進を図ることを目的として、ゲートボール、バタンク、輪投げ、グラウンドゴルフを協議種目とするスポーツ大会を実施しています。                                                  | 熱中症対策に配慮しスムーズな運営を行い、高齢者の健康づくりを推進する                                                                                                                                                 | 4月1日に常総広域運動公園で338名が参加しました。出場者の体調管理、安全確保を図り、担当課と協働し運営しました。                                                                                                               | B  |                         | 出場者の体調管理、安全確保と共に運営スタッフの確保を図ります。                                                                                                                                                                                                                       |      | 維持               |                  |
|                      |                  |                   |       | 健康長寿課                 |                            |                                                                                                                                  | 送迎バスの運行、大会運営スタッフの配置の最適化、Excel関数による結果集計の迅速化によって、参加者が安全・快適に活動できる大会運営を目指します。                                                                                                          | 元気わくわくスポーツ開会を開催することにより、高齢者の生きがいづくりと健康増進及び体力の保持に努めました。4月17日実施参加者339名競技種目：バタンク、輪投げ、グラウンドゴルフ                                                                               | B  |                         | シニアクラブ連合会事業を社会福祉協議会に委託したことにより、社会福祉協議会主体で実施。市は人員の支援をします。                                                                                                                                                                                               |      | 維持               |                  |
|                      |                  |                   | 58    | 健康長寿課                 | 11 障がい者の就労のための訓練の実施        | 企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等を実施するため、就労移行支援の積極的な利用を支援します。                                                                 | 企業等への就労を希望する人に就労移行支援の積極的な利用を支援します。また支給決定を行った者のうち、負担上限額が0円の者に対し、交通費として280円/日を上限に支給を行います。                                                                                            | 233名に対し支給決定を行いました。また支給決定を行った者のうち、負担上限額が0円の者に対し、交通費として280円/日を上限に支給を行いました（延べ135人、565、880円）                                                                                | B  |                         | 企業等への就労を希望する人に就労移行支援の積極的な利用を支援します。また支給決定を行った者のうち、負担上限額が0円の者に対し、交通費として280円/日を上限に支給を行います。                                                                                                                                                               |      | 維持               |                  |
|                      |                  |                   | 59    | 健康長寿課                 | 12 障がい者の就労定着支援             | 企業等に就労した障がい者が抱える就業面や生活面での不安や問題の解消のために、障害者就業・生活支援センター等の支援機関を通じて、就職後も安定した職業生活が送れるように継続的な定着支援を実施します。                                | 就職後も安定した職業生活が送れるように継続的な定着支援を実施します。                                                                                                                                                 | 就労定着支援の令和7年度の利用者数は、18名（のべ32名）でした。就労系サービスを利用し一般就労をした方を対象としています。                                                                                                          | B  |                         | 就職後も安定した職業生活が送れるように継続的な定着支援を実施します。                                                                                                                                                                                                                    |      | 維持               |                  |
|                      |                  |                   | 60    | 健康長寿課                 | 13 就職面接会情報の提供              | 障がい者と雇用を希望する企業等が一堂に会する「障がい者就職面接会」の開催情報を提供します。                                                                                    | 公共職業安定所からの情報をもとに、市ホームページに情報を掲載します。                                                                                                                                                 | 茨城県産業戦略部労働政策課から案内があった「障害者就職面接会の開催周知」を市内障がい福祉サービス事業者へメールをし、利用者への周知をお願いしました。（2回）                                                                                          | B  |                         | 公共職業安定所からの情報をもとに、市ホームページに情報を掲載します。                                                                                                                                                                                                                    |      | 維持               |                  |
|                      |                  |                   | 61    | 健康長寿課                 | 14 福祉的就労の場の確保              | 福祉サービス事業所や地域活動支援センターといった就労の場を確保し、障がい者が働く喜びを得られるよう支援します。                                                                          | 障がい者の就労の場の確保のために、障がい者への情報提供を行います。                                                                                                                                                  | 令和7年度は、就労継続支援B型事業所が2カ所増え、就労系サービス（A・B型、移行支援）の利用者も前年比105%に増加しました。                                                                                                         | A  |                         | 障害者の就労機会が増えるように、窓口での案内や、市のホームページ等により情報提供を行ってまいります。                                                                                                                                                                                                    |      | 維持               |                  |
|                      |                  |                   | 62    | 健康長寿課                 | 15 障がい者雇用の理解促進             | 市内の企業等に対し、障がい者の雇用についての理解促進と雇用の拡大を推進するため、公共職業安定所と連携して啓発活動を実施します。                                                                  | 公共職業安定所からの情報をもとに、市ホームページに情報を掲載します。                                                                                                                                                 | 他機関の記事を広報に掲載することができなくなったため、市内の障がい福祉サービス事業者へ障害者就職面接会の情報をメールし、利用者への周知を依頼しました。（2回）                                                                                         | B  |                         | 公共職業安定所からの情報をもとに、市ホームページに情報を掲載します。                                                                                                                                                                                                                    |      | 維持               |                  |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                    | 施策                        | 方向性                        | 事業No  | 担当部署             | 事業名                                               | 事業内容                                                                                                                                                                                                      | 令和7年度の取組目標<br>(数値目標等含む)                                                                                                | 令和7年度の取組内容<br>(数値実績等を含む)                                                                                                                                             | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等                                                                                                  | 令和8年度の取組目標<br>(数値目標等含む)                                                                                                | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由 |
|-----------------------|---------------------------|----------------------------|-------|------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------|
| 生きがいを感じ、健やかに暮らせる地域づくり | 基本施策2<br>地域における生きがいづくりの推進 | 高年齢者・障がい者等の社会参加の促進<br>方向性1 | 63    | 健幸長寿課            | 1 6 製品の展示・販売機会の確保                                 | 障がい者の工賃水準の引上げや製品の製作意欲の向上のため、福祉サービス事業所等において障がい者が作製した製品の展示・販売の機会を確保します。                                                                                                                                     | 障がい福祉サービス事業所連絡協議会が主催するイベントにおいて、事業所で作成した製品の販売を行います。また、障がい者週間に合わせて、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会・市内障がい者団体の協力をいただき作品の展示を行います。      | 障がい者週間に合わせて、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会・市内障がい者団体の協力をいただき、イオンタウン守谷において事業所や団体に関する展示を行いました。また、市民ホールにて障がい福祉サービス事業所によるハンドメイド品の販売、アート作品の展示を行いました。                                 | B  |                                                                                                                          | 障がい福祉サービス事業所連絡協議会が主催するイベントにおいて、事業所で作成した製品の販売を行います。また、障がい者週間に合わせて、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会・市内障がい者団体の協力をいただき作品の展示を行います。      |      | 維持               |                  |
|                       |                           |                            | 64    | 社会福祉協議会          | 1 7 買ってNet!バザール                                   | 近隣障がい児者団体・施設が参加して、入所・通所者などが作製した手作り品や野菜、食品などの販売、施設紹介や活動の紹介などを目的に、毎年7月、イオンタウン守谷を会場に福祉バザーを2日間開催しています。                                                                                                        | 障がい者福祉サービス事業所連絡協議会と相談し、2日間の開催についても検討します。                                                                               | 参加施設の人員配置の都合上2日間開催を1日開催に縮小しました。10月4日イオンタウン守谷にて開催しました。15施設が出店しました。                                                                                                    | A  |                                                                                                                          | 2日から1日開催となったことで、会場スペースに対して出店希望施設が多く、今後は公平な出店調整方法を検討します。                                                                |      | 維持               |                  |
|                       |                           |                            | 65    | 健幸長寿課            | 1 8 障がい者就労施設等からの調達の拡大                             | 障がい者就労施設等で働く障がい者の工賃水準の引上げや働く場の確保のため、市における障がい者就労施設等からの物品や役務の調達の拡大のため庁内に情報提供を行います。                                                                                                                          | 障がい者就労施設等で働く障がい者の工賃水準の引上げや働く場の確保のため、市における障がい者就労施設等からの物品や役務の調達の拡大のため庁内に情報提供を行います。                                       | 主な調達内容：公園等里親事業の花苗購入、清掃業務、物品セット作業、印刷業務等<br>R7調達額：2,621,255円（R6調達額：2,236,506円）                                                                                         | B  |                                                                                                                          | 主な調達内容：公園等里親事業の花苗購入、清掃業務、物品セット作業、印刷業務等<br>R8調達見込額：2,679,000円                                                           |      | 維持               |                  |
|                       |                           |                            | 66    | 生涯学習課            | 1 9 公民館・体育館の使用支援                                  | 文化活動やスポーツ等を推進するため、障がい者団体が使用する場合の使用料を免除します。                                                                                                                                                                | 障がい者団体に制度の周知を図り、文化・スポーツ活動の機会・場を提供します。<br>目標：使用数6件以上                                                                    | 63回の利用実績があります（内訳 公民館37回（利用団体：守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会、守谷市聴覚障がい者協会、守谷市障がい者福祉センター）、学びの里26回（利用団体：ゼロポイント））。                                                                  | A  |                                                                                                                          | 障がい者団体に制度の周知を図り、文化・スポーツ活動の機会・場を提供します。<br>目標：使用数6件以上                                                                    |      | 維持               |                  |
|                       |                           |                            | 67    | 中央図書館            | 2 0 障がい者向けの図書収集                                   | 視覚障がい者等の利用に供するため、点字資料、録音図書、大活字本、拡大写本、さわる絵本等の資料を収集します。                                                                                                                                                     | 視覚に障がいのある方にもご利用いただける、点字資料と大活字本、電子図書（リフロー及び音声タイプ）等を20点以上収集します。                                                          | 視覚に障がいのある方にもご利用いただける、点字資料（18点）と大活字本（60点）、朗読CD（9点）、電子図書（リフロー音声読み上げ運動及び音声コンテンツ649点）等、合計736点収集できました。                                                                    | A  |                                                                                                                          | 視覚に障がいのある方にもご利用いただける、点字資料と大活字本、電子図書（リフロー及び音声タイプ）等を20点以上収集します。                                                          |      | 維持               |                  |
|                       |                           |                            | 68    | 健幸長寿課            | 2 1 障がい者の文化活動やスポーツについての情報提供                       | 障がい者を対象とした文化活動やスポーツについての情報を提供し、活動への参加を支援します。                                                                                                                                                              | 障がい者週間に合わせて、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会・市内障がい者団体に協力いただきイオンタウン守谷において作品の展示を行います。<br>茨城県障害者スポーツ大会については、市ホームページで情報提供を行い、参加を支援します。 | 障がい者週間に合わせて、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会・市内障がい者団体に協力いただきイオンタウン守谷において作品の展示を行いました。<br>茨城県障害者スポーツ大会については、市ホームページで情報提供を行い、参加を支援しました。                                             | A  |                                                                                                                          | 障がい者週間に合わせて、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会・市内障がい者団体に協力いただきイオンタウン守谷において作品の展示を行います。<br>茨城県障害者スポーツ大会については、市ホームページで情報提供を行い、参加を支援します。 |      | 維持               |                  |
|                       |                           | -                          | 生涯学習課 | 2 2 スポーツイベントの開催※ | 障がいの有無に関わらず、多くの人がスポーツに触れることができるよう、スポーツイベントを開催します。 | 障がいの有無に関わらず、多くの人がスポーツに触れることができるよう、スポーツイベントを開催します。<br>数値目標：イベント数20回                                                                                                                                        | 障がいの有無に関わらず、多くの人がスポーツに触れることができるようスポーツイベントを開催しユニバーサルスポーツを取り入れました。<br>実績：（内訳 スポーツ大会9回/スポーツ教室5回 ポッチャ体験6回）                 | B                                                                                                                                                                    |    | 障がいの有無に関わらず、多くの人がスポーツに触れることができるようスポーツイベントを開催します。また、イベント開催時にポッチャ、フラインドサッカーなど誰もがともに楽しめるユニバーサルスポーツを取り入れます。<br>数値目標：イベント数20回 |                                                                                                                        | 維持   |                  |                  |
|                       |                           | 地域における方多世代2の活動支援           | 69    | 市民協働推進課          | 1 地域イベントの開催                                       | 各地区の「まちづくり協議会」では、任意で地域の絆づくり・多世代交流等のための地域イベントを開催しています。今後も、各地区の「まちづくり協議会」の活動を支援していきます。                                                                                                                      | 昨年度に実施したイベント等が継続できるように支援するとともに、地域の状況やニーズに沿ったイベント等を実施できるように調整し、支援していきます。                                                | 各地区の「まちづくり協議会」が開催するイベント等に対して、市職員及び社会福祉協議会職員による人的支援や交付金交付による財政支援を行うことで、イベントの円滑な実施に寄与することができました。<br>また、自治会・町内会が開催するイベント等に対しても、配置された地域担当職員が参画し、準備作業等において支援を行いました。       | A  |                                                                                                                          | 各地区で開催されるイベント等が問題なく開催されるとともに、継続できるように支援するとともに、地域の状況やニーズに沿ったイベント等を実施できるように助言し、支援していきます。                                 |      | 維持               |                  |
|                       |                           |                            | 70    | のびのび子育て課         | 2 地域子育て支援センター運営事業                                 | 市内在住の未就学児とその保護者を対象とし、家庭や地域における子育て機能の低下や、孤独感や不安感を持つ親の増加に対応するため、地域において子育て親子の交流等（広場事業及び園庭開放、育児相談、子育て講座、子育てサークル支援、地域交流等）を促進する場所を設置し、保護者の不安感の緩和と児童の健やかな育ちを支援しています。地域交流においては、地域のお年寄りや出前サロンのお年寄りとの異世代交流を実施しています。 | 子育て支援のため、引き続き講座やイベントで、子育て親子の交流の場を提供します。<br>数値目標：参加者1、800人以上                                                            | アタッチメントの大切さを知らせるため「Watch me play」の講習会を子育てに関わる機関の職員向けに2回行いました。また、10月には一般の方向けに講演会も行いました。講演会は137名の参加がありました。子育て支援のため、子育て講座や夢っ子まつり、夢っ子コンサートを実施しました。<br>取組結果2,097人が参加しました。 | B  |                                                                                                                          | 子育て支援のため、引き続き講座やイベントを開催し子育て親子の交流の場を提供します。<br>取組目標1,800人                                                                |      | 維持               |                  |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                        | 施策                               | 方向性                    | 事業No | 担当部署              | 事業名                        | 事業内容                                                                                                                                                               | 令和 7 年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                   | 令和 7 年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                                                                                                       | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等                                        | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由                                                                       |
|---------------------------|----------------------------------|------------------------|------|-------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 生きがいを感じ<br>健康やかに暮らせる地域づくり | 地域における<br>基本生活<br>進め方策<br>いづくりの推 | 地域における<br>多世代の活動<br>支援 | -    | 保健予防課             | 3 ラジオ体操を活用した健康増進事業※        | 運動習慣のきっかけづくりとしてラジオ体操を実践し、市民の自主的な健康増進につなげることを目的に、「ラジオ体操を活用した健康増進事業」において、CDラジオ、ラジオ体操CD、のぼり旗の貸出を行います。ラジオ体操については、参加者による多世代交流にもつながっています。                                | ラジオ体操を実施する際に必要に応じて、物品の貸し出しを継続。新しい団体が一つでも増えるようにします。ラジオ体操の出前講座の周知の強化、利用を推進します。<br>数値目標：2回以上                                      | ラジオ体操の効果の普及啓発に努めました。<br>市民からの依頼を受け、ラジオ体操の出前講座を実施しました。<br>数値実績：1回                                                                                                                                                                                                    | C  | ラジオ体操の効果を広く認識してもらえるよう、市内団体等に出前講座の周知を強化し、多くの住民に広く周知啓発できるようにします。 | ラジオ体操を実施する際に必要に応じて、物品の貸し出しを継続。新しい団体が一つでも増えるようにします。ラジオ体操の出前講座の周知の強化、利用を推進します。<br>数値目標：2回以上                 |      | 維持               |                                                                                        |
|                           |                                  |                        | 71   | 学校教育課             | 4 通学時の見守りボランティア            | 自治会等による通学時の見守りにより、児童の防犯対策の充実を図っています。また、この見守り活動により、児童とシニア世代の信頼関係が深まっています。今後も、児童の防犯対策の充実を図るため、通学時の見守りボランティアの協力団体を増やします。                                              | 通学時の見守りについて地域の理解を深めるため、広報等を活用して、見守りへの協力を呼び掛けていきます。                                                                             | ボランティアの方にも協力をいただき、通学時の見守りを行っています。通学補助員がいない箇所や、地域によっては下校時にも積極的に見守り活動をしていただいています。                                                                                                                                                                                     | B  |                                                                | 通学時の見守りについて地域の理解を深めるため、広報等を活用して、見守りへの協力を呼び掛けていきます。                                                        |      | 維持               |                                                                                        |
|                           | 生きがいを感じ<br>健康やかに暮らせる地域づくり        | 活動団体<br>向へ性の3<br>支援    | -    | 市民協働推進課           | 1 まちづくり協議会推進事業（人的支援）※      | 各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を支援担当職員として配置して、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。                                                                                            | 引き続き各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、既存の活動の展開を支援するとともに、新たな活動（地域食堂（子ども食堂）の開設等）の実施を支援します。                                       | 各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、提案や活動支援を実施することで、全地区において5つ以上の活動を実施することができました。また、イベント等の実施の際には、地区内に配置された地域担当職員を派遣し、準備作業等において支援を行いました。                                                                                                                                | A  |                                                                | 引き続き、10地区の「まちづくり協議会」に、活動交付金を交付し、地区の活性化、課題解決等につながる活動を支援します。                                                | ○    | 維持               |                                                                                        |
|                           |                                  |                        | -    | 市民協働推進課           | 2 まちづくり協議会推進事業（財政支援）※      | 各地区の「まちづくり協議会」に交付金を交付して、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。                                                                                                                | 引き続き、10地区の「まちづくり協議会」に、活動交付金を交付し、地区の活性化、課題解決等につながる活動を支援します。<br>【予算額】<br>R5 30,069千円 / R6 30,620千円                               | 令和6年度に引き続き、各地区では交付金を有効に活用し、様々な活動を活発に実施しました。<br>主な活動内容としては、例年実施している交流活動（ぶらぶら亭・くわがた亭）やあいさつ運動、買い物支援、助け合い活動、地域食堂等の事業を継続して実施しました。<br>また、敬老行事として、一部の地区では、敬老会や敬老コンサート、多世代ふれあい音楽会の開催や敬老事業として対象者への記念品の配布を行いました。<br>さらには、「あわんとり」・「どんど焼き」等の伝統行事や防災訓練・防災講演会等の防災活動も実施することができました。 | A  |                                                                | 引き続き、10地区の「まちづくり協議会」に活動交付金を交付し、地区の活性化や課題解決等につながる活動を支援します。<br>【予算額】<br>R8 31,756千円<br>（R7 30,620千円）        | ○    | 拡大               | 各地区でのイベント実施における費用が高騰している状況を踏まえ、会場の設営（設備）に係る費用を対象として分野別交付金「広域交流事業助成」を創設し、さらなる財政支援を行います。 |
|                           |                                  |                        | -    | 健康長寿課（シルバー人材センター） | 3 高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター）※ | 高齢者の自主的な組織として、家庭、民間、官公庁等から補助的・短期的な仕事を引き受け、会員それぞれの適正に応じた仕事を行うことで、生きがいの充実を図ります。今後、高齢者が社会の担い手となる必要性について普及啓発を図り、新規事業への参入と人材育成を検討します。                                   | 事務局体制の強化を目指すシルバー人材センターに対し、諸経費を賄う財政基盤の強化を目的として補助金を300万円から450万円に増額します。補助金増額分を原資として、職員の待遇を改善することで事務局が安定し、高齢者の安全就業徹底に取り組めるよう支援します。 | シルバー人材センターの事務局体制強化を目的として、補助金を300万円から450万円に増額しました。また、施設管理（委託契約）を派遣契約に切り替える相談に対して、庁内関係課を交えて対応し、活動の支援を行いました。                                                                                                                                                           | B  |                                                                | 事務局の安定運営を目的に補助金を450万円から600万円に増額し、高齢者の就労先の新規開拓等に取り組めるよう支援します。<br>ホームページ等を用い、高齢者が社会の担い手となる必要性について普及啓発を図ります。 |      | 維持               |                                                                                        |
|                           |                                  |                        | -    | 健康長寿課             | 4 シニアクラブ活動※                | 地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために市内で自主的に組織した団体による活動です。奉仕活動、各種スポーツ、趣味等の活動を通じて、積極的に生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりを行います。さらに、高齢消費者見守りサポーターが地域において見守り活動を実施する等、高齢消費者の詐欺被害防止等の普及啓発を図ります。 | シニアクラブの活動を推進するため、前年同様の事業を継続実施します。一方で、組織の実状と合わなくなってきたシニアクラブ連合会会則を改定するなど、環境の変化に対応した事務局運営を目指し、改革・改善を進めます。                         | ・元気わくわくスポーツ大会 339名参加<br>・単位会長情報交換会 21名参加<br>・視察研修 43名参加<br>・第10回健康麻雀大会 80名参加<br>・シニアスポーツ大会 317名参加<br>・第11回健康麻雀大会 80名参加<br>・全国老人クラブ大会(参加支援)28名参加<br>よりきめ細かい支援を実施するため、守谷市社会福祉協議会への事務局業務委託に向けた整備を行い、令和8年度からの委託実施を可能としました。<br>令和8年4月1日付でシニアクラブ連合会会則の改定が可能となるよう調整を行いました。 | B  |                                                                | 社会福祉協議会への事務局委託に伴う業務移行を円滑に行い、必要なフォローアップを継続的に実施します。引き続き、シニアクラブの活動を推進し、会員の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを支援します。         |      | 維持               |                                                                                        |
|                           |                                  |                        | -    | 健康長寿課             | 5 サロン活動※                   | 閉じこもり防止や仲間づくりを目的に、地区公民館や自治会集会所等を活用し運営ボランティアによる「サロン」を開設しています。高齢者が身近な場所で行うことができるよう、地域のボランティアや指導員と音楽や体操、茶話会及び趣味の活動等を行います。                                             | 運営ボランティア会議を行いサロン間の情報共有を実施し、出前講座等や物品の貸し出しを行い活動内容の活性化を図ります。また、視察研修を実施して運営や活動の内容に役立てます。さらに、新規のサロン開設に向けた支援も実施します。                  | 運営ボランティア会議、視察研修を実施し、サロン間の情報共有を行ないました。出前講座等や物品の貸し出しを行い活動内容の活性化を図りました。各サロンの継続運営のための個別相談に対応し、新規のサロン開設に向けた支援も実施しました。                                                                                                                                                    | B  |                                                                | 各サロンのニーズや課題をより詳細に把握するため運営ボランティアや参加者へのヒアリングを実施し、支援策を検討します。引き続き、新規サロン開設に向けた支援を継続し、地域での高齢者の居場所づくりを推進します。     |      | 維持               |                                                                                        |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                   | 施策                 | 方向性                  | 事業No | 担当部署    | 事業名                  | 事業内容                                                                                                                                                                                 | 令和7年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                | 令和7年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                        | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由 |
|----------------------|--------------------|----------------------|------|---------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------|
| 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり | 基本目標2<br>市民の生活活動支援 | 外出支援・<br>コミュニケーション支援 | 72   | 健康長寿課   | 1 同行援護事業             | 移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対して、外出の際に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の必要な援助を行う障がい福祉サービスを提供します。                                                                                                          | 移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対して、外出の際に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の必要な援助を行う障がい福祉サービスを提供します。                                                               | 8名の申請を受付し、実人数6名の方がサービスを利用しました。                                                                                     | A  |                         | 移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対して、外出の際に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の必要な援助を行う障がい福祉サービスを提供します。                                                               |      | 維持               |                  |
|                      |                    |                      | 73   | 健康長寿課   | 2 移動支援事業             | 地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための支援を行います。                                                                                                                         | 地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための支援を行います。                                                                              | 44名の申請を受付し、実利用者は21名、延べ376回の利用がありました。                                                                               | A  |                         | 地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための支援を行います。                                                                              |      | 維持               |                  |
|                      |                    |                      | 74   | 健康長寿課   | 3 意思疎通の支援            | 視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通や情報収集の利便性の向上のため、必要な日常生活用具や補装具を支給します。                                                                                                                       | 視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通や情報収集の利便性の向上のため、必要な日常生活用具や補装具を支給します。                                                                            | 視覚、聴覚障がい者等に、日常生活用具として視覚障害者用拡大読書器（1件）、情報通信支援用具（1件）補装具として、眼鏡（2件）、補聴器（21件）を支給しました。                                    | A  |                         | 視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通や情報収集の利便性の向上のため、必要な日常生活用具や補装具を支給します。                                                                            |      | 維持               |                  |
|                      |                    |                      | 75   | 社会福祉協議会 | 4 スロープ付福祉車両の貸出       | 障がい者や歩行困難な高齢者等とその家族に対し、スロープ付福祉車両を無料で貸し出します。                                                                                                                                          | より多くの方に利用いただくように、周知方法を拡大します。                                                                                                              | 車両貸出53回のうち新規利用者は10名でした。                                                                                            | A  |                         | 新規利用者を増やすために引き続き広報周知を強化します。                                                                                                               |      | 維持               |                  |
|                      |                    |                      | 76   | 都市計画課   | 5 コミュニティバスの無料化（障がい者） | 障がい者手帳を有する人について、市が運行するモコバス（もりやコミュニティバス）の運賃を無料にします。                                                                                                                                   | 今年度も継続して、障がい者手帳所有者についてモコバス（もりやコミュニティバス）の運賃無料を実施します。                                                                                       | 今年度も継続して、障がい者手帳所有者についてモコバス（もりやコミュニティバス）の運賃無料を実施しました。                                                               | A  |                         | 今年度も継続して、障がい者手帳所有者についてモコバス（もりやコミュニティバス）の運賃無料を実施します。                                                                                       |      | 維持               |                  |
|                      |                    |                      | 77   | 都市計画課   | 6 デマンド乗合交通           | 守谷市デマンド乗合交通は、守谷市地域公共交通網形成計画（平成30年7月策定）に基づき、高齢者や障がい者を対象に「小さな交通」を実現するための手段の1つとして運行しています。この乗合交通では、事前に利用登録を行った上で、電話で事前に予約があった利用者の指定する場所（自宅等）へ迎えに行き、指定する場所（公共施設、医療機関、店舗等）まで運行するものとなっています。 | 今年度はさらに多くの方が利用できるように、乗り合いシステム効率化、運行の調整等を図っていきます。                                                                                          | 令和7年度の利用者数は19,641名であり、令和6年度の20,153名と比較して512名の減となりました。また、障がい者については令和7年度2,634名の利用があり、令和6年度の2,604名と比較して30名増加しました。     | A  |                         | 今年度も多くの方が利用できるように、乗り合いの効率化を図っていきます。                                                                                                       |      | 維持               |                  |
|                      |                    |                      | 78   | 健康長寿課   | 7 福祉タクシー券交付事業        | 重度の障がい者が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に、料金の初乗り運賃相当額を助成します。                                                                                                                               | 重度の障がい者（特定疾患医療受給者含む）・高齢者（70歳以上で同一敷地内に70歳未満もしくは住民税課税者と同居していない方）が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に利用できるタクシー券（1枚につき500円）を助成します。1回の乗車につき2枚まで利用できます。 | 令和7年3月に、令和6年度中の申請者に対し令和7年度分のタクシー券について申請勧奨を実施しました。また、随時新規申請を受け付けし、年間で重度の障がい者（特定疾患医療受給者含む）140名、高齢者189名にタクシー券を交付しました。 | A  |                         | 重度の障がい者（特定疾患医療受給者含む）・高齢者（70歳以上で同一敷地内に70歳未満もしくは住民税課税者と同居していない方）が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に利用できるタクシー券（1枚につき500円）を助成します。1回の乗車につき2枚まで利用できます。 |      | 維持               |                  |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標              | 施策          | 方向性          | 事業No. | 担当部署              | 事業名                              | 事業内容                                                                                                                                                                                 | 令和7年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                            | 令和7年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                        | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等                                               | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由                                                                         |
|-----------------|-------------|--------------|-------|-------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安心して暮らし続ける地域づくり | 保健福祉サービスの充実 | 高齢者の方支援性の1推進 | 79    | 健康長寿課             | 1 ひとり暮らし高齢者緊急通報体制等整備事業（緊急通報システム） | ひとり暮らし高齢者等に対して急病・事故等の緊急事態に対処するために、24時間365日の健康相談に応じる緊急通報システムを設置します。                                                                                                                   | 市ホームページへの掲載や窓口に高齢者サービス一覧のチラシを配置する等、事業の周知を行います。                                                                                                        | 市ホームページや高齢者サービス一覧のチラシにより制度の周知を行いました。<br>・新規登録62件／利用中止34件<br>・ライフリズム通報11件／非常通報8件                                                                    | B  |                                                                       | 必要な方にサービスが行き届くようにするため、引き続き市民及び市内関係団体へ制度の周知を行います。重複事業との併用廃止の検討をします。                                                                        |      | 維持               |                                                                                          |
|                 |             |              | 80    | 健康長寿課             | 2 軽度生活援助事業                       | 掃除、洗濯等の日常生活上の援助が必要な、ひとり暮らし高齢者若しくは高齢者のみ世帯に軽易な日常生活の援助を行い、高齢者の自立と生活の質を確保します。                                                                                                            | 市ホームページへの掲載や窓口に高齢者サービス一覧のチラシを配置する等、事業の周知を行います。利用者やクルト、そのほか必要に応じて利用者家族との連絡を取り安否確認を確実に行います。                                                             | 市ホームページへの掲載や高齢者サービス一覧のチラシを配布し、事業の周知を行いました。現在2名が掃除サービスを利用継続しています。                                                                                   | C  | シルバー人材センターの登録会員が少なく、利用希望者とのマッチングが行えていないため、シルバー人材センターの会員数増加が課題となっています。 | 掃除、洗濯等の日常生活上の援助が必要な、ひとり暮らし高齢者若しくは高齢者のみ世帯に軽易な日常生活の援助を行い、高齢者の自立と生活の質を確保します。事業縮小の検討をします。                                                     |      | 縮小               | 現在の利用者は2名であり、シルバー人材センターの登録会員が少なく、利用希望者とのマッチングが行えていない現状があるためです。新たな利用希望者には代替案を提示して対応しています。 |
|                 |             |              | 81    | 健康長寿課             | 3 愛の定期便事業（ひとり暮らし高齢者乳製品配布事業）      | ひとり暮らし高齢者で身体の虚弱な人や心身に機能障がいのある人、日常生活環境において孤立した状況にある人等安否確認の必要性がある人に乳製品を届け、安否確認を行います。                                                                                                   | 市ホームページへの掲載や窓口に高齢者サービス一覧のチラシを配置する等、事業の周知を行います。                                                                                                        | 市ホームページへの掲載や高齢者サービス一覧のチラシを配布し、事業の周知を行いました。<br>安否確認のとれない高齢者については、親族等への照会・訪問により安否確認を行いました。<br>継続利用者数(休止中の人を除く)：73名<br>新規登録数：11名<br>不在連絡数：80件 出動件数：1件 | B  |                                                                       | ひとり暮らし高齢者で身体の虚弱な人や心身に機能障がいのある人、日常生活環境において孤立した状況にある人等安否確認の必要性がある人に乳製品を届け、安否確認を行います。事業縮小の検討をします。                                            |      | 縮小               | 安否確認という目的において、ひとり暮らし高齢者等緊急通報支援事業と内容が重複しているため、重複利用を不可とするか当事業を廃止にする方向で検討しています。             |
|                 |             |              | 82    | 健康長寿課             | 4 食の自立支援事業（地域自立生活支援事業）           | 調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対して栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、安否確認を行います。                                                                                                                         | 制度を周知するためチラシとホームページへの掲載。窓口や電話相談の際にサービスの説明を行います。高齢者福祉サービス一覧のチラシを民生委員・地域包括支援センター・ケアマネジャー等に配布します。サービス導入時、その後2回/年の管理栄養士によるアセスメントにより、利用者の状況把握とアドバイスを実施します。 | チラシやホームページ掲載より制度の周知を実施しました。チラシを窓口での情報提供の他、民生委員・地域包括支援センター・ケアマネジャー等に配布しました。サービス導入時、および2回/年の管理栄養士によるアセスメントにより、利用者の状況把握とアドバイスを実施しました。（実29件／延51件）      | B  |                                                                       | チラシとホームページの掲載による周知を実施します。窓口や電話相談の際にサービスの説明を行います。チラシを民生委員・地域包括支援センター・ケアマネジャー等に配布します。サービス導入時、及び2回/年の管理栄養士によるアセスメントにより、利用者の状況把握とアドバイスを実施します。 |      | 維持               |                                                                                          |
|                 |             |              | 83    | 健康長寿課             | 5 生活管理指導短期宿泊事業                   | 在宅で体調不良等により一時的に宿泊による介護や見守りが必要な虚弱な高齢者等が養護老人ホームで短期間宿泊することにより、生活習慣等の指導や助言を受けて体調調整を行い、要介護状態等への進行を予防します。                                                                                  | 高齢者福祉サービス一覧のチラシを民生委員・地域包括支援センター・ケアマネジャー等に配布します。                                                                                                       | 該当者なし                                                                                                                                              | B  |                                                                       | 民生委員・地域包括支援センター・ケアマネジャー等に引き続き周知し、該当者が発生した場合には、速やかに対応し、介護予防に努めます。                                                                          |      | 維持               |                                                                                          |
|                 |             |              | -     | 都市計画課             | 6 デマンド乗合交通※                      | 守谷市デマンド乗合交通は、守谷市地域公共交通網形成計画（平成30年7月策定）に基づき、高齢者や障がい者を対象に「小さな交通」を実現するための手段の1つとして運行しています。この乗合交通では、事前に利用登録を行った上で、電話で事前に予約があった利用者の指定する場所（自宅等）へ迎えに行き、指定する場所（公共施設、医療機関、店舗等）まで運行するものとなっています。 | 今年度はさらに多くの方が利用できるように、乗り合いシステム効率化、運行の調整等を図っていきます。                                                                                                      | 令和7年度の利用者数は19,641名であり、令和6年度の20,153名と比較して512名の減となりました。また、障がい者については令和7年度2,634名の利用があり、令和6年度の2,604名と比較して30名増加しました。                                     | A  |                                                                       | 今年度も多くの方が利用できるように、乗り合いの効率化を図っていきます。                                                                                                       |      | 維持               |                                                                                          |
|                 |             |              | -     | 健康長寿課             | 7 ※ 福祉タクシー券交付事業                  | 70歳以上の高齢者のみ世帯等に対して、医療機関等への通院にタクシーを利用する際に、初乗りの運賃相当額を助成することにより、医療機関等へ通院する環境を整えます。                                                                                                      | 重度の障がい者（特定疾患医療受給者含む）・高齢者（70歳以上で同一敷地内に70歳未満もしくは住民税課税者と同居していない方）が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に利用できるタクシー券（1枚につき500円）を助成します。1回の乗車につき2枚まで利用できます。             | 令和7年3月に、令和6年度中の申請者に対し令和7年度分のタクシー券について申請勧奨を実施しました。また、随時新規申請を受け付けし、年間で重度の障がい者（特定疾患医療受給者含む）140名、高齢者189名にタクシー券を交付しました。                                 | A  |                                                                       | 重度の障がい者（特定疾患医療受給者含む）・高齢者（70歳以上で同一敷地内に70歳未満もしくは住民税課税者と同居していない方）が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に利用できるタクシー券（1枚につき500円）を助成します。1回の乗車につき2枚まで利用できます。 |      | 維持               |                                                                                          |
|                 |             |              | 85    | 健康長寿課（地域包括支援センター） | 8 地域ケア会議の実施                      | 地域包括支援センター*が中心となって定例の地域ケア個別会議を開催します。民生委員・児童委員、医療機関や警察等の関係機関や介護保険事業所等と個別課題の解決に向けた協議を行うほか、個別課題から導き出される地域課題について、地域住民と一緒に検討する場を設けます。                                                     | ・自立支援に向けた地域ケア個別会議の開催（10回）<br>・随時、困難事例の会議を開催<br>・地域ケア推進会議の開催（1回）                                                                                       | ・自立支援に向けた地域ケア個別会議の開催<br>実績：10回<br>・困難事例の会議を開催<br>実績：4回<br>・地域ケア推進会議の開催<br>実績：1回                                                                    | B  |                                                                       | ・自立支援に向けた地域ケア個別会議の開催（12回）<br>・随時、困難事例の会議を開催<br>・地域ケア推進会議の開催（1回）                                                                           |      | 維持               |                                                                                          |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標            | 施策          | 方向性       | 事業No. | 担当部署               | 事業名                                         | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                 | 令和 7 年度の取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                                                                                     | 令和 7 年度の取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                   | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度の取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                             | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由     |
|---------------|-------------|-----------|-------|--------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|----------------------|
| 安心して暮らせる地域づくり | 保健福祉サービスの充実 | 高齢者方支援の推進 | -     | 健幸長寿課<br>（社会福祉協議会） | 9 茨城型地域包括ケアシステムを活用した支援（単独の制度では対応できないケース支援）※ | 単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、どのようなサービスが必要かを各機関の関係者が話し合うサービス調整会議を行い、実際に必要なサービスを提供する地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉の関係者がチームを組み支援していく在宅ケアチームを編成し、支援を実施します。                                                                             | 地域ケアシステムサービス調整会議の内容の充実化、対象者へ対応時間の確保等を図り、より一層の支援につなげます。                                                                                                                                                        | 年間延べ相談件数347件 支援者数102名 ケアチーム数51。2か月毎ごとにサービス調整会議を開催し、困難事例検討について話し合いをしました。もりりん中央にて地域ケア講演会「すべての方の性について」小西理恵氏による講演会を開催しました。参加数57名。後日社協HPにYouTubeで講演会内容を投稿しました。                    | B  |                         | 令和7年度をもって受託終了しました。                                                                                                                                  |      | 廃止               | ふくしの総合相談で相談対応を継続します。 |
|               |             |           | -     | 健幸長寿課              | 10 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業※                       | 地域における認知症高齢者の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク＊」を活用し、徘徊により行方不明となった高齢者等の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者等の安全確保と家族の負担軽減を図ります。引き続き、広報紙等による「守谷市みまもりシール＊」についての周知を徹底するとともに、介護支援専門員等の協力を得て家族への働き掛けを行い、事業への登録を促進します。                                       | 認知症声かけ模擬訓練時等において、認知症高齢者等SOSネットワーク事業の周知を実施します。地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所向けに随時周知を行い、事業対象者の登録につなげていきます。見守り協定事業所の拡大を図り、地域の見守り体制を強化します。また、見守りシールの更新に伴い、ホームページ等で周知を行います。                                                | 認知症高齢者等声かけ模擬訓練時・見守り活動等協力事業所連絡会議でSOSネットワーク事業の周知を行いました。<br>・情報発信（搜索協力）4件<br>・新規登録32名<br>・登録後5年超過者の更新（再登録1名・抹消7名）<br>・ホームページにおいて、見守りシール更新                                       | B  |                         | 地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所向けに随時周知を行い、事業対象者の登録につなげていきます。認知症声かけ模擬訓練時等において、認知症高齢者等SOSネットワーク事業の周知を実施します。見守り協定事業所の拡大を図り、地域の見守り体制を強化します。                      |      | 維持               |                      |
|               |             |           | 86    | 健幸長寿課              | 11 認知症初期集中支援推進事業                            | かかりつけ医と連携して早期に認知症専門医への紹介、診察、確定診断につなげます。軽度認知障害（MCI）や若年性認知症の人の把握と早期対応について、医学的見地を踏まえながら認知症サポート医と連携して対応策を検討します。認知症サポート医と医療と介護の専門職で構成される認知症初期集中支援チームが認知症の専門医療や介護サービスにつながっていない認知症の人を訪問し、医療や介護サービスが利用できるように支援します。                           | チーム員会議を12回開催し、適切な医療や介護につながるよう継続してケース支援を行います。                                                                                                                                                                  | チーム員会議を12回開催し、適切な医療や介護につながるよう継続してケース支援を行いました。<br>実績：6名                                                                                                                       | B  |                         | チーム員会議を12回開催し、適切な医療や介護につながるよう継続してケース支援を行います。                                                                                                        |      | 維持               |                      |
|               |             |           | 87    | 健幸長寿課              | 12 認知症地域支援・ケア向上事業                           | 地域の実情に合わせて、認知症に関する知識の普及啓発、家族向けの介護教室の開催、ボランティアの育成を検討します。地域で認知症高齢者を支える民間事業所の見守りネットワークを構築します。地域において認知症の人とその家族、地域住民、認知症サポーターや専門職が集う場としての認知症カフェを広げ、認知症の人を支えるつながりを支援するとともに、家族の介護負担軽減を図ります。認知症患者のニーズを把握し、支援ネットワークについて検討します。                 | 認知症に関する普及啓発を継続していきます。認知症サポートブック（守谷市版認知症ケアパス）の改訂を行います。オレンジカフェを継続して開催します。認知症高齢者声かけ模擬訓練を実施します。                                                                                                                   | 認知症サポートブックを改訂し、個別の相談の他、講座等で活用しました。認知症に関する展示・映画上映・オンラインライトアップを実施し認知症の普及啓発を行いました。見守り活動等協力事業所連絡会議で認知症サポーター養成講座を実施し地域の見守りの協力体制を強化しました。オレンジカフェを12回実施しました。認知症高齢者等声かけ模擬訓練を2回実施しました。 | B  |                         | 認知症の関する普及啓発を継続していきます。オレンジカフェを継続して開催します。認知症高齢者声かけ模擬訓練を実施します。                                                                                         |      | 維持               |                      |
|               |             |           | 88    | 健幸長寿課              | 13 認知症高齢者の家族のつどい                            | 認知症の人を介護している家族に対し、認知症を理解するための勉強会や、介護経験のある家族同士の交流の場を設け、家族の負担軽減を図ります。                                                                                                                                                                  | 認知症介護者が気軽に交流し、情報交換や思いが表出できるように、家族のつどいを12回（月1回）開催します。                                                                                                                                                          | 認知症介護者が気軽に交流し、情報交換や思いが表出できるように、家族のつどいを12回開催しました。偶数月（計6回）公認心理師が出席し、参加者の気持ちの表出や整理につながりました。                                                                                     | B  |                         | 認知症介護者が気軽に交流し、情報交換や思いが表出できるように、家族のつどいを月1回開催します。また、偶数月に公認心理士が出席し、参加者への知識の提供や気持ちの整理につなげていきます。                                                         |      | 維持               |                      |
|               |             |           | 89    | 健幸長寿課              | 14 寝たきり高齢者紙おむつ支給事業                          | 高齢者を在宅で介護する家族に対し、紙おむつを支給し、家族の負担軽減を図ります。                                                                                                                                                                                              | 市内の居宅介護支援事業所に向けて、事業の内容を説明し、事業の普及啓発に努めます。                                                                                                                                                                      | 市ホームページや高齢者サービス一覧のチラシにより制度の周知を行いました。<br>・新規申請24件／利用中止22件／令和8年3月31日時点実利用者数41名                                                                                                 | B  |                         | 市内の居宅介護支援事業所に向けて、事業の内容を説明し、引き続き事業の普及啓発に努めます。                                                                                                        |      | 維持               |                      |
|               |             |           | 90    | 健幸長寿課              | 15 在宅医療と在宅介護の連携強化                           | 取手市医師会管内（取手市・守谷市・利根町）の医療機関と介護事業所等の関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの現状や課題の解決策等を協議し、提供体制を構築します。地域の医療・介護の資源を「見える化」することにより資源の有効活用を推進するほか、在宅医療・介護の連携強化のための情報共有シート・システム等の導入について検討を行います。また在宅医療・介護連携に関する相談支援センターの機能強化を図るとともに、市内医療機関及び介護事業所との連携会議を開催します。 | 取手市医師会に業務委託し、<br>・多職種研修会及び住民普及開発ワーキンググループ会議を実施し、多職種研修会（2回）を開催や市民向け講演会を開催します。<br>・定期的に事例検討会を行い、医療と介護の連携について事例を通して考える機会とします。<br>市独自の取組として、<br>・市内の医療機関と介護事業所等を対象とした会議を2回開催し、研修やグループワークを実施することで、顔の見える関係づくりを行います。 | 取手市医師会に業務委託し<br>・多職種研修会及び住民普及啓発ワーキンググループが、住民向けの講演会（1回）と多職種研修会（2回）開催しました。<br>・事例検討会を10回実施しました。<br>・市独自の取組として、守谷市在宅医療・介護連携推進会議を2回開催しました。                                       | B  |                         | 取手市医師会に業務委託し、<br>・多職種研修会及び住民普及開発ワーキンググループによる多職種研修会や市民向け講演会を開催します。<br>・定期的に事例検討会を行い、医療と介護の連携について事例を通して考える機会とします。<br>市独自の取組として、守谷市医療機関介護連携推進会議を開催します。 |      | 維持               |                      |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標            | 施策          | 方向性                   | 事業No    | 担当部署               | 事業名                                                          | 事業内容                                                                                                                                                     | 令和7年度の取組目標<br>(数値目標等含む)                                                                                                                                      | 令和7年度の取組内容<br>(数値実績等を含む)                                                                                                                                                                                                           | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等                                               | 令和8年度の取組目標<br>(数値目標等含む)                                                                                   | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由                             |
|---------------|-------------|-----------------------|---------|--------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|----------------------------------------------|
| 安心して暮らせる地域づくり | 保健福祉サービスの充実 | 高齢者<br>方向性の1<br>推進    | 91      | 社会福祉協議会            | 16 ふれあい電話訪問事業                                                | 65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の人が、孤独感や不安感等の解消を図れるよう電話相談員による「ふれあい電話訪問事業（無料）」を実施しています。                                                                               | 事業のPR方法、今後事業のあり方等について検討します。                                                                                                                                  | 利用者4名に新規1名の計5名登録しています。訪問を楽しみにしている方もいらっしゃいました。電話訪問回数20日のうち、架電69回中訪問に至った件数は57件でした。                                                                                                                                                   | C  | 電話に対する意識の変化で出ないことが多いことや、予定時間に不在であることが増えていることから、電話による訪問について他の対応を検討します。 | 包括支援センターの高齢者宅訪問時にどこにもつながっていない方へチラシを配布していただけるように依頼し、登録利用者を増やす。そのうえで今後の対応を検討します。                            |      | 維持               |                                              |
|               |             |                       | 92      | 健幸長寿課              | 17 障がい福祉サービスと介護保険サービスの円滑な接続                                  | 障がいのある人が65歳以上になった時に介護保険サービスの利用に円滑に移行できるよう、関係者間での情報共有を行うことで一人ひとりの生活状況等に応じた適切なサービスの提供を図ります。                                                                | 65歳到達時に、相談支援専門員などを介した説明などにより、障がい福祉サービスから介護保険サービスにスムーズに移行できるよう支援します。必要に応じて地域包括支援センターやケアマネジャーと連携を図り必要の支援を行います。                                                 | 65歳になって最初の更新のタイミングで、窓口または相談支援専門員を通じて介護保険への移行について説明を行いました。また、必要に応じて地域包括支援センターやケアマネジャーと連携を図り必要の支援を行いました。                                                                                                                             | A  |                                                                       | 65歳到達時に、相談支援専門員などを介した説明などにより、障がい福祉サービスから介護保険サービスにスムーズに移行できるよう支援します。必要に応じて地域包括支援センターやケアマネジャーと連携を図り支援を行います。 |      | 維持               |                                              |
|               |             |                       |         | 介護福祉課              |                                                              |                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                              | 移行が必要な当該者が発生しなかったため、ケース会議を実施していません。                                                                                                                                                                                                | A  |                                                                       | 引き続き、65歳到達時に、障害福祉サービスから介護保険サービスに円滑に移行できるよう、必要に応じてケース会議を実施します。                                             |      | 維持               |                                              |
|               |             | 93                    | 中央図書館   | 1 市広報紙等の音訳化        | 視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に配布します。                | 視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に12回以上配布します。                                                                                                       | 視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に47回配布しました。                                                                                                            | B                                                                                                                                                                                                                                  |    | 視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に12回以上配布します。                    |                                                                                                           | 維持   |                  |                                              |
|               |             | 障がい者支援<br>方向性の2<br>推進 | 94      | 秘書課                | 2 ウェブアクセシビリティの向上                                             | 市ホームページの運営に当たっては、利用者の年齢や障がいの有無に関わらず、全ての人が同じようにホームページを利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上に配慮します。                                                                       | ウェブアクセシビリティに関するJIS規格のAA準拠を最低限の到達目標としているが、まだ全ページAA準拠には至っていないため、ホームページ全体のAA準拠を目標とします。そのため、管理者として継続的な確認・修繕を行うとともに、職員向けにホームページ管理システムの研修を行い、アクセシビリティへの認識の定着を図ります。 | ホームページの配色や音声読み上げ機能に配慮し、ウェブアクセシビリティに関するJIS規格「JIS X 8341-3」のAAレベルに準拠したサイト運用を達成しました。これにより、視覚障がい者や高齢者をはじめ、より多くの利用者が利便性高く情報へアクセスできる環境を整備しました。また、ウェブアクセシビリティの理解促進および実践力向上を目的として、新規採用職員を対象としたホームページ作成者研修と管理職への昇格者を対象としたホームページ承認者研修を行いました。 | A  |                                                                       | さらなるウェブアクセシビリティ向上を目指し、利用者の利便性向上を図るため生成AIを活用したチャットボットを導入します。これにより、多くの利用者が快適に情報へアクセスできる環境整備を推進していきます。       |      | 維持               |                                              |
|               |             |                       | -       | 健幸長寿課<br>(社会福祉協議会) | 3 茨城型地域包括ケアシステムを活用した支援<br>(単独の制度では対応できないケース支援) ※             | 単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、どのようなサービスが必要かを各機関の関係者が話し合うサービス調整会議を行い、実際に必要なサービスを提供する地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉の関係者がチームを組み支援していく在宅ケアチームを編成し、支援を実施します。 | 地域ケアシステムサービス調整会議の内容の充実化、対象者へ対応時間の確保等を図り、より一層の支援につなげます。                                                                                                       | 年間延べ相談件数347件 支援者数102名 ケアチーム数51。2か月毎ごとにサービス調整会議を開催し、困難事例検討について話し合いをしました。もりりん中央にて地域ケア講演会「すべての方の性について」小西理恵氏による講演会を開催しました。参加数57名。後日社協HPにYouTubeで講演会内容を投稿しました。                                                                          | B  |                                                                       | 令和7年度をもって受託終了しました。                                                                                        |      | 廃止               | ふくしの総合相談で相談対応を継続します。                         |
|               |             |                       | 95      | 健幸長寿課              | 4 守谷市障がい者福祉センター                                              | 指定管理者制度を活用し、市内在住の障がいのある人に対して、障がい福祉サービス（特定相談支援、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型）及び障がい児通所支援（放課後等デイサービス）を行います。                                                          | 指定管理者制度を活用し、市内在住の障がいのある人に対して、障がい福祉サービス（特定相談支援、生活介護、就労継続支援B型）及び障がい児通所支援（放課後等デイサービス）を行います。                                                                     | 生活介護は18人の利用者登録がされており、1日平均13.8人が利用しました。B型は10人の利用者登録がされており、1日平均約7.5人が通所しています。放課後等デイサービスは16人の利用者登録がされており、一日平均6.6人が通所しています。                                                                                                            | B  |                                                                       | 指定管理者制度を活用し、市内在住の障がいのある人に対して、障がい福祉サービス（特定相談支援、生活介護、就労継続支援B型）及び障がい児通所支援（放課後等デイサービス）を行います。                  |      | 維持               |                                              |
|               |             |                       | 96      | おやこ保健課             | 5 障がい児通所支援<br>(こども療育教室通園指導事業)                                | 個別指導・集団指導・各種相談など、発達に心配のある就学前の児童及び保護者に対する療育指導を行います。                                                                                                       | 事業を継続し、こども療育教室の利用希望者に対して療育指導を行います。                                                                                                                           | 利用契約者数126人<br>延利用人数1,669人<br>相談件数790件                                                                                                                                                                                              | A  |                                                                       | 事業を継続し、こども療育教室の利用希望者に対して療育指導を行います。                                                                        |      | 廃止               | R9年度で児童発達支援事業を廃止し、R10年度から新たな発達支援事業を開始するためです。 |
|               |             |                       | -       | 健幸長寿課              | 6 意思疎通の支援※                                                   | 視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通や情報収集の利便性の向上のため、必要な日常生活用具や補装具を支給します。                                                                                           | 視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通や情報収集の利便性の向上のため、必要な日常生活用具や補装具を支給します。                                                                                               | 視覚、聴覚障がい者等に、日常生活用具として視覚障害者用拡大読書器（1件）、情報通信支援用具（1件）補装具として、眼鏡（2件）、補聴器（21件）支給しました。                                                                                                                                                     | A  |                                                                       | 視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通や情報収集の利便性の向上のため、必要な日常生活用具や補装具を支給します。                                            |      | 維持               |                                              |
|               |             | 97                    | 健幸長寿課   | 7 手話通訳者・要約筆記者の派遣   | 聴覚や音声・言語機能に障がいのある人が社会生活を送る上で円滑に意思疎通ができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 | 聴覚や音声言語機能に障がいのある方からの申込に基づき、手話通訳者の派遣を行います。                                                                                                                | 手話通訳者や要約筆記者の派遣について、茨城県聴覚障害者協会へ委託しており、聴覚や音声言語機能に障がいのある方からの申込に基づき、手話通訳者の派遣を84回行いました。                                                                           | A                                                                                                                                                                                                                                  |    | 聴覚や音声言語機能に障がいのある方からの申込に基づき、手話通訳者の派遣を行います。                             |                                                                                                           | 維持   |                  |                                              |
|               |             | -                     | 社会福祉協議会 | 8 スロープ付福祉車両の貸出※    | 障がい者や歩行困難な高齢者等とその家族に対し、スロープ付福祉車両を無料で貸し出します。                  | より多くの方に利用いただくように、周知方法を拡大します。                                                                                                                             | 車両貸出53回のうち新規利用者は10名でした。                                                                                                                                      | A                                                                                                                                                                                                                                  |    | 新規利用者を増やすために引き続き広報周知を強化します。                                           |                                                                                                           | 維持   |                  |                                              |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                     | 施策           | 方向性             | 事業No | 担当部署   | 事業名                    | 事業内容                                                                                                                                                                                 | 令和7年度 of 取組目標<br>（数値目標等を含む）                                                                                                               | 令和7年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                                                                        | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等を含む）                                                                                                               | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由 |
|------------------------|--------------|-----------------|------|--------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------|
| 安心して暮らせる基本目標3<br>地域づくり | 保健福祉基本施策1の充実 | 障がい者支援の推進       | 98   | 健幸長寿課  | 9 意思疎通における合理的配慮の提供     | 市窓口等において、筆談や手話、聞き取りやすい言葉で話す等、相手の障がいの特性に応じた意思疎通を行います。                                                                                                                                 | 障がいにより配慮を必要とする来庁者に対して、筆談や聞き取りやすい言葉や声の大きさと話す等の対応を行うと共に、手話や外国語を話す方に対して、意思疎通を行えるよう遠隔通訳サービスを提供します。                                            | 障がいにより配慮を必要とする来庁者に対して、筆談や聞き取りやすい言葉や声の大きさと話す等の対応を行いました。また、手話や外国語を話す方に対して、意思疎通を行えるよう遠隔通訳サービスを導入しています。                                                                                                                                | A  |                         | 障がいにより配慮を必要とする来庁者に対して、筆談や聞き取りやすい言葉や声の大きさと話す等の対応を行うと共に、手話や外国語を話す方に対して、意思疎通を行えるよう遠隔通訳サービスを提供します。                                            |      | 維持               |                  |
|                        |              |                 | 99   | 健幸長寿課  | 10 障がい者地域生活支援事業        | 障がい福祉サービスや障がい児通所支援では満たしきれない支援ニーズに対応するため、自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じてサービスを提供します。                                                                                        | 障がいを持った方が自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じてサービスを提供します。                                                                            | 自力で日常生活を営むことが困難な障がい者に対して、居宅生活動作補助用具（6件）、ストマ装具（305件）、紙おむつ（298件）の日常生活用具給付を行いました。また、障がい者等の日中活動の場の確保と介護者（家族等）の一時的な休息を図る日中一時支援事業として、実利用者数69名、延利用回数2,659回の利用がありました。その他、重度の身体障がい者で自宅での入浴が困難な方を対象とする訪問入浴サービスとして実利用者数6名、延利用回数235回の利用がありました。 | A  |                         | 障がいを持った方が自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じてサービスを提供します。                                                                            |      | 維持               |                  |
|                        |              |                 | 100  | 健幸長寿課  | 11 グループホームの整備推進        | 施設等を退所して地域で生活する人や「親亡き後」に自立した生活を営む場として、グループホームの整備を推進します。                                                                                                                              | 障がい者の生活の場の確保のために、事業所等への情報提供を行います。                                                                                                         | 令和7年度中に、5名分が増床されました。                                                                                                                                                                                                               | B  |                         | 障がい者の生活の場の確保のために、事業所等への情報提供を行います。                                                                                                         |      | 維持               |                  |
|                        |              |                 | 101  | 健幸長寿課  | 12 施設入所の支援             | 障がいの特性等により在宅生活が困難で、日常生活上の介護が常時必要な人については、十分なアセスメントを実施した上で、施設への入所を支援します。                                                                                                               | 施設入所について相談があった場合、障がい種別に対応した施設を紹介します。また、入所支援施設から空き情報があった場合、市内の相談支援事業所に情報を提供し、入所を希望している方へ案内を依頼します。                                          | 施設入所について相談があった場合、障がい種別に対応した施設を紹介しました。また、入所支援施設から空き情報があった場合、市内の相談支援事業所に情報を提供し、入所を希望している方へ案内を依頼しました。                                                                                                                                 | B  |                         | 施設入所について相談があった場合、障がい種別に対応した施設を紹介しました。また、入所支援施設から空き情報があった場合、市内の相談支援事業所に情報を提供し、入所を希望している方へ案内を依頼します。                                         |      | 維持               |                  |
|                        |              |                 | -    | 都市計画課  | 13 コミュニティバスの無料化（障がい者）※ | 障がい者手帳を有する人について、市が運行するモコバス（もりやコミュニティバス）の運賃を無料にします。                                                                                                                                   | 今年度も継続して、障がい者手帳所有者についてモコバス（もりやコミュニティバス）の運賃無料を実施します。                                                                                       | 今年度も継続して、障がい者手帳所有者についてモコバス（もりやコミュニティバス）の運賃無料を実施しました。                                                                                                                                                                               | A  |                         | 今年度も継続して、障がい者手帳所有者についてモコバス（もりやコミュニティバス）の運賃無料を実施します。                                                                                       |      | 維持               |                  |
|                        |              |                 | 102  | 都市計画課  | 14 低床バスによる運航           | 引き続き、市が運行するモコバス（もりやコミュニティバス）について、障がい者や高齢者等が利用しやすいよう、低床バスにより運行します。                                                                                                                    | 今年度もモコバスについては全便低床車両にて運行します。                                                                                                               | 今年度もモコバスについては全便低床車両にて運行しました。                                                                                                                                                                                                       | A  |                         | 今年度もモコバスについては全便低床車両にて運行します。                                                                                                               |      | 維持               |                  |
|                        |              |                 | -    | 都市計画課  | 15 デマンド乗合交通※           | 守谷市デマンド乗合交通は、守谷市地域公共交通網形成計画（平成30年7月策定）に基づき、高齢者や障がい者を対象に「小さな交通」を実現するための手段の1つとして運行しています。この乗合交通では、事前に利用登録を行った上で、電話で事前に予約があった利用者の指定する場所（自宅等）へ迎えに行き、指定する場所（公共施設、医療機関、店舗等）まで運行するものとなっています。 | 今年度はさらに多くの方が利用できるように、乗り合いシステム効率化、運行の調整等を図っていきます。                                                                                          | 令和7年度の利用者数は19,641名であり、令和6年度の20,153名と比較して512名の減となりました。また、障がい者については令和7年度2,634名の利用があり、令和6年度の2,604名と比較して30名増加しました。                                                                                                                     | A  |                         | 今年度も多くの方が利用できるように、乗り合いの効率化を図っていきます。                                                                                                       |      | 維持               |                  |
|                        |              |                 | -    | 健幸長寿課  | 16 福祉タクシー券交付事業※        | 70歳以上の高齢者のみ世帯等に対して、医療機関等への通院にタクシーを利用する際に、初乗り運賃相当額を助成することにより、医療機関等へ通院する環境を整えます。                                                                                                       | 重度の障がい者（特定疾患医療受給者含む）・高齢者（70歳以上で同一敷地内に70歳未満もしくは住民税課税者と同居していない方）が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に利用できるタクシー券（1枚につき500円）を助成します。1回の乗車につき2枚まで利用できます。 | 令和7年3月に、令和6年度中の申請者に対し令和7年度分のタクシー券について申請勧奨を実施しました。また、随時新規申請を受け付けし、年間で重度の障がい者（特定疾患医療受給者含む）140名、高齢者189名にタクシー券を交付しました。                                                                                                                 | A  |                         | 重度の障がい者（特定疾患医療受給者含む）・高齢者（70歳以上で同一敷地内に70歳未満もしくは住民税課税者と同居していない方）が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に利用できるタクシー券（1枚につき500円）を助成します。1回の乗車につき2枚まで利用できます。 |      | 維持               |                  |
|                        |              | 子ども・子育て向け支援3の推進 | 103  | おやこ保健課 | 1 こんにちは赤ちゃん訪問事業        | 保健センターの保健師等、又は母子保健推進員が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行います。                                                                                                               | 新生児が産まれた家庭に訪問、母子の生活状況の確認、子育ての孤立化の防止、相談対応などを行っていきます。母または子が入院中の家庭を除き、訪問を実施できるよう、事業の周知・訪問調整を行います。                                            | 新生児訪問を兼ねた「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施し、延べ449件の訪問で子育て情報を提供しました。                                                                                                                                                                               | A  |                         | 新生児が生まれた家庭を訪問し、母子の生活状況の確認や子育ての孤立防止、相談対応を行います。母子が入院中の家庭を除き、訪問が円滑に実施できるよう、事業の周知と訪問調整を進めます。                                                  |      | 維持               |                  |
|                        |              |                 | 104  | おやこ保健課 | 2 母親学級・両親学級事業          | 保健センターにおいて、妊娠中の過ごし方、出産に当たっての心構えや産後の育児方法、沐浴の方法などを学びます。                                                                                                                                | 妊娠中の方を対象に、プレマクラス（母親学級）は、栄養・歯科の内容について毎回助産師によるミニ講座を、年4クール（各2回）実施します。パバマクラス（両親学級）は、産後の子育てを夫婦で考えるきっかけとなるよう、沐浴体験や調乳体験を取り入れ、年8回土曜日に開催します。       | プレマクラス（母親学級）は4クール（各2回）で延べ81人が参加しました。パバマクラス（両親学級）は年間8回（土曜日）と平日個別対応5回を実施し、101組の夫婦が参加しました。講座では産後うつ の周知、夫婦で考えるチーム育児、調乳実習などを行いました。                                                                                                      | A  |                         | パバママクラス（両親学級）は、産後の子育てを夫婦で考えるきっかけとするため、沐浴体験や調乳体験を取り入れて、年6回土曜日に開催します。                                                                       |      | 維持               |                  |

調査票

■ 調査票の内容

例年の項目（令和7年度の取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度の取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標            | 施策          | 方向性                         | 事業No                                               | 担当部署                               | 事業名                                   | 事業内容                                                                                                                                                                                                      | 令和7年度の取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                | 令和7年度の取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度の取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                            | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由 |
|---------------|-------------|-----------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------|
| 安心して暮らせる地域づくり | 保健福祉サービスの充実 | 子ども・子育て方向性3の推進              | 105                                                | のびのび子育て課                           | 3 子育て世代包括支援事業（R6～）こども家庭センター事業         | 妊婦及び乳幼児とその保護者の子育てに関する個別ニーズを把握し、必要な情報の提供や相談対応、関係機関の利用支援等を行います。<br>（R6～）全ての妊産婦や子育て世帯、こどもを対象に児童福祉と母子保健が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた相談や支援を切れ目なく行います。                                                                  | 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するために、関係機関との連携を図り、それぞれの専門性を発揮しながら、支援を行っていきます。<br>また、サポートプランを活用しながら、こどもとその家庭を中心とした支援の充実を図ります。                     | 母子保健担当では、新規488件、転入47件の母子健康手帳を交付し、全妊産婦にセルフプランを作成しました。さらに、451人にアンケートを実施し、94件の面談、132件の電話相談、14件の訪問支援を実施しました。また、454人に対し伴走型相談支援（ハローベビー）を実施し、505人に1回目の給付金、516人に2回目の給付金を支給しました。 | B  |                         | 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するために、関係機関との連携を図り、それぞれの専門性を発揮しながら、支援を行っていきます。<br>また、サポートプランを活用しながら、こどもとその家庭を中心とした支援の充実を図ります。 | ○    | 維持               |                  |
|               |             |                             | 106                                                | おやこ保健課                             | 4 産後ケアの充実                             | 出産後に家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられず、育児支援を特に必要とする家庭に対して、母子への心身のケアや育児のサポート等を引き続き実施するとともに、産後2週間、1か月の早い時期から産婦健康診査の費用助成を行います。                                                                                          | 産後ケアを必要とする者に対し、産婦の心身のケア・育児相談・授乳のケアなどを実施する。要支援者加算を開始し、委託機関と連携を強化し、宿泊型・通所型・訪問型を展開していく。                                                   | 3～4か月児健康診査を24回、1歳6か月児健康診査を24回、3歳5か月児健康診査を28回実施し、発育・発達のチェックや子育て相談を行いました。また、5歳児健診のモデル事業を1回実施しました。                                                                         | A  |                         | 産後ケアを必要とする方に対し、産婦の心身ケア、育児相談、授乳ケアなどを行います。今後も委託機関と連携を強化し、宿泊型・通所型・訪問型のサービスを展開していきます。                                  |      | 維持               |                  |
|               |             |                             | -                                                  | のびのび子育て課                           | 5 ファミリーサポートセンター事業※                    | 市が設置するもりやファミリーサポートセンターでは、育児の援助を受けたい人（利用会員）と、育児の援助を行いたい人（サポーター会員）との相互援助活動（子どもの預かりや送迎など）に関する連絡・調整を実施しています。                                                                                                  | 相互援助活動継続のため、事業の実施内容の周知活動を幅広く実施し、事業の利用につなげます。<br>数値目標：援助回数1,400件以上                                                                      | 相互援助活動のためにアドバイザーが、利用者とサポーターとの連絡調整を行い、年間をとおして援助を行いました。取組結果：在宅援助931件、施設援助959件、土祝日利用131件                                                                                   | B  |                         | 相互援助活動継続のため、事業の実施内容の周知活動を幅広く実施し、事業の利用につなげます。<br>数値目標：援助回数1,400件以上                                                  |      | 維持               |                  |
|               |             |                             | -                                                  | のびのび子育て課                           | 6 地域子育て支援センター運営事業※                    | 市内在住の未就学児とその保護者を対象とし、家庭や地域における子育て機能の低下や、孤独感や不安感を持つ親の増加に対応するため、地域において子育て親子の交流等（広場事業及び園庭開放、育児相談、子育て講座、子育てサークル支援、地域交流等）を促進する場所を設置し、保護者の不安感の緩和と児童の健やかな育ちを支援しています。地域交流においては、地域のお年寄りや出前サロンのお年寄りとの異世代交流を実施しています。 | 子育て支援のため、引き続き講座やイベントで、子育て親子の交流の場を提供します。<br>数値目標：参加者1、800人以上                                                                            | アタッチメントの大切さを知らせるため「Watch me play」の講習会を子育てに関わる機関の職員向けに2回おこないました。また10月には一般の方向けに講演会も行いました。講演会は137名の参加がありました。子育て支援のため、子育て講座や夢っ子まつり、夢っ子コンサートを実施しました。取組結果2,097人が参加しました。       | B  |                         | 子育て支援のため、引き続き講座やイベントを開催し子育て親子の交流の場を提供します。<br>取組目標1,800人                                                            |      | 維持               |                  |
|               |             |                             | 107                                                | すくすく保育課                            | 7 病児・病後児保育事業                          | 病気の回復期又は回復期ではないが症状が安定している状態の児童について、保護者が働いている等の理由により、家庭での保育や集団保育が困難な場合に、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育をしています。                                                                                              | Morinfoの廃止に伴い、事前登録や利用予約をWeb上で実施できる体制を見直すとともに、利便性の向上を図ります。                                                                              | Morinfoの廃止に伴い、事前登録や利用予約を市のホームページ上で実施できる体制に見直し、利便性の向上を図りました。                                                                                                             | B  |                         | 登録方法の変更等に伴い、病児・病後児保育事業の更なる周知をし、利用登録者が増加するように努めます。                                                                  |      | 維持               |                  |
|               |             |                             | 108                                                | すくすく保育課                            | 8 待機児童解消に向けた対策（認証保育園委託事業）             | 認可保育所へ入所できなかった児童の保育を、認証保育園（市認定の認可外保育所）へ委託し、預かり場所を確保することで、実質的な待機児童の解消を図ります。                                                                                                                                | 引き続き、低年齢の利用保留児童がいることから、認証園が安定して運営でき、より多くの児童を受け入れ（定員枠の範囲内）ができるよう支援します。                                                                  | 年度末時点で計29名の利用保留児童を受け入れていただき、実質的な待機児童の減少を図ることができました。（※参考：昨年度同時期27名）                                                                                                      | B  |                         | 引き続き、低年齢の利用保留児童がいることから、認証保育園が安定して運営でき、より多くの児童を受入れ（定員枠の範囲内）ができるよう支援します。                                             |      | 維持               |                  |
|               |             |                             | 109                                                | すくすく保育課                            | 9 待機児童解消に向けた対策（保育人材確保事業）              | 市内事業者が保育等の人材を確保することができるよう、市内外の潜在保育士、新卒保育士に対して、国の保育対策総合支援事業実施要綱に基づき、市内の認可及び認可外保育施設、小規模保育事業所＊、認定こども園＊、幼稚園の事業所紹介及び面接の機会を設けます。また、新規採用された保育士に対して、就労助成金を交付します。                                                  | 研修参加施設：29施設<br>保育士の離職防止のため、新たに市内保育施設を対象に研修会を開催します。<br>数値目標：参加者25施設以上<br><br>また、守谷市新規採用保育士等就労助成金の支給要件や支給時期を見直して、より効果の高い確保方策になるよう検討をします。 | （1）施設向け離職防止のための研修会は、施設長向けと保育士向けの2回実施しました。施設長向けは参加29施設、保育士向けは参加22施設で、2回の平均25施設のため数値目標は達成しました。<br>（2）新規採用保育士等就労助成金は、支給金額、支給要件、支給時期等について、より効果の高い確保方策になるよう見直しを図りました。        | B  |                         | 新規採用保育士就労助成金の内容見直しに伴い、更なる周知を行います。施設側にも周知をし、採用活動に活用するように促します。<br>（実際に新規採用者数の数値結果を確認できるのは1年後の令和9年度になります。）            |      | 維持               |                  |
| -             | おやこ保健課      | 10 障がい児通所支援（こども療育教室通園指導事業）※ | 個別指導・集団指導・各種相談など、発達に心配のある就学前の児童及び保護者に対する療育指導を行います。 | 事業を継続し、こども療育教室の利用希望者に対して療育指導を行います。 | 利用契約者数126人<br>延利用人数1,669人<br>相談件数790件 | A                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                        | 事業を継続し、こども療育教室の利用希望者に対して療育指導を行います。                                                                                                                                      |    | 廃止                      | R9年度で児童発達支援事業を廃止し、R10年度から新たな発達支援事業を開始するためです。                                                                       |      |                  |                  |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標            | 施策          | 方向性          | 事業No. | 担当部署     | 事業名                                  | 事業内容                                                                                                                                        | 令和7年度の取組目標<br>(数値目標等含む)                                                                                         | 令和7年度の取組内容<br>(数値実績等を含む)                                                                                                                                                   | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度の取組目標<br>(数値目標等含む)                                                                                                       | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由 |
|---------------|-------------|--------------|-------|----------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------|
| 安心して暮らせる地域づくり | 保健福祉基本施策の充実 | 子ども・子育て支援の推進 | 110   | 健康長寿課    | 1 1 障がい児通所支援<br>(放課後等デイサービス事業)       | 守谷市障がい者福祉センターにおいて、市内在住の障がいのある児童に対して、障がい児通所支援(放課後等デイサービス)を提供します。                                                                             | 指定管理者制度を活用し、市内在住の障がいのある人に対して、障がい福祉サービス(特定相談支援、生活介護、就労継続支援B型)及び障がい児通所支援(放課後等デイサービス)を行います。                        | 就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを提供し、延べ1,564件の利用がありました。                                                                                    | A  |                         | 指定管理者制度を活用し、市内在住の障がいのある人に対して、障がい福祉サービス(特定相談支援、生活介護、就労継続支援B型)及び障がい児通所支援(放課後等デイサービス)を行います。                                      |      | 維持               |                  |
|               |             |              | 111   | すくすく保育課  | 1 2 障がい児保育の充実                        | 保育所等に看護師等の配置を行うことにより、医療的ケア児及び発達に心配のあるお子さんを受け入れられるよう体制整備に努めます。                                                                               | 障がい児受け入れ施設に対しての補助金について支給対象条件を見直しのうえ要綱を改正し更に給付しやすく努めます。                                                          | 障がい児保育事業費補助金について、給付しやすくなるよう支給対象条件を整理し、交付要綱を改正しました。                                                                                                                         | B  |                         | 引き続き、障がい児保育事業費補助金や施設向け離職防止研修会(加配児童への関わり方をテーマにした研修など)を通じて、障がい児の入所者の増加を図ります。                                                    |      | 維持               |                  |
|               |             |              | 112   | 社会福祉協議会  | 1 3 親子ふれあい交流事業                       | ひとり親家庭の親子を対象に、守谷市食生活改善推進員の協力を得て、親子クッキングを開催しています。また、3月下旬には親子一日ふれあい遠足を実施しています。                                                                | 親子で楽しめる企画を提案し交流の場を作ります。                                                                                         | 「春・冬もほかほか子ども集まれ」事業を年2回開催し、誰もが楽しみ参加する企画を実施しました。春75名参加し冬は172名参加いただきました。                                                                                                      | A  |                         | 親子で楽しめる企画を提案し交流の場を作ります。                                                                                                       |      | 維持               |                  |
|               |             |              | 113   | 市民協働推進課  | 1 4 子ども食堂の開設<br>・運営支援                | 子どもの孤食や貧困問題を踏まえ、一部のまちづくり協議会では、食事と遊び等を通して、様々な世代の人と交流する居場所づくりを行っています。今後、子ども食堂が市内全域に広がるように、各地区の「まちづくり協議会」の活動を継続して支援していきます。                     | 子ども食堂(地域食堂)が市内全域に展開されるよう、社会福祉協議会と協力し、実施していない他地区の「まちづくり協議会」に提案していきます。                                            | まちづくり協議会では、活動の一環として、北守谷地区や守谷C地区、高野地区で運営している子ども食堂(地域食堂)に対して、財政支援や人的支援を行うことで、引き続き運営における支援を行いました。また、社会福祉協議会(高野支部)でも高野地区で食堂を運営するなど、子ども食堂(地域食堂)への支援を通じて、交流の促進等による地域の活性化に貢献しました。 | A  |                         | 子ども食堂(地域食堂)が市内全域に展開されるよう、社会福祉協議会と連携・協力し、実施していない地区の「まちづくり協議会」に活動を提案します。                                                        |      | 維持               |                  |
|               |             |              |       | のびのび子育て課 |                                      |                                                                                                                                             | まちづくり協議会と協働し、食事と遊びを通じた交流会を実施します。                                                                                | 情報共有し、周知支援等は社会福祉協議会を中心に実施しました。                                                                                                                                             | B  |                         | 社会福祉協議会を中心に立ち上げや周知の支援を行っていきます。                                                                                                |      | 維持               |                  |
|               |             |              | 114   | 生涯学習課    | 1 5 放課後子ども総合プラン                      | 「放課後子ども教室事業(子ども教室)」及び「放課後児童健全育成事業(児童クラブ)」を一体的、又は連携して実施する総合的な放課後対策であり、教育委員会が主導して推進しています。                                                     | 黒内小学校の児童数増加に伴い今年度から特定地域選択制度が開始されました。今後も増加が見込まれる児童数に対応するためクラブ数増の方策を検討し、引き続き待機児童ゼロを継続していきます。<br>数値目標：児童クラブ待機児童数0人 | 黒内小学校の児童数増加に伴い、令和6年度から開始された特定地域選択制度の運用を引き続き継続するとともに、関係団体と積極的に連携を図りながら、放課後子ども総合プランを運営しました。<br>数値実績：児童クラブ待機児童数0人                                                             | A  |                         | 学校や関係団体と調整を図りながらタイムシェアを実施することで、児童クラブ室を確保するとともに、今後も増加が見込まれる児童数に対応するためクラブ数増の方策を検討し、引き続き待機児童ゼロを継続していきます。<br>数値目標：児童クラブ待機児童数0人    | ○    | 維持               |                  |
|               |             |              | 115   | 教育指導課    | 1 6 小学校サタデー学習支援教室                    | 小学4～6年生までの児童で、当該児童及びその保護者が学習支援教室の利用を希望し、かつ、基礎的・基本的な学習支援が必要な児童の個別指導を実施しています(新型コロナウイルス感染対策のため令和4年1月現在休止中)。(学習場所：守谷中学校)                        | 令和7年度はサタデー学習支援教室を5月から開始し、17回の実施(今年度は1グループ)を予定しています。夏季休業中にも2回実施し、学習のリズムが整うように支援します。                              | 令和7年度はサタデー学習支援教室を5月から開始し、18回の実施を予定しています。夏季休業中にも2回実施し、学習のリズムが整うように支援しました。理科の実験も2回実施し、体験的な学習も行いました。                                                                          | A  |                         | 令和8年度はサタデー学習支援教室を5月から開始し、18回の実施を予定しています。夏季休業中にも2回実施し、学習のリズムが整うように支援していきます。理科の実験も2回、プログラミング1回を実施し、体験的な学習を増やします。                | ○    | 維持               |                  |
|               |             |              | 116   | 教育指導課    | 1 7 スクールソーシャルワーカーの配置                 | 教育指導課内に、スクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善に向けた働きかけを行います。                                                                                | 令和7年度は、スクールソーシャルワーカーを総合教育支援センター配置にしたことで、学校・保護者・関係機関との連携を強化し、チーム支援に向けた体制づくりを行います。                                | 不登校や課題を抱える児童生徒の支援を目的として、本人や保護者、学校、関係機関と連携した相談対応や家庭訪問(アウトリーチ型支援)等を実施しました。令和7年度の相談件数は、小学校917件、中学校1036件の計1953件でした。また、アウトリーチ支援を計365件行い、適切な支援につなげました。                           | A  |                         | 令和8年度は、不登校や課題を抱える児童生徒への早期対応と支援の質向上のため、スクールソーシャルワーカーを中心とした学校・家庭・関係機関の連携をさらに強化します。アウトリーチ型支援を継続し、支援が必要な児童生徒の適切な場への接続率100%を目指します。 | ○    | 維持               |                  |
|               |             |              | 117   | 教育指導課    | 1 8 保幼小中高一貫教育推進事業                    | 保幼小中高の切れ目のない連携による、授業や行事等の交流を図ります。                                                                                                           | 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて、幼児教育担当者会研修会を実施します。研修会では架け橋プログラム作成に向けた体制づくり・カリキュラム作成を行います。<br>数値目標：年2回                      | 幼児教育担当者研修会では、県の事業である幼児教育アドバイザーを招き、架け橋カリキュラムについて理解を深めるための研修を実施しました。また、小学校の計画訪問時には幼児施設の保育者が授業参観を行いました。8月下旬に開催したウェルビーイング・ミーティングでは、守谷高校の生徒会が参加し、グループ協議のファシリテーターを行いました。         | A  |                         | 今年度は架け橋カリキュラムの具体的な作成に取り組みます。また、保幼小間の相互授業参観を実施します。8月上旬に実施するウェルビーイング・ミーティングにおいても、地域の高校生に協力を依頼し、小中高の連携を深めていきます。                  | ○    | 維持               |                  |
|               |             |              | 118   | 教育指導課    | 1 9 総合教育支援センター事業<br>(不登校、いじめ、発達障がい等) | 不登校やいじめなどで配慮の必要な児童生徒、発達障がい等を含め特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者などに対して、専門的かつ積極的な支援を行います。また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して発達段階に即した計画的・継続的な支援を行います。 | 令和7年度は、市内全小中学校に校内フリースペースを設置し、支援員を配置したことで、不登校児童生徒への支援を強化します。支援センターを含む関係者会議(定例会)を12回実施し、チーム支援の体制づくりを行います。         | 不登校児童生徒への支援強化のため、支援センター相談員やソーシャルワーカー、関係機関による「フリースペース定例会」を年間12回開催しました。令和7年度の通室者数は、小学校91名、中学校70名の計161名に達し、校内の「もう一つの居場所」として支援の実効性を高めることができました。                                | A  |                         | 令和8年度は、総合教育支援センターを中核とする「チーム支援」体制を構築します。不登校、いじめ、発達障がい等、特別な支援を必要とする児童生徒や保護者への対応力を向上させるため、関係機関を含めた定期的な研修会を年間12回実施し、相談体制の充実を図ります。 | ○    | 維持               |                  |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標            | 施策             | 方向性               | 事業No | 担当部署                  | 事業名                                         | 事業内容                                                                                                                                                                                                                   | 令和7年度の取組目標<br>(数値目標等含む)                                                                                                                                              | 令和7年度の取組内容<br>(数値実績等を含む)                                                                                                                                                | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度の取組目標<br>(数値目標等含む)                                                                                                                                               | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由     |
|---------------|----------------|-------------------|------|-----------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|----------------------|
| 安心して暮らせる地域づくり | 保健福祉サービス1の充実   | 生活困窮者への支援<br>方向性4 | 119  | 社会福祉課                 | 1 生活困窮者自立相談支援事業                             | 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となります。ここでは、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。                                                                       | 前年度と同様に委託により生活困窮者に対して、生活相談、就労支援等を実施します。<br>また、相談の裾野を広げ、相談及び支援がスムーズに図れるよう、委託業者と市で連携を図り、相談体制の構築を行います。<br>令和7年度目標<br>新規相談件数 40件<br>延相談件数 900件<br>就労件数 10件<br>プラン作成数 15件 | 前年度と同様に委託により生活困窮者に対して、生活相談、就労支援等を実施しました。<br>また、相談の裾野を広げ、相談及び支援がスムーズに図れるよう、委託業者と市で連携を図り、相談体制の構築を行いました。<br>令和7年度実績<br>新規相談件数 59件<br>延相談件数 1,638件<br>就労件数 4件<br>プラン作成数 10件 | A  |                         | 前年度と同様に委託により生活困窮者に対して、生活相談、就労支援等を実施します。<br>また、相談の裾野を広げ、相談及び支援がスムーズに図れるよう、委託業者と市で連携を図り、相談体制の構築を行います。<br>令和8年度目標<br>新規相談件数 65件<br>延相談件数 1,800件<br>就労件数 7件<br>プラン作成数 10件 |      | 維持               |                      |
|               |                |                   | 120  | 社会福祉課                 | 2 住居確保給付金事業                                 | 主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、若しくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合で、一定の要件を満たした場合において、市が定める額を上限に実際の家賃額を原則3か月間（延長は3回まで最大12か月間）支給します。                                                                                 | 生活困窮者及び住宅生活困難者等を関係機関と連携し、ニース及び支援の実施を行います。<br>令和7年度目標<br>支給世帯数 2世帯<br>支給延回数 3回<br>支給総額 918,000円                                                                       | 生活困窮者及び住宅生活困難者等を関係機関と連携し、ニース及び支援を行いました。<br>令和7年度実績<br>支給世帯数 2世帯<br>支給延回数 4回<br>支出額 161,000円                                                                             | B  |                         | 事業の周知（HPにて広報）を実施し、セーフティネットワークの構築を実施します。また、生活困窮者及び住宅生活困難者等を関係機関と連携し、ニース及び支援を行います。<br>令和8年度目標<br>支給世帯数 3世帯<br>支給延回数 18回<br>支給総額 714,000円                                |      | 維持               |                      |
|               |                |                   | 121  | 社会福祉課                 | 3 就労準備支援事業                                  | 「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な人に対して、就労に向けた基礎能力の習得や就労体験などの支援を行います。                                                                                                                                  | 就労に向けたきっかけとして、潜在的な能力の底上げなど就労支援を実施していきます。<br>事業を委託し、委託先と市で連携を取り、支援の実施に努めます。<br>令和7年度目標<br>新規支援者数 30名<br>新規延支援回数 40回                                                   | 申込者に対して、就労に向けた基礎能力の習得や就労体験などの支援を実施しました。<br>事業は一般社団法人アイネットに委託しました。<br>令和7年度実績<br>新規支援者数 27名<br>新規延支援回数 27回                                                               | B  |                         | 就労に向けたきっかけとして、潜在的な能力の底上げなど就労支援を実施していきます。<br>事業を委託し、委託先と市で連携を取り、支援の実施に努めます。<br>令和8年度目標<br>新規支援者数 30名<br>新規延支援回数 30回                                                    |      | 維持               |                      |
|               |                |                   | 122  | 社会福祉課<br>（社会福祉協議会）    | 4 家計改善支援事業                                  | 家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生をサポートします。                                                                                                        | 課題を解決し支援終了となる基準を明確にします。<br>目標設定をして本人の意欲を引き出します。                                                                                                                      | 登録人数16名（内生活保護受給者7名）受電108件架電161件 訪問支援87件来所支援46件債務整理1件                                                                                                                    | B  |                         | 個々に合わせた目標設定をして本人の意欲を引き出します。                                                                                                                                           |      | 維持               |                      |
|               |                |                   | 123  | 社会福祉協議会               | 5 生活福祉資金貸付                                  | 市社協が窓口となり、低所得世帯、障がい者及び高齢者世帯の人々の経済的自立と安定した生活を送れるよう資金の貸付を行います。貸付には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などがあります。                                                                                                                 | 資金貸付と合わせて必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進、安定した生活を送ることを目的とした相談支援を継続します。                                                                                               | 生活福祉資金貸付に関する相談 144件<br>貸付決定1件<br>貸付種類・金額<br>教育支援資金 500,000円                                                                                                             | A  |                         | 資金貸付と合わせて必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進、安定した生活を送ることを目的とした相談支援を継続します。                                                                                                |      | 維持               |                      |
|               |                |                   | 124  | 社会福祉協議会               | 6 小口資金貸付                                    | 守谷市に居住する低所得者で、緊急かつ一時的に資金を必要とする人に対して短期無利子の貸付を行っています。                                                                                                                                                                    | 福祉事務所と連携し、シームレスな対応を継続します。                                                                                                                                            | 生活保護申請から決定までの期間の生活費を貸付します。14件申請し、合計額280,000円貸付し返済済みです。                                                                                                                  | A  |                         | 福祉事務所と連携し、シームレスな対応を継続します。                                                                                                                                             |      | 維持               |                      |
|               |                |                   | 125  | 社会福祉協議会               | 7 フードバンク                                    | フードバンク茨城と連携し、賞味期限などにより不用となる食料品（消費期限の2か月以上前のもの）について寄付の受け入れを行い、社会的支援を必要とする人や子ども食堂などを運営するボランティア団体、福祉施設に提供しています。                                                                                                           | 安定した供給のために協力いただける企業を増やします。                                                                                                                                           | 生活困窮世帯へ53回食料提供しました。食品359、2㊦（内米提供は65、8㊦）賞味期限が短いものについては、地域食堂に食材提供53回（食品359、2㊦内米77、85㊦）                                                                                    | B  |                         | 企業や個人から頂いた物品を必要な世帯に配布します。企業や個人の物品寄付に対する意識向上を図ります。                                                                                                                     |      | 維持               |                      |
|               | 保健福祉サービス2の利用支援 | 相談体制の充実<br>方向性1   | 126  | 健幸長寿課<br>（地域包括支援センター） | 1 地域包括支援センターによる総合相談                         | 介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等地域における様々な関係者のネットワークの構築を図り、市民の相談しやすい環境づくりに努めます。また、自ら相談機関を活用していなかったことなどから十分な支援が届いていないケースや、複雑化・複合化した課題を抱えているため、支援につながりにくいケース等に関しては、アウトリーチの手法により積極的に働きかけを行い、長期にわたる継続的な支援、いわゆる伴走型の支援を実施します。 | 地域の高齢者の総合相談窓口として、高齢者やご家族、地域の住民などからさまざまな相談を受け、どのような支援が必要かを把握し必要なサービスにつなげていきます。                                                                                        | 高齢者や家族、地域の住民などからさまざまな相談を受け、どのような支援が必要かを把握し必要なサービスにつなげました。相談内容のうち、一番多いのは介護保険に関するものですが、認知症に関する相談も多く、成年後見、虐待等権利擁護に関する相談も一定数あります（相談件数合計4、416件）。                             | B  |                         | 地域の高齢者の総合相談窓口として、高齢者やご家族、地域の住民などからさまざまな相談を受け、どのような支援が必要かを把握し必要なサービスにつなげていきます。                                                                                         |      | 維持               |                      |
|               |                |                   | -    | 健幸長寿課<br>（社会福祉協議会）    | 2 茨城型地域包括ケアシステムを活用した支援（単独の制度では対応できないケース支援）※ | 単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、どのようなサービスが必要かを各機関の関係者が話し合うサービス調整会議を行い、実際に必要なサービスを提供する地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉の関係者がチームを組み支援していく在宅ケアチームを編成し、支援を実施します。                                                               | 地域ケアシステムサービス調整会議の内容の充実化、対象者へ対応時間の確保等を図り、より一層の支援につなげます。                                                                                                               | 年間延べ相談件数347件 支援者数102名 ケアチーム数51。2か月毎ごとにサービス調整会議を開催し、困難事例検討について話し合いをしました。もりりん中央にて地域ケア講演会「すべての方の性について」小西理恵氏による講演会を開催しました。参加数57名。後日社協HPにYouTubeで講演会内容を投稿しました。               | B  |                         | 令和7年度をもって受託終了しました。                                                                                                                                                    |      | 廃止               | ふくしの総合相談で相談対応を継続します。 |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標            | 施策                      | 方向性             | 事業No | 担当部署     | 事業名                                | 事業内容                                                                                                                                                                             | 令和 7 年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                       | 令和 7 年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                                            | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                         | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由 |
|---------------|-------------------------|-----------------|------|----------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------|
| 安心して暮らせる地域づくり | 保健福祉サービスの2<br>基本施策の活用支援 | 相談体制の充実<br>方向性1 | 128  | 社会福祉課    | 3 福祉相談案内窓口の設置                      | 福祉相談案内窓口を設置することで、相談窓口が分からない人に対する案内や単独の所管課だけでは対応が難しい相談に対する複数の所管課呼び出しを行い、相談支援の充実を図ります。                                                                                             | 令和7年度は市役所の改修工事等が予定されていますので、その状況等を勘案しながら、引き続き、各担当が連携しながら対応していくうえでの効率的な連携に資する取組みについて、検討を行っていきます。                     | 令和7年度は市役所の改修工事に伴い、部署のフロア移動が発生しましたが、引き続き各担当が連携し、効率的な対応を行うことができました。                                                                                                                                        | A  |                         | 引き続き、各担当が連携した対応を実施していきます。                                                                                          |      | 維持               |                  |
|               |                         |                 | -    | のびのび子育て課 | 4 子育て世代包括支援事業※<br>（R6～）こども家庭センター事業 | 妊婦及び乳幼児とその保護者の子育てに関する個別ニーズを把握し、必要な情報の提供や相談対応、関係機関との連携等を行います。<br>（R6～）全ての妊産婦や子育て世帯、こどもを対象に児童福祉と母子保健が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた相談や支援を切れ目なく行います。                                          | 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するために、関係機関との連携を図り、それぞれの専門性を発揮しながら、支援を行っていきます。<br>また、サポートプランを活用しながら、こどもとその家庭を中心とした支援の充実を図ります。 | 母子保健担当では、新規488件、転入47件の母子健康手帳を交付し、全妊産婦にセルフプランを作成しました。さらに、451人にアンケートを実施し、94件の面談、132件の電話相談、14件の訪問支援を実施しました。また、454人に対し伴走型相談支援（ハローベビー）を実施し、505人に1回目の給付金、516人に2回目の給付金を支給しました。                                  | B  |                         | 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するために、関係機関との連携を図り、それぞれの専門性を発揮しながら、支援を行っていきます。<br>また、サポートプランを活用しながら、こどもとその家庭を中心とした支援の充実を図ります。 | ○    | 維持               |                  |
|               |                         |                 | 129  | のびのび子育て課 | 5 家庭児童相談事業<br>（R6～）こども家庭センター事業     | 0歳から18歳までの児童及びその保護者が抱える家庭内の問題や教育上の問題など多種多様な問題に対し、臨床心理士等の家庭相談員が相談対応を行い、保護者と一緒に問題の解決や育児不安を解消できるよう支援します。<br>（R6～）全ての妊産婦や子育て世帯、こどもを対象に児童福祉と母子保健が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた相談や支援を切れ目なく行います。 | 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するために、関係機関との連携を図り、それぞれの専門性を発揮しながら、支援を行っていきます。<br>また、サポートプランを活用しながら、こどもとその家庭を中心とした支援の充実を図ります。 | 家庭児童相談室においては、779件のケース（のべ実数）に対し、1,918回のケース対応（訪問、相談、会議等）を行い、要対協においては、1,034件のケース（のべ実数）に対し、3,891回のケース対応を実施しました。<br>ケース数は、家庭児童相談162ケース、要対協166ケース（要保護40、要支援127）となります。<br>また、サポートプラン作成数は、7件になります。               | B  |                         | 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するために、関係機関との連携を図り、それぞれの専門性を発揮しながら、支援を行っていきます。<br>また、サポートプランを活用しながら、こどもとその家庭を中心とした支援の充実を図ります。 | ○    | 維持               |                  |
|               |                         |                 | 130  | 健幸長寿課    | 6 障がい福祉サービス利用に係る相談体制の整備            | 障がい福祉サービスの利用に係る相談については、相談支援事業所において十分な評価・分析（アセスメント）を実施し、必要な福祉サービスが受けられるよう適切に支援します。また、事業者の参入を促して相談支援体制の更なる充実を図るとともに、相談支援専門員の意見交換の場として設立された障がい者相談員連絡会を活用し、相談員の資質向上に取り組みます。          | 地域の支援体制強化を目的として、相談支援専門員との連絡会を継続して実施します。<br>守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会の定例会・相談支援専門部会に出席し、相談支援専門員と情報共有および地域課題の把握を行います。      | 相談支援連絡会を年4回開催し、相談支援専門員との連携を図り地域の支援体制を強化しました。また、相談支援専門員からの求めに応じ、会議の参加やケースの助言等、後方支援を行いました。<br>相談支援専門員の初任者および現任者5名に対し実習を行い、地域の支援体制を整備に努めました。<br>守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会の定例会・相談支援専門部会に出席し、情報共有および地域課題の把握を行いました。 | B  |                         | 地域の支援体制強化を目的として、相談支援専門員との連絡会を継続して実施します。<br>守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会の定例会・相談支援専門部会に出席し、情報共有および地域課題の把握を行います。              |      | 維持               |                  |
|               |                         |                 | 131  | 健幸長寿課    | 7 身体・知的障がい者相談員による支援                | 当事者やその家族だからこそ打ち明けられるような相談については、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員が同じ目線に立って、相談支援を実施します。また、障がい者相談員の資質向上のため、相談員研修会に積極的に参加します。                                                                      | 当事者やその家族により相談支援を実施します。<br>相談員の研修参加を促進し、資質向上に努めます。                                                                  | 当事者やその家族である身体・知的障がい者相談員が、102件の相談対応を行いました。相談支援によって、家族等の負担軽減が図られました。<br>また、相談員は研修に参加し、資質向上に努めました。                                                                                                          | B  |                         | 引き続き、身体・知的障がい者相談員による相談支援を実施します。                                                                                    |      | 維持               |                  |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                | 施策                | 方向性             | 事業No | 担当部署    | 事業名                              | 事業内容                                                                                                                                        | 令和7年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                               | 令和7年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等                                       | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                    | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由                                                                                           |
|-------------------|-------------------|-----------------|------|---------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安心して暮らせる基本目標地域づくり | 保健福祉サービス基本施策の利用支援 | 相談体制の充実<br>方向性1 | -    | 社会福祉課   | 8 民生委員・児童委員による支援※                | 民生委員・児童委員の役割や活動について広く周知を図り、身近な地域で相談が受けられるようにします。                                                                                            | 地域イベントへの参加による福祉相談窓口の設置を行い、活動の活性化を図ります。また、民生委員児童委員の一斉改選に伴うPRについても広報誌、HP等を通じて行います。<br><br>数値目標<br>福祉相談窓口の設置回数：2回、広報誌の掲載：2回 | 地域イベントへの参加や、民生委員児童委員の一斉改選に伴う広報誌、HP等への記事掲載を通じて民生委員活動のPRを実施しました。<br>R7.12月に実施した一斉改選においては、守谷市内で10地区の欠員が生じました。<br>（取組結果）<br>地域イベントへの参加：1回（5月）<br>広報誌の掲載：2回（5月・1月）                                                                                                                                                                                                     | C  | 一斉改選において欠員が生じている10地区については、引き続き、地域関係者等への働きかけを実施し、候補者選任等を実施します。 | 引き続き、民生委員活動のPRをし、欠員地区の周知を図るとともに、候補者情報を広く募集し、欠員地区の解消を図っていきます。                                                                  | ○    | 拡大               | 就労者の高齢化が進み、民生委員の担い手不足が生じている中、民生委員活動の負担軽減を図りつつ、自治会等の地域関係者との連携をより一層図ることで、民生委員による地域活動の活性化を図ります。               |
|                   |                   |                 | -    | おやこ保健課  | 9 乳幼児健診※                         | 3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳5か月児健診を定期的に実施しています。その際には、発育・発達 のチェック、子育て相談などを行っています。                                                                    | 発育・発達のチェック、子育て相談のため、3～4か月児健診24回、1歳6か月児健診24回、3歳5か月児健診28回を実施予定。                                                            | 3～4か月児健康診査を24回、1歳6か月児健康診査を24回、3歳5か月児健康診査を28回実施し、発育・発達のチェックや子育て相談を行いました。また、5歳児健診のモデル事業を1回実施しました。                                                                                                                                                                                                                                                                   | A  |                                                               | 3～4か月児健康診査を24回、1歳6か月児健康診査を24回、3歳5か月児健康診査を26回実施します。新たに5歳児健診も実施します。健康診査では発育・発達のチェックや子育て相談を行い、支援が必要な場合は適切に連携します。                 | ○    | 維持               |                                                                                                            |
|                   |                   |                 | -    | 教育指導課   | 10 総合教育支援センター事業（不登校、いじめ、発達障がい等）※ | 不登校やいじめなどで配慮の必要な児童生徒、発達障がい等を含め特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者などに対して、専門的かつ積極的な支援を行います。また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して発達段階に即した計画的・継続的な支援を行います。 | 令和7年度は、市内全小中学校に校内フリースペースを設置し、支援員を配置したことで、不登校児童生徒への支援を強化します。<br>支援センターを含む関係者会議（定例会）を12回実施し、チーム支援の体制づくりを行います。              | 不登校児童生徒への支援強化のため、支援センター相談員やソーシャルワーカー、関係機関による「フリースペース定例会」を年間12回開催しました。令和7年度の通室者数は、小学校91名、中学校70名の計161名に達し、校内の「もう一つの居場所」として支援の実効性を高めることができました。                                                                                                                                                                                                                       | A  |                                                               | 令和8年度は、総合教育支援センターを中核とする「チーム支援」体制を構築します。不登校、いじめ、発達障がい等、特別な支援を必要とする児童生徒や保護者への対応力を向上させるため、関係機関を含めた定期的な研修会を年間12回実施し、相談体制の充実を図ります。 | ○    | 維持               |                                                                                                            |
|                   |                   |                 | -    | 保健予防課   | 11 こころの健康相談窓口の充実※                | 定期的に相談窓口を開設するほか、精神保健福祉士による電話、面接、訪問により、「こころの健康相談」を実施します。                                                                                     | 本人、家族、関係機関を対象に相談対応を実施した「こころの健康相談」を実施。<br>担当者1人に頼らず、相談対応者を増やしていきます。                                                       | 電話対応198件面接47件訪問6件<br>外部調整会議45件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | A  |                                                               | 本人、家族、関係機関を対象に相談対応を実施した「こころの健康相談」を実施します。<br>担当者1人に頼らず、相談対応者を増やしていきます。                                                         |      | 維持               |                                                                                                            |
|                   |                   | 情報発信の充実<br>方向性2 | 132  | 健幸長寿課   | 1 「障がい」「障がい者」に関する啓発活動            | 市広報紙、市ホームページ、パンフレット等の様々な広報手段を用いて、「障がい」や「障がい者」に対する理解を深める啓発活動を推進します。                                                                          | 守谷市内の障がい者福祉サービス事業所連絡協議会・団体と協働し、障害者週間期間中にイオンタウン守谷にて、事業所紹介や利用者の作品の展示を行い、障がい者に対する理解を求めます。また、広報もりや・市ホームページにて周知・案内を実施します。     | 守谷市内の福祉サービス事業所連絡協議会・団体と協働し、障害者週間12/2～12/10までイオンタウン守谷にて、事業所紹介や利用者の作品の展示を行いました。また、12/17～19、12/22にもりや障がいマルシェ＆アート展を開催し、障がい者に対する理解を求めました。また、広報もりやにて次の周知・案内を実施しました。<br>4月「障がい・難病のある方へ各種サービスのご案内」「令和7年度手話奉仕員養成講座（入門編）の受講者募集について」、6月「障害者総合支援法の対象となる難病が追加」「もりや障がい福祉ふれあいフェスタ」11月「守谷市手話言語条例に対するパブリック・コメントの募集」「障がい福祉の啓発」1月「障がい者への自動車税減免申請出張窓口の開設について」3月「手話奉仕員養成講座（基礎編）の受講者募集」 | A  |                                                               | 守谷市内の障がい者福祉サービス事業所連絡協議会・団体と協働し、障害者週間期間中にイオンタウン守谷にて、事業所紹介や利用者の作品の展示を行い、障がい者に対する理解を求めます。また、広報もりや・市ホームページにて周知・案内を実施します。          |      | 維持               |                                                                                                            |
|                   |                   |                 | 133  | 秘書課     | 2 「メールもりや」・「Morinfo」による情報発信      | 各種イベントの開催情報や市民生活の利便性を向上させる情報を欲しいタイミングで入手できるよう、「メールもりや」・「Morinfo（もりんふぉ）」を運営します。                                                              | 引き続き、必要な情報の配信を行います。                                                                                                      | 災害情報や火災情報等をリアルタイムで発信し、年間を通して障害を生じさせることなく配信が行うことができました。<br>また、登録者数は6,203名となり、令和7年度の6,087名から116名増加しました。                                                                                                                                                                                                                                                             | B  |                                                               | 引き続き、必要な情報の配信を行います。                                                                                                           |      | 維持               |                                                                                                            |
|                   |                   |                 |      | デジタル戦略課 |                                  |                                                                                                                                             | 新Morinfo（スーパーアプリ）の構築を完了させ、市民へのリリースを行います。                                                                                 | 新Morinfoの構築が完了し、令和7年10月23日から運用を開始しました。また、未来へつなぐ生活応援キャンペーンを実施（令和8年2月2日～令和8年2月28日）し、3月1日現在で10,058名に対して、デジタル地域通貨モリンの付与を行った。今後も様々な機能拡張を実施し、更なる市民の利便性の向上を図ります。<br>3月末のユーザー数：16,140件                                                                                                                                                                                    | A  |                                                               | Morinfoに更なる機能拡張を実施し、市民の利便性の向上を図ります。また、デジタルカード機能や第2弾のポイント事業を実施し、ユーザー数の獲得に努めます。                                                 | ○    | 拡大               | ダウンサイジング・インベーションとスマート・シュリンクを強力に推進するためにはDX化が必要であり、市民と双方向で繋がるMorinfoは、中核機能として、更なる機能強化やユーザー数の獲得が必要不可欠であるためです。 |
|                   |                   |                 | -    | 中央図書館   | 3 市広報紙等の音訳化※                     | 視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に配布します。                                                                                               | 視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に12回以上配布します。                                                                       | 視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に47回配布しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | B  |                                                               | 視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に12回以上配布します。                                                                            |      | 維持               |                                                                                                            |

調査票

■ 調査票の内容

例年の項目（令和7年度の取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度の取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標            | 施策                        | 方向性             | 事業No | 担当部署     | 事業名                    | 事業内容                                                                                                 | 令和7年度の取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                                      | 令和7年度の取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                                                                                                                                       | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度の取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                             | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由 |
|---------------|---------------------------|-----------------|------|----------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------|
| 安心して暮らせる地域づくり | 保健福祉サービス2<br>基本施策の利用支援    | 情報発信の充実<br>方向性2 | -    | 秘書課      | 4 ウェブアクセシビリティの向上※      | 市ホームページの運営に当たっては、利用者の年齢や障がいの有無に関わらず、全ての人が同じようにホームページを利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上に配慮します。                   | ウェブアクセシビリティに関するJIS規格のAA準拠を最低限の到達目標としているが、まだ全ページAA準拠には至っていないため、ホームページ全体のAA準拠を目標とします。そのため、管理者として継続的な確認・修繕を行うとともに、職員向けにホームページ管理システムの研修を行い、アクセシビリティへの認識の定着を図ります。 | ホームページの配色や音声読み上げ機能に配慮し、ウェブアクセシビリティに関するJIS規格「JIS X 8341-3」のAAレベルに準拠したサイト運用を達成しました。これにより、視覚障がい者や高齢者をはじめ、より多くの利用者が利便性高く情報へアクセスできる環境を整備しました。<br>また、ウェブアクセシビリティの理解促進および実践力向上を目的として、新規採用職員を対象としたホームページ作成者研修と管理職への昇格者を対象としたホームページ承認者研修を行いました。<br><br>開催日：令和7年6月4日（水）<br>受講人数：55名（作成者研修：36名、承認者研修：19名） | A  |                         | さらなるウェブアクセシビリティ向上を目指し、利用者の利便性向上を図るため生成AIを活用したチャットボットを導入します。これにより、多くの利用者が快適に情報へアクセスできる環境整備を推進していきます。                 |      | 維持               |                  |
|               |                           |                 | 134  | のびのび子育て課 | 5 もりや子育てナビによる情報配信      | 「予防接種」「医療機関」「市からのお知らせ」など、子育てに必要な不可欠な情報をモバイルで提供します。                                                   | こども家庭庁から電子母子手帳、電子予診票、マイナポータルとの連携を含む「母子保健DX」の推進を掲げられていることから、妊産婦および子育て世代の利便性向上と保健事業の効率化を目的として、電子母子健康手帳アプリ（母子も）を導入し、今後予防接種電子予診票や乳幼児健診の電子化を目指していきます。             | もり子育てナビの案内をし、登録者数を増やすとともに、必要な情報を適時発信しました。また、こども家庭庁が目指す母子保健DXと利用者の利便性を実現するため、母子健康手帳アプリの導入を行いました。                                                                                                                                                                                                | A  |                         | 電子母子手帳母子モの導入を受け、子育てナビの配信は終了します。予防接種の管理や子育て情報の配信は母子モで行っていきます。また、令和7年度は子育てガイドブックの内容を母子モの中に構築し、必要なタイミングで配信を行っていきます。    | ○    | 維持               |                  |
|               |                           |                 | 135  | 介護福祉課    | 6 介護保険・高齢者福祉のガイドブックの作成 | 「介護保険・高齢者福祉のガイドブック」を配布し、高齢者に対する支援制度や介護保険制度の周知を図ります。                                                  | 引き続き、ガイドブック及びリーフレットを作成・提供します。<br>令和7年度はガイドブック制作に対して協賛企業を募り、制作費を無償化するとともに、協賛企業窓口での配布を行います。                                                                    | ガイドブックは、サービス内容や介護保険料等を分かりやすく説明したものを協賛企業を募り、無償で作成しました。それらを市役所窓口に配備したほか、地域包括支援センター、主要な医療機関等に配布しました。                                                                                                                                                                                              | A  |                         | 引き続き、ガイドブックは協賛企業を募り、無償で作成します。<br>リーフレットは、費用を掛けず市独自で作成します。<br>ガイドブックは市役所窓口等で配布し、リーフレットは介護保険料納付書発送時への同封や市役所窓口等で配布します。 |      | 維持               |                  |
|               |                           |                 |      | 健幸長寿課    |                        |                                                                                                      |                                                                                                                                                              | 窓口での相談などがあった際に、ガイドブックを渡し、説明を行った。                                                                                                                                                                                                                                                               | A  |                         | 第10期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定を行う。                                                                                        |      | 維持               |                  |
|               |                           |                 | 136  | 健幸長寿課    | 7 障がい者福祉のしおり作成         | 「障がい者福祉のしおり」を配布し、障がい者に対する支援制度や福祉サービスを周知します。                                                          | 改正等修正事項が発生した都度、改訂版を作成し窓口にて配布します。                                                                                                                             | 改正等修正事項が発生した都度、改訂版を作成し窓口にて配布しました。                                                                                                                                                                                                                                                              | B  |                         | 改正等修正事項が発生した都度、改訂版を作成し窓口にて配布します。                                                                                    |      | 維持               |                  |
|               |                           |                 | 137  | のびのび子育て課 | 8 もりや子育てトライアングルブックの作成  | 「もりや子育てトライアングルブック」を配布し、子育てについての行政情報や、遊び場、病院ガイドなどの子育て支援情報を周知します。                                      | 妊産婦や子育て世帯に対し、ガイドブックを活用して守谷市の支援を周知するとともに、令和8年度のガイドブック改定に向けて、母子健康手帳アプリによる電子化について検討する。                                                                          | 児童センター、子育て支援センター、のびのび子育て課やすくすく保育課の窓口（妊娠届出提出妊婦、お子さんのいる転入家庭を対象）で配布し、守谷市の子育て支援について発信しました。                                                                                                                                                                                                         | B  |                         | 電子母子手帳母子モの導入を受け、冊子の作成は終了し、必要なタイミングで情報が受け取れるよう、母子モの中にガイドブックページを構築し、必要なタイミングで配信できるようにしていきます。                          |      | 維持               |                  |
|               | 安全・安心な生活環境づくりの推進<br>基本施策3 | 防犯防災方向策性等1の充実   | 138  | 交通防災課    | 1 パトロール活動の推進と防犯意識の高揚   | 守谷市防犯連絡員協議会・守谷市防犯パトロール隊と連携したパトロール及び啓発活動を引き続き実施し、地域での防犯活動の推進と、防犯意識の高揚に努めます。                           | 守谷市防犯連絡員協議会・守谷市防犯パトロール隊と連携したパトロール及び啓発活動を引き続き実施し、地域での防犯活動の推進と、防犯意識の高揚に努めます。                                                                                   | 守谷市防犯連絡員協議会・守谷市防犯パトロール隊に協力を仰ぎ、年間を通してパトロール活動を実施しました。                                                                                                                                                                                                                                            | B  |                         | 守谷市防犯連絡員協議会・守谷市防犯パトロール隊と連携したパトロール及び啓発活動を引き続き実施し、地域での防犯活動の推進と、防犯意識の高揚に努めます。                                          | ○    | 維持               |                  |
|               |                           |                 | 139  | 交通防災課    | 2 防犯連絡員の確保             | 都市化に伴う犯罪の巧妙化が進むとともに、ニセ電話詐欺も急増していることを踏まえ、各地域の防犯連絡員の確保を図り、地域・警察・防犯団体と連携した防犯活動を推進します。                   | 都市化に伴う犯罪の巧妙化が進むとともに、ニセ電話詐欺も急増していることを踏まえ、各地域の防犯連絡員の確保を図り、地域・警察・防犯団体と連携した防犯活動を推進します。                                                                           | 防犯連絡員を新規に7人確保しました。取手警察署から発行される毎月の犯罪状況を鑑み、防犯連絡員協議会の各支部ごとに独自のパトロール方針の支援を行いました。                                                                                                                                                                                                                   | B  |                         | 都市化に伴う犯罪の巧妙化が進むとともに、ニセ電話詐欺も急増していることを踏まえ、各地域の防犯連絡員の確保を図り、地域・警察・防犯団体と連携した防犯活動を推進します。                                  | ○    | 維持               |                  |
|               |                           |                 | 140  | 交通防災課    | 3 交通事故防止対策の推進          | 高齢者の事故が多発・増加している現状から、警察や交通安全協会と連携し、高齢者を対象としたシルバー自転車セミナーや高齢者自転車大会などの事業を継続して行い、交通安全意識の高揚と運転技能の向上に努めます。 | 高齢者の事故が多発・増加している現状から、警察や交通安全協会と連携し、高齢者を対象としたシルバー自転車セミナーなどの事業を継続して行い、交通安全意識の高揚と運転技能の向上に努めます。                                                                  | 高齢者を対象としたシルバードライバーセミナーを実施し、交通安全意識の高揚が図れました。                                                                                                                                                                                                                                                    | B  |                         | 高齢者の事故が多発・増加している現状から、警察や交通安全協会と連携し、高齢者を対象としたシルバードライバーセミナー等の事業を継続して行い、交通安全意識の高揚と運転技能の向上に努めます。                        | ○    | 維持               |                  |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標            | 施策               | 方向性                              | 事業No | 担当部署  | 事業名                          | 事業内容                                                                                                                                           | 令和 7 年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                                                                                                           | 令和 7 年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                   | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                    | 重点事業 | 第4期計画<br>に向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由                                                                                              |
|---------------|------------------|----------------------------------|------|-------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安心して暮らせる地域づくり | 安全・安心な生活環境づくりの推進 | 防犯防災方向策性等1の充実                    | 141  | 交通防災課 | 4 自主防災組織の結成促進と避難支援体制の充実      | 災害時の避難行動において支援を必要とする高齢者等へ防災対策の充実・強化を図るため、防災講話・防災対応型防災訓練を通じて自主防災組織の結成促進と活動支援を行い、地域防災行動力の向上と避難支援体制を整備します。                                        | 自主防災組織の結成を引き続き防災講話・防災対応型防災訓練を通じて推進するとともに、自主防災組織の強化に努めます。また、避難所の環境整備を充実するため、防災倉庫の資機材・備蓄品の拡充を実施します。<br>（事業内容）<br>災害時の避難行動において支援を必要とする高齢者等へ防災対策の充実・強化を図るため、防災講話・防災対応型防災訓練を通じて自主防災組織の結成促進と活動支援を行い、地域防災行動力の向上と避難支援体制を整備します。 | 自主防災組織の結成を引き続き防災講話・防災対応型防災訓練を通じて推進するとともに、自主防災組織の強化に努めました。また、避難所の環境整備を充実するため、防災倉庫の資機材・備蓄品の拡充を実施しました。                                                                             | B  |                         | 自主防災組織の結成を引き続き防災講話・防災対応型防災訓練を通じて推進するとともに、自主防災組織の強化に努めます。また、昨年度に引き続き、避難所の環境整備を充実するため、防災倉庫の資機材・備蓄品の拡充を実施します。    | ○    | 維持               |                                                                                                               |
|               |                  |                                  | 142  | 社会福祉課 | 5 避難行動要支援者名簿の整備と更新           | 災害時の避難行動要支援者やその家族が安心して暮らすことができるよう、避難行動要支援者名簿を適切に管理するとともに、避難行動要支援者に対する支援活動に協力をいただく自治会等の拡大を図ります。また、避難行動要支援者を支援するために、要支援者に対する避難支援の個別計画の作成に取り組みます。 | 引き続き、自治会・町内会、自主防災組織等における制度の理解を深め、名簿の受領率についても向上を図ります。また、地域での要支援者支援の参考事例等についても積極的に発信していきます。個別避難計画については、浸水想定区域以外にお住まいの方についても計画作成を進めていきます。<br>数値目標<br>・名簿の受領団体数 90以上<br>・避難計画作成数 100以上                                     | 自治会・町内会、自主防災組織等に対して制度の理解を深め、地域での要支援者支援の活動事例を紹介することを目的とし、要支援者情報提供会を6月に実施しました。個別避難計画については、浸水想定区域以外にお住まいの方を中心に、計画作成の同意確認、計画作成を実施しました。<br>（取組結果）<br>・名簿の受領団体数（6月）70<br>・避難計画作成数 100 | B  |                         | 令和8年度はこれまで名簿等を提供してきた自治会・町内会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、取手警察署に加え、消防署、消防団への提供についても検討します。                               | ○    | 拡大               | 個別避難計画書未作成者に対して、今後より一層の働きかけを実施し、計画作成を推進するとともに、自治会等の地域による支援の活性化を図ります。                                          |
|               |                  |                                  | 143  | 交通防災課 | 6 災害や防犯に係る情報の迅速な提供           | 「メールもりや*」、「Morinfo（もりんぷお）*」を活用し、迅速に災害や防犯に係る情報を提供します。                                                                                           | 「メールもりや*」、「Morinfo（もりんぷお）*」を活用し、迅速に災害や防犯に係る情報を提供します。                                                                                                                                                                   | 「メールもりや*」、「Morinfo（もりんぷお）*」を活用し、迅速に災害や防犯に係る情報を提供します。                                                                                                                            | B  |                         | 「メールもりや*」、「Morinfo（もりんぷお）*」を活用し、迅速に災害や防犯に係る情報を提供します。                                                          |      | 維持               |                                                                                                               |
|               |                  |                                  | 144  | 社会福祉課 | 7 福祉避難所の設置                   | 災害時に避難所での生活が困難な要介護高齢者や障がい者等の生活の場を確保するために、福祉避難所の協定事業所の拡大を図ります。                                                                                  | 福祉・防災部門が連携し、避難所生活が困難な方への対応方法を検討するとともに、公共施設を福祉避難所として活用している事例の把握・研究を行い、市の公共施設を福祉避難所に使用することについても検証を進めていきます。                                                                                                               | 特別支援学校主催の連絡会議において福祉避難所に関する協議を行いました。また、市管轄の指定福祉避難所に関する実務者ミーティングを開催し、その必要性について検討を進め、まずは防災担当部署で避難所体系の精査、今後の方針を検討することについて決定しました。<br>（取組結果）<br>ミーティング開催回数：3回                         | B  |                         | 市管轄の指定福祉避難所の必要性に関して、実務者ミーティングとしての結論をまとめ、防災担当部署において市の今後の方針を決定してもらうとともに、既存の協定福祉避難所（7施設）の災害時の対応力についても改めて確認を行います。 | ○    | 拡大               | 一般の避難所での避難生活が困難な方のために、指定福祉避難所の指定に向けた準備をするほか、現在締結している協定福祉避難所の対応力の評価を行い、災害時において官民の特性に応じた支援ができるよう環境整備を図る必要があるため。 |
|               |                  |                                  |      | 介護福祉課 |                              |                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                 |    |                         |                                                                                                               |      |                  |                                                                                                               |
|               |                  |                                  |      | 健幸長寿課 |                              |                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                 |    |                         |                                                                                                               |      |                  |                                                                                                               |
|               |                  | 地域の安全・安心のための方向性2の進め方・見守り・相談活動の推進 | 145  | 健幸福祉部 | 8 新型コロナウイルス感染予防に对应した避難所開設・運営 | 新型コロナウイルスに感染するおそれのある環境下において、守谷市に地震災害、風水害、事故災害が発生した場合の感染リスクを可能な限り低減するための避難所運営については、新型コロナウイルス影響下における避難所運営指針により対応します。                             | 茨城県の指針に基づき、パーティションを使用した避難所レイアウト及び体調不良者ゾーンを設ける計画をすると共に、各自治会等で防災訓練が実施された場合にはテントの展開や段ボールベッドの組み立てを説明周知していきます。                                                                                                              | 茨城県の指針に基づき、パーティションを使用した避難所レイアウト及び体調不良者ゾーンを設ける計画をしました。各自治会等で防災訓練が実施された場合には、テントの展開や段ボールベッドの組み立てを説明しました。                                                                           | B  |                         | 茨城県の指針に基づき、パーティションを使用した避難所レイアウト及び体調不良者ゾーンを設ける計画をすると共に、各自治会等で防災訓練が実施された場合には、テントの展開や段ボールベッドの組み立てを説明周知していきます。    |      | 廃止               | 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行になったためです。                                                                                |
|               |                  |                                  |      | 交通防災課 |                              |                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                 |    |                         |                                                                                                               |      |                  |                                                                                                               |
|               |                  | 地域の安全・安心のための方向性2の進め方・見守り・相談活動の推進 | 146  | 保健予防課 | 9 新型コロナウイルス感染症等の対応           | 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染拡大防止に向けて市Webサイト等で情報発信をしていきます。                                                                                           | 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染拡大防止に向けて市Webサイト等で情報発信をしていきます。                                                                                                                                                                   | 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症や予防接種、感染症予防等について、広報や市ホームページ、Morinfoを活用し、必要な情報を発信しました。（随時）。                                                                                                | A  |                         | 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染拡大防止に向けて市Webサイト等で情報発信をしていきます。                                                          |      | 維持               |                                                                                                               |
|               |                  |                                  | -    | 社会福祉課 | 1 避難行動要支援者名簿の整備と更新※          | 災害時の避難行動要支援者やその家族が安心して暮らすことができるよう、避難行動要支援者名簿を適切に管理するとともに、避難行動要支援者に対する支援活動に協力をいただく自治会等の拡大を図ります。また、避難行動要支援者を支援するために、要支援者に対する避難支援の個別計画の作成に取り組みます。 | 引き続き、自治会・町内会、自主防災組織等における制度の理解を深め、名簿の受領率についても向上を図ります。また、地域での要支援者支援の参考事例等についても積極的に発信していきます。個別避難計画については、浸水想定区域以外にお住まいの方についても計画作成を進めていきます。<br>数値目標<br>・名簿の受領団体数 90以上<br>・避難計画作成数 100以上                                     | 自治会・町内会、自主防災組織等に対して制度の理解を深め、地域での要支援者支援の活動事例を紹介することを目的とし、要支援者情報提供会を6月に実施しました。個別避難計画については、浸水想定区域以外にお住まいの方を中心に、計画作成の同意確認、計画作成を実施しました。<br>（取組結果）<br>・名簿の受領団体数（6月）70<br>・避難計画作成数 100 | B  |                         | 令和8年度はこれまで名簿等を提供してきた自治会・町内会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、取手警察署に加え、消防署、消防団への提供についても検討します。                               | ○    | 拡大               | 個別避難計画書未作成者に対して、今後より一層の働きかけを実施し、計画作成を推進するとともに、自治会等の地域による支援の活性化を図ります。                                          |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標            | 施策                        | 方向性                             | 事業No | 担当部署    | 事業名                           | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                           | 令和 7 年度 of 取組目標<br>（数値目標等を含む）                                                                                                                                    | 令和 7 年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                            | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等                       | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等を含む）                                                                                                      | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由                         |
|---------------|---------------------------|---------------------------------|------|---------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------------------------------|
| 安心して暮らせる地域づくり | 安全・安心な生活環境づくりの推進<br>基本施策3 | 地域の安全・安心のための見守り・相談活動の推進<br>方向性2 | -    | 健幸長寿課   | 2 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業※        | 地域における認知症高齢者の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク※」を活用し、徘徊により行方不明となった高齢者等の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者等の安全確保と家族の負担軽減を図ります。引き続き、広報紙等による「守谷市みまもりシール※」についての周知を徹底するとともに、介護支援専門員等の協力を得て家族への働き掛けを行い、事業への登録を促進します。                                                               | 認知症声かけ模擬訓練時等において、認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の周知を実施します。地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所向けに随時周知を行い、事業対象者の登録につなげていきます。見守り協定事業所の拡大を図り、地域の見守り体制を強化します。また、見守りシールの更新に伴い、ホームページ等で周知を行います。 | 認知症高齢者等声かけ模擬訓練時・見守り活動等協力事業所連絡会議で SOS ネットワーク事業の周知を行いました。<br>・情報発信（探索協力）4件<br>・新規登録32名<br>・登録後5年超過者の更新（再登録1名・抹消7名）<br>・ホームページにおいて、見守りシール更新 | B  |                                               | 地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所向けに随時周知を行い、事業対象者の登録につなげていきます。認知症声かけ模擬訓練時等において、認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の周知を実施します。見守り協定事業所の拡大を図り、地域の見守り体制を強化します。 |      | 維持               |                                          |
|               |                           |                                 | 147  | 健幸長寿課   | 3 見守り活動等に関する協定の締結と協定に基づく事業の実施 | 宅配事業者、新聞販売店、金融機関、タクシー会社等の56事業所と「見守り活動等に関する協定」を締結しています（令和2年度末現在）。協力事業所は、日常の業務の中で、新聞や郵便物がたまっている、洗濯物が干したままになっている、ひとりで歩いている高齢者等に異変があることに気付いた等の場合は市に通報し、通報を受けた市は、必要に応じて警察等に通報し、安否確認を行って早期解決を図ります。事業所に対する「守谷市みまもりシール※」の周知を継続し、認知症サポーター養成講座の受講を勧めるとともに、協力事業所の拡大を図ります。 | 令和7年度は、2年ぶりに「見守り活動等協力事業所による情報交換会」を開催し、登録事業所への情報提供を行うとともに、事業所情報を最新のものに更新を行い、行方不明者が発生した際に、迅速に情報提供の依頼ができる体制を維持します。                                                  | 見守り活動等協力事業所を1事業所追加し、登録している全事業所の情報を更新しました。また、見守り活動等協力事業所連絡会議を開催し、見守り活動の意義・方法を改めて周知したことで、前年0件であった通報件数が会議後に5件に増加しました。                       | B  |                                               | 新たな事業所と協定を締結し、地域の見守りネットワークを一層強化します。事業所への情報共有を実施し、連携体制の維持・向上を図ります。通報受理後の安否確認プロセスを継続的に検証し、迅速かつ的確な問題解決に努めます。                        |      | 維持               |                                          |
|               |                           |                                 |      | 市民協働推進課 |                               |                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                          |    |                                               |                                                                                                                                  |      |                  |                                          |
|               |                           |                                 | 148  | 学校教育課   | 4 通学補助員の配置                    | 登校時の市立小学校の児童を交通事故から守り、安全に登校させ、また、児童の交通ルール、マナーの向上を図っています。小学校の通学路の交通危険箇所（交差点等）に通学補助員を配置し、交通誘導を行っています。                                                                                                                                                            | 引き続き通学路の安全点検を継続します。そのうえで、点検対象となった危険箇所の対応を進めていきます。また必要に応じて、配置箇所の検討も協議します。                                                                                         | 通学路の合同点検を実施し、危険箇所の対応を実施し、取組内容を市HPに掲載しました。また、通学ルートの実態にあわせて、通学補助員の立哨箇所の変更1件、増員1名を実施しました。                                                   | A  |                                               | 引き続き通学路の安全点検を継続します。そのうえで、点検対象となった危険箇所の対応を進めていきます。また必要に応じて、配置箇所の検討も協議します。                                                         |      | 維持               |                                          |
|               |                           |                                 | 149  | 学校教育課   | 5 こども110番支援事業                 | 犯罪や危険から子どもを守るため、子どもの緊急避難場所となる「子ども110番の家」の登録数を増やします。                                                                                                                                                                                                            | 登録者・店舗数増加に向け、広報等を活用した周知活動を実施します。                                                                                                                                 | 「こども110番ネットワーク会議」に出席し、当該事業に関する理解を深めました。一方で広報等での周知活動については実施出来ず、既に登録されている家の看板の交換や、学校との相談対応が中心となりました。                                       | C  | 登録者・店舗数の増加を図るだけでなく、「こども110番の家」の利用方法等の啓発を図ります。 | 「こども110番の家」について、広報等を活用した周知啓発活動を実施します。                                                                                            |      | 縮小               | 登録者・店舗数の増加を目指す段階から、利用方法等の啓発を図る段階に移行したため。 |
|               |                           |                                 | -    | 学校教育課   | 6 通学時の見守りボランティア※              | 自治会等による通学時の見守りにより、児童の防犯対策の充実を図っています。また、この見守り活動により、児童とシニア世代の信頼関係が深まっています。今後も、児童の防犯対策の充実を図るため、通学時の見守りボランティアの協力団体を増やします。                                                                                                                                          | 通学時の見守りについて地域の理解を深めるため、広報等を活用して、見守りへの協力を呼び掛けていきます。                                                                                                               | ボランティアの方にも協力をいただき、通学時の見守りを行っています。通学補助員がいない箇所や、地域によっては下校時にも積極的な見守り活動をしていただいています。                                                          | B  |                                               | 通学時の見守りについて地域の理解を深めるため、広報等を活用して、見守りへの協力を呼び掛けていきます。                                                                               |      | 維持               |                                          |
|               | 権利擁護の策推進<br>基本施策4         | 権利擁護のための支援の充実<br>方向性1           | 150  | 健幸長寿課   | 1 成年後見制度の普及・啓発                | 市民に対しては広報紙や講座・講演会・相談会等を通じて、また関係機関等にはポスターやチラシ等の配布・掲示及び講座等の開催を通じて制度の普及・啓発を行います。本人用説明チラシなどを対象者が理解しやすいよう複数作成します。                                                                                                                                                   | 市民に対しては、講座や講演会等を実施し、関係機関等にはパンフレット等の配布や講座の実施をし、制度の普及啓発を行います。                                                                                                      | 市民を対象に講演会を1回開催しました。47名の参加があり、受講者の制度理解が深まりました。ホームページやパンフレットの作成・配布を通して、普及啓発をしました。                                                          | B  |                                               | 市民に対しては、講座や講演会等を実施、関係機関等にはパンフレット等の配布や講座を実施し、制度の普及啓発を行います。                                                                        |      | 維持               |                                          |
|               |                           |                                 | 151  | 健幸長寿課   | 2 成年後見制度の相談機能強化               | 身近な相談窓口（仮称：一次相談窓口）として市民や介護支援専門員、介護・障がいサービス事業所、医療機関、金融機関等からの相談を受ける体制とします。さらに、相談窓口では判断に迷うケースや困難事例及び市長申立て等に対する相談機関（仮称：二次相談窓口）の整備も検討します。                                                                                                                           | 相談窓口を周知し、相談対応ができるよう体制を整えます。また、困難ケースや判断に迷うケースについては、関係機関で連携し適切な支援を行います。                                                                                            | 相談窓口を周知し、市民から32件の相談があり対応しました。また、利用の判断に迷うケースには関係機関で連携をし、対応しました。                                                                           | B  |                                               | 相談窓口を周知し、相談対応ができるよう体制を整えます。また、困難ケースや判断に迷うケースについては、関係機関で連携し適切な支援を行います。                                                            |      | 維持               |                                          |
|               |                           |                                 | 152  | 健幸長寿課   | 3 成年後見制度の申立て支援                | 成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者や障がい者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行うとともに、親族等による申立てが困難な場合には、市長申立てのための支援を行います。                                                                                                                                                      | 成年後見制度の相談に対応し、必要に応じて申立て支援や市長申立てを行います。                                                                                                                            | 成年後見制度の相談に対応し、申立てに必要な4件に申立ての支援を行いました。                                                                                                    | B  |                                               | 成年後見制度の相談に対応し、必要に応じて申立て支援や市長申立てを行います。                                                                                            |      | 維持               |                                          |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                     | 施策           | 方向性                   | 事業No. | 担当部署                  | 事業名                       | 事業内容                                                                                                                                                        | 令和7年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                           | 令和7年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                           | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由 |
|------------------------|--------------|-----------------------|-------|-----------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------|
| 安心して暮らせる基本目標3<br>地域づくり | 権利基本施策4<br>進 | 権利擁護のための支援の充実<br>方向性1 | -     | 健幸長寿課                 | 4 成年後見制度地域連携ネットワークの構築※    | 相談対応、後見人受任者調整、家庭裁判所との連携等の機能を持つ中核機関や中核機関における課題等を話し合う協議会の設置に向けた検討を行います。地域全体で権利擁護※に取り組むための司法・介護・福祉・行政等の関係機関によるネットワーク会議等の開催や関係機関との情報共有を図る地域連携ネットワークの整備を進めていきます。 | 成年後見制度利用促進協議会を開催し、成年後見利用促進のための地域連携ネットワークの運営や中核機関における課題等を協議します。権利擁護機関連絡会（4回）を開催し、権利擁護に関するネットワークを整備を進め連携を強化します。        | 成年後見制度利用促進協議会を開催し、中核機関における課題を整理し、検討を行いました。また、権利擁護機関連絡会（4回）を開催し、権利擁護に関する関係機関での情報共有や意見交換をし、連携を強化しました。                                                                                                                                                                                                                                                               | B  |                         | 成年後見制度利用促進協議会を開催し、成年後見利用促進のための地域連携ネットワークの運営や、次期計画の策定に向けての課題について協議します。権利擁護機関連絡会（4回）を開催し、権利擁護に関するネットワークの連携を強化します。      |      | 維持               |                  |
|                        |              |                       | 153   | 社会福祉協議会               | 5 日常生活自立支援事業              | 認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいがある人などで判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理サービスなどを提供しています。                                                                             | 支援員確保に努めます。                                                                                                          | 支援員11名（内2名新） 相談問合せ17件のうち初回相談件数9件新規契約6件<br>利用者（認知症4名 知的障がい12名 精神障がい17名）計33名（内生活保護受給者22名）<br>支援内容：受電1028件 架電617件訪問支援657件来所支援534件（内生活保護受給者支援704件支援員訪問支援356件）                                                                                                                                                                                                         | B  |                         | 在宅での生活が継続できるように関係機関と連携し支援を継続します。                                                                                     | ○    | 維持               |                  |
|                        |              |                       | 154   | 健幸長寿課<br>（地域包括支援センター） | 6 高齢者の権利擁護事業              | 地域住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。           | 虐待（疑い）の相談や通報があった場合、地域包括支援センターと連携をしながら支援を行います。                                                                        | 虐待（疑い）の相談や通報があった際に、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所等と連携を取りながら、事実確認を行い、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行いました。                                                                                                                                                                                                                                                                    | B  |                         | 虐待（疑い）の相談や通報があった場合、地域包括支援センターと連携をしながら支援を行います。                                                                        |      | 維持               |                  |
|                        |              |                       | 155   | 健幸長寿課<br>（地域包括支援センター） | 7 高齢者虐待への対応               | 虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認した上で、個々の状況に応じた適切な対応を行います。                                              | 虐待の通報や報告、相談に適切な対応や支援を行います。                                                                                           | 高齢者の虐待の通報や報告、相談を受けた際には、状況に合わせて適切な対応や支援につなげるようにしました。※高齢者虐待通報数14件（内認定5件）                                                                                                                                                                                                                                                                                            | B  |                         | 虐待の通報や報告、相談に適切な対応や支援を行います。                                                                                           |      | 維持               |                  |
|                        |              |                       | -     | 健幸長寿課                 | 8 「障がい」「障がい者」に関する啓発活動※    | 市広報紙、市ホームページ、パンフレット等の様々な広報手段を用いて、「障がい」や「障がい者」に対する理解を深める啓発活動を推進します。                                                                                          | 守谷市内の障がい者福祉サービス事業所連絡協議会・団体と協働し、障害者週間期間中にイオンタウン守谷にて、事業所紹介や利用者の作品の展示を行い、障がい者に対する理解を求めます。また、広報もりや・市ホームページにて周知・案内を実施します。 | 守谷市内の福祉サービス事業所連絡協議会・団体と協働し、障害者週間12/2～12/10までイオンタウン守谷にて、事業所紹介や利用者の作品の展示を行いました。また、12/17～19、12/22にもりや障がいマルシェ&アート展を開催し、障がい者に対する理解を求めました。また、広報もりやにて次の周知・案内を実施しました。<br>4月「障がい・難病のある方へ各種サービスのご案内」「令和7年度手話奉仕員養成講座（入門編）の受講者募集について」、6月「障害者総合支援法の対象となる難病が追加」「もりや障がい福祉ふれあいフェスタ」11月「守谷市手話言語条例に対するパブリック・コメントの募集」「障がい福祉の啓発」1月「障がい者への自動車税減免申請出張窓口の開設について」3月「手話奉仕員養成講座（基礎編）の受講者募集」 | A  |                         | 守谷市内の障がい者福祉サービス事業所連絡協議会・団体と協働し、障害者週間期間中にイオンタウン守谷にて、事業所紹介や利用者の作品の展示を行い、障がい者に対する理解を求めます。また、広報もりや・市ホームページにて周知・案内を実施します。 |      | 維持               |                  |
|                        |              |                       | 156   | 健幸長寿課                 | 9 障がい者虐待の防止に関する啓発         | 障がい者に対する虐待防止のため、市民や福祉サービス事業者に対して啓発を行います。                                                                                                                    | 障がい者福祉のしおりやホームページ等で引き続き周知、啓発を行います。                                                                                   | 虐待防止や虐待の早期発見のため、「障がい者虐待防止センター」や障がい者虐待について、障がい者福祉のしおりやホームページで周知、啓発を行いました。また、市役所や公民館、障がい福祉サービス事業所にリーフレットを配架し周知、啓発を行いました。                                                                                                                                                                                                                                            | B  |                         | 障がい者福祉のしおりやホームページ等で引き続き周知、啓発を行います。                                                                                   |      | 維持               |                  |
|                        |              |                       | 157   | 健幸長寿課                 | 10 障がい者虐待の早期発見・通報         | 障がい者に対する虐待を発見したときは、速やかに障がい者虐待防止センターに通報するよう周知します。                                                                                                            | 「障がい者虐待防止センター」について、引き続き障がい者福祉のしおりやホームページ等で周知します。                                                                     | 「障がい者虐待防止センター」について、障がい者福祉のしおりやホームページで周知しました。市役所や公民館、障がい福祉サービス事業所にリーフレットを配架し周知しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                | B  |                         | 「障がい者虐待防止センター」について、引き続き障がい者福祉のしおりやホームページ等で周知します。                                                                     |      | 維持               |                  |
|                        |              |                       | 158   | 健幸長寿課                 | 11 障がい者虐待の未然防止と解決のための体制整備 | 警察や医療機関等の関係団体と十分に連携し、虐待案件の迅速な解決に取り組めます。また、福祉サービス事業所における虐待案件については速やかに茨城県に通報し、必要に応じて特別監査を実施します。                                                               | 虐待案件が発生した場合は、関係機関と連携し解決に向けて取り組みます。                                                                                   | 虐待（疑い）の相談や通報に対し、関係機関と連携しながら解決に向けて取り組みました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | B  |                         | 虐待案件が発生した場合は、適切に事実確認を行い関係機関と連携し解決に向けて取り組みます。                                                                         |      | 維持               |                  |

調査票

■ 調査票の内容  
例年の項目（令和7年度 of 取組内容・評価・今後の改善策等、令和8年度 of 取組目標）のほか、第4期計画策定に向けた重点事業の精査、既存事業の今後の方向性等についてまとめています。

| 目標                     | 施策      | 方向性           | 事業No | 担当部署                  | 事業名                                   | 事業内容                                                                                                                                                                             | 令和 7 年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                          | 令和 7 年度 of 取組内容<br>（数値実績等を含む）                                                                                                                                                          | 評価 | 【評価C・D・Eの場合】<br>今後の改善策等 | 令和8年度 of 取組目標<br>（数値目標等含む）                                                                                                    | 重点事業 | 第4期計画に<br>向けた方向性 | 【維持以外】<br>方向性の理由 |
|------------------------|---------|---------------|------|-----------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------|
| 安心して暮らせる基本目標3<br>地域づくり | 権利擁護の推進 | 権利擁護のための支援の充実 | 159  | のびのび子育て課              | 1 2 児童虐待防止対策                          | 子ども家庭総合支援拠点＊体制のもと、福祉、保健、医療、警察などの関係機関により構成する守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会＊との連携を行い、虐待の早期発見、早期対応に努めます。                                                                                        | こども家庭センターを中心に、福祉、保健、医療、警察などの関係機関により構成する守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会との連携を行い、虐待の早期発見、早期対応に努める。                                                   | 虐待対応については、保護者やこどもの聞きとりをしながら、まずはこどもの安全を優先して対応を実施しました。守谷市家庭支援ネットワーク協議会の関係機関と連携しながら行うことができました。                                                                                            | B  |                         | こども家庭センターを中心に、福祉、保健、医療、警察などの関係機関により構成する守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会との連携を行い、虐待の早期発見、早期対応に努めます。                                          |      | 維持               |                  |
|                        |         |               | -    | 教育指導課                 | 1 3 総合教育支援センター事業<br>（不登校、いじめ、発達障がい等）※ | 不登校やいじめなどで配慮が必要な児童生徒、発達障がい等を含め特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者などに対して、専門的かつ積極的な支援を行います。また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して発達段階に即した計画的・継続的な支援を行います。                                      | 令和7年度は、市内全小中学校に校内フリースペースを設置し、支援員を配置したことで、不登校児童生徒への支援を強化します。<br>支援センターを含む関係者会議（定例会）を12回実施し、チーム支援の体制づくりを行います。                           | 不登校児童生徒への支援強化のため、支援センター相談員やソーシャルワーカー、関係機関による「フリースペース定例会」を年間12回開催しました。令和7年度の通室者数は、小学校91名、中学校70名の計161名に達し、校内の「もう一つの居場所」として支援の実効性を高めることができました。                                            | A  |                         | 令和8年度は、総合教育支援センターを中核とする「チーム支援」体制を構築します。不登校、いじめ、発達障がい等、特別な支援を必要とする児童生徒や保護者への対応力を向上させるため、関係機関を含めた定期的な研修会を年間12回実施し、相談体制の充実を図ります。 | ○    | 維持               |                  |
|                        |         |               | 160  | 教育指導課                 | 1 4 いじめ防止対策<br>（いじめの未然防止、いじめの早期発見）    | いじめ対策を総合的かつ効果的に推進するため、守谷市いじめ防止基本方針のもと、いじめ対策組織を整備し、早期対応、早期解決に努めます。                                                                                                                | 4月の学校公開日に学校長から保護者向けに法的ないじめの定義について説明します。いじめ防止プログラムを年4回実施。中学校区に1人配置されたSSWが各校のいじめ対策会議に参加し、専門的な助言を得られるようになります。                            | 毎月1回実施している校内いじめ対策会議にて、市総合教育支援センター職員が参加し、対応策などについて適宜指導・助言します。令和7年度のいじめの認知件数は、小学校238件、中学校79件計317件。解消率は65%となっています。                                                                        | A  |                         | 4月の学校公開日に学校長から保護者向けに法的ないじめの定義について説明します。いじめ防止プログラムを各校の実態に合わせ自校化を図ります。毎月、いじめ対策会議へ、いじめ相談員が参加し、認知・解消における専門的な助言を行い、解消率68%を目指します。   | ○    | 維持               |                  |
|                        |         |               | 161  | 教育指導課                 | 1 5 インクルーシブ教育の実践                      | 「合理的な配慮」の提供が必要とされるインクルーシブ教育システムが全中学校区に広がり、ユニバーサルデザイン＊の考えを取り入れた授業づくりを実践します。                                                                                                       | 特別支援コーディネーター会議を実施し、特別支援教育の推進を図ります。<br>数値目標：年5回<br>発達性読み書きスクリーニングを実施することで児童生徒の困り感やつまづきの早期発見に努めます。<br>対象：小学校1年生 中学校2年生<br>実施時期：夏休み前後の2回 | 特別支援コーディネーター会議を5回実施しました。県立特別支援学校の協力もあり、具体的な事例を交えた会議となりました。<br>発達性読み書き障害に係る研修会も8回実施し、児童生徒の読み書きの困難さを早期発見し、支援することができました。                                                                  | A  |                         | 児童生徒の適切な学びの場を検討するために、専門家や特別支援学校の巡回相談を積極的に活用し、校内支援委員会の充実を図ります。（全校実施13校）<br>特別支援コーディネーター会議6回実施<br>発達性読み書きスクリーニングに係る研修会6回実施      | ○    | 維持               |                  |
|                        |         |               | -    | のびのび子育て課              | 1 6 家庭児童相談事業※<br>（R6～）こども家庭センター事業     | 0歳から18歳までの児童及びその保護者が抱える家庭内の問題や教育上の問題など多種多様な問題に対し、臨床心理士等の家庭相談員が相談対応を行い、保護者と一緒に問題の解決や育児不安を解消できるよう支援します。<br>（R6～）全ての妊産婦や子育て世帯、こどもを対象に児童福祉と母子保健が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた相談や支援を切れ目なく行います。 | 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するために、関係機関との連携を図り、それぞれの専門性を発揮しながら、支援を行っていきます。また、サポートプランを活用しながら、こどもとその家庭を中心とした支援の充実を図ります。                        | 家庭児童相談室においては、779件のケース（のべ実数）に対し、1,918回のケース対応（訪問、相談、会議等）を行い、要対協においては、1,034件のケース（のべ実数）に対し、3、891回のケース対応を実施しました。<br>ケース数は、家庭児童相談162ケース、要対協166ケース（要保護40、要支援127）となります。また、サポートプラン作成数は、7件になります。 | B  |                         | 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するために、関係機関との連携を図り、それぞれの専門性を発揮しながら、支援を行っていきます。<br><br>また、サポートプランを活用しながら、こどもとその家庭を中心とした支援の充実を図ります。        | ○    | 維持               |                  |
|                        |         |               | 162  | 健幸長寿課<br>（地域包括支援センター） | 1 7 消費者被害の防止                          | 訪問販売業者等による高齢者の消費者トラブル特殊詐欺等による被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員、シニアクラブによる高齢消費者見守りサポーター等に必要な情報提供を行います。                                                | 市内権利擁護関係機関連絡会を実施し、消費生活センターとの情報共有を行います。また、地域包括支援センターが訪問時に消費者被害についてのチラシの配布や注意喚起を引き続き行います。                                               | 高齢者訪問の際に、消費者被害防止について口頭で周知を行いました。<br>独居世帯 304世帯<br>高齢者のみの世帯 334世帯 666人                                                                                                                  | B  |                         | 民生委員の会議において、高齢者訪問の際に消費者被害防止のパンフレット配布を周知します。<br>高齢者訪問の際に、消費者被害防止パンフレットを配布します。                                                  |      | 維持               |                  |
|                        |         |               | 163  | 教育指導課                 | 1 8 福祉教育の推進                           | 道徳の時間等において人権教育を実施するほか、福祉体験学習の機会を通して障がいについての理解を深める取組を行います。                                                                                                                        | 「いじめ防止プログラム」を実施します。<br>数値目標：年4回（道徳2回・特別活用2回）<br>社会福祉協議会と連携を図った活動を推進します。13校中半数以上が活用できるように調整をします。                                       | 各校「いじめ防止プログラム」に基づいた授業を実施しました。（道徳2回・特別活動2回）<br>人権推進課<br>健幸長寿課が主催した小学校における認知症体験を実施しました。（大井沢小学校・大野小学校）                                                                                    | A  |                         | 社会福祉協議会や健幸長寿課・人権推進課と連携を図った活動を推進します。（認知症体験・県事業：ぼろりす教室」等）13校中半数以上<br>いじめ防止プログラムを実施します。（年4回：道徳2回 特別活動2回）                         | ○    | 維持               |                  |